

平成29年6月1日（木曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	5 頁
○開議宣告	5 頁
○表彰状の伝達	5 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	7 頁
○日程第 2 会期の決定	8 頁
○諸般の報告	8 頁
○日程第 3 議案第37号から 日程第49 議案第83号まで	8 頁
○委員会付託省略の議決	11 頁
○日程第50 西北五環境整備事務組合議会の議員の選挙	14 頁
○日程第51 発議第1号	15 頁
○休会の件	16 頁
○散会宣告	16 頁

平成29年6月5日（月曜日）第2号

○議事日程	17 頁
○本日の会議に付した事件	17 頁
○出席議員	17 頁
○欠席議員	17 頁
○説明のため出席した者	18 頁
○職務のため出席した事務局職員	19 頁
○開議宣告	20 頁
○日程第 1 一般質問	20 頁
19番 加藤 磐 議員	20 頁
13番 秋元 洋子 議員	32 頁

3 番 花 田 進 議員	4 1 頁
1 2 番 山 田 善 治 議員	5 2 頁
5 番 山 田 和 宗 議員	5 6 頁
○散会宣告	6 0 頁

平成 2 9 年 6 月 6 日（火曜日）第 3 号

○議事日程	6 1 頁
○本日の会議に付した事件	6 1 頁
○出席議員	6 1 頁
○欠席議員	6 1 頁
○説明のため出席した者	6 1 頁
○職務のため出席した事務局職員	6 2 頁
○開議宣告	6 4 頁
○日程第 1 一般質問	6 4 頁
2 0 番 木 村 清 一 議員	6 4 頁
1 1 番 山 口 孝 夫 議員	7 8 頁
2 5 番 平 山 秀 直 議員	8 2 頁
2 番 井 上 浩 議員	9 2 頁
○散会宣告	1 0 6 頁

平成 2 9 年 6 月 7 日（水曜日）第 4 号

○議事日程	1 0 7 頁
○本日の会議に付した事件	1 0 7 頁
○出席議員	1 0 7 頁
○欠席議員	1 0 7 頁
○説明のため出席した者	1 0 7 頁
○職務のため出席した事務局職員	1 0 8 頁
○開議宣告	1 0 9 頁
○日程第 1 議案第 3 7 号から議案第 5 5 号まで	1 0 9 頁
○日程第 2 請願第 3 号	1 1 0 頁
○休会の件	1 1 0 頁
○散会宣告	1 1 0 頁

平成29年6月15日（木曜日）第5号

○議事日程	111頁
○本日の会議に付した事件	112頁
○出席議員	112頁
○欠席議員	113頁
○説明のため出席した者	113頁
○職務のため出席した事務局職員	114頁
○開議宣告	115頁
○諸般の報告	115頁
○日程第1 議案第38号から	
日程第8 請願第3号まで	115頁
○日程第9 議案第45号から	
日程第11 議案第47号まで	120頁
○日程第12 議案第48号	122頁
○日程第13 議案第37号から	
日程第19 議案第55号まで	123頁
○日程第20 議案第44号	125頁
○日程第21 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙	126頁
○日程第22 議案第84号及び	
日程第23 議案第85号	127頁
○委員会付託省略の議決	128頁
○市長挨拶	132頁
○閉会宣告	132頁
署名	133頁

参考資料

○議決結果表	135頁
○会期及び日程	139頁
○一般質問通告表	141頁
○議案付託区分表	145頁

○請願文書表…………… 1 4 7 頁

平成 2 9 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 2 9 年 6 月 1 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 4 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 1 0 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 4 5 号 五所川原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 4 6 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 4 7 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 4 8 号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-------|-----------|--------------------------------|
| 第 1 5 | 議案第 4 9 号 | 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 1 6 | 議案第 5 0 号 | 工事請負契約の締結について |
| 第 1 7 | 議案第 5 1 号 | 市道路線の認定について |
| 第 1 8 | 議案第 5 2 号 | 市道路線の認定について |
| 第 1 9 | 議案第 5 3 号 | 市道路線の廃止について |
| 第 2 0 | 議案第 5 4 号 | 財産の取得について |
| 第 2 1 | 議案第 5 5 号 | 財産の取得について |
| 第 2 2 | 議案第 5 6 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第 2 3 | 議案第 5 7 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第 2 4 | 議案第 5 8 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 2 5 | 議案第 5 9 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 2 6 | 議案第 6 0 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 2 7 | 議案第 6 1 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 2 8 | 議案第 6 2 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 2 9 | 議案第 6 3 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 0 | 議案第 6 4 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 1 | 議案第 6 5 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 2 | 議案第 6 6 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 3 | 議案第 6 7 号 | 嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 4 | 議案第 6 8 号 | 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 5 | 議案第 6 9 号 | 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 6 | 議案第 7 0 号 | 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 7 | 議案第 7 1 号 | 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 8 | 議案第 7 2 号 | 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 3 9 | 議案第 7 3 号 | 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 0 | 議案第 7 4 号 | 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 1 | 議案第 7 5 号 | 脇元財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 2 | 議案第 7 6 号 | 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 3 | 議案第 7 7 号 | 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 4 | 議案第 7 8 号 | 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について |
| 第 4 5 | 議案第 7 9 号 | 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について |

- 第46 議案第80号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について
第47 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について
第48 議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について
第49 議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦について
第50 西北五環境整備事務組合議会の議員の選挙
第51 発議第 1号 青森県立金木高等学校の存続に関する意見書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田 善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤 永慈 議員
20番 木村 清一 議員	21番 福士 寛美 議員
22番 川浪 茂浩 議員	23番 三 渦 春樹 議員
24番 工藤 武則 議員	25番 平山 秀直 議員
26番 葛西 収三 議員	

◎欠席議員（1名）

19番 加藤 磐 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山 誠敏
副 市 長	三上 裕行
総 務 部 長	北川 智章

財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	秋 元 建 一
福 祉 部 長	岩 崎 孝 幸
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	岩 川 和 雄
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	一 戸 正 博
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部長	須 藤 淳 也
総 務 課 長	川 浪 生 郎
教育総務課長	

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 耕 正
次 長	藤 田 幸 大

午前 10 時 02 分 開会

◎開会宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。
これより平成29年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎表彰状の伝達

○磯辺勇司議長 議事に入る前に、去る5月24日開催の全国市議会議長会第93回定期総会において、市議会議員として市政の振興に努められた功績により、在職10年以上の議員として山田善治議員、鳴海初男議員、花田進議員、吉岡良浩議員、成田和美議員が表彰されました。受賞者の方々に対し、心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。
これより表彰状の伝達を行います。受賞された方々は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

山 田 善 治 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第93回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年5月24日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

鳴 海 初 男 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第93回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

花 田 進 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第93回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

吉 岡 良 浩 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第93回定期総会に

あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

成 田 和 美 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第93回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成29年 5 月24日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

○磯辺勇司議長 以上をもって表彰状の伝達を終わります。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 このたび市政振興の功勞により、全国市議会議長会の表彰の榮に浴されました山田善治議員、鳴海初男議員、花田進議員、吉岡良浩議員、成田和美議員に対しまして、心よりお祝い申し上げます。

これもひとえに議員諸氏の長年にわたる御功績のたまものであり、今回の表彰授与を一つの契機としていただき、今後とも市勢伸展のためより一層の御支援と御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにめでとうございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯辺勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、12番、山田善治議員、14番、稲葉好彦議員、15番、松野武司議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○磯辺勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第4号から報告第12号までの9件の報告が、また監査委員より地方自治
法の規定に基づく定期監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、
お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第37号から

日程第49 議案第83号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第3、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてか
ら日程第49、議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの47件を一括議題と
いたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

皆様御承知のとおり、先般発表されました青森県教育委員会による公立高校再編のた
めの第1期計画案は、各地に大きな波紋を及ぼしております。当市においても、工業高
校の再編、特に金木高校市浦分校に続く金木高校閉校案には、金木地区において多くの
声が上がっております。小中学校の統廃合に続き、生徒児童数が減少する中では避けて
は通れない道ではありますが、地域の皆さんの数多くの声を耳にし、当職といたしまし

ても先般5月29日に県教育委員会の計画案に対し、計画の見直しについての意見を重ねて寄せたところであります。本日の議会でも、議員発議として金木高校存続についての意見書が審議され、午後には磯辺市議会議長を初め市議会議員同行のもと、金木高校の存続を求める会が九千有余に及ぶ署名を手に、青森県教育長を訪れる予定であると伺っております。当職も皆様の思いを届ける場に同行し、地域の未来のために最大限の努力をしてまいる所存でありますので、この場をおかりいたしまして皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成29年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第37号から議案第43号までの7件は、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第37号は、損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第38号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第39号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第40号は、五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第41号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第42号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第43号は、五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第44号は、平成29年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,288万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ345億1,488万7,000円とするものであります。

議案第45号は、五所川原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてであります。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の

定数を定めるため提案するものであります。

議案第46号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、新たに五所川原市農業委員会委員候補者選考委員会を設置するとともに、農業委員会の附属機関として五所川原市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設置するため提案するものであります。

議案第47号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市の体育施設に五所川原市漆川体育館を追加するため提案するものであります。

議案第48号は、五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第49号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の戸数及び共同施設についての規定を改めるため提案するものであります。

議案第50号は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号及び議案第52号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号は、市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号及び議案第55号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号及び議案第57号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、丁子谷悟氏及び奈良陽子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第58号から議案第60号までの3件は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員として、竹谷博則氏、前田正廣氏及び田中久義氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号から議案第80号までの20件は、いずれも財産区管理会財産区管理委員の選

任についてであります。嘉瀬財産区管理会、相内財産区管理会、脇元財産区管理会及び十三財産区管理会の財産区管理委員を選任するため、五所川原市財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第81号から議案第83号までの3件は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、中村健氏、成田徹夫氏、秦優子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第22、議案第56号 教育委員会委員の任命についてから日程第49、議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの28件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の28件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯辺勇司議長 初めに、議案第56号及び議案第57号の2件は、いずれも教育委員会委員の任命についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終了いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号及び議案第57号の2件については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第58号から議案第60号までの3件は、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号から議案第60号までの3件については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第61号から議案第67号までの7件は、いずれも嘉瀬財産区管理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号から議案第67号までの7件については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第68号から議案第71号までの4件は、いずれも相内財産区管理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号から議案第71号までの4件については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第72号から議案第75号までの4件は、いずれも協元財産区管理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第72号から議案第75号までの4件については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第76号から議案第80号までの5件は、いずれも十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第76号から議案第80号までの5件については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第81号から議案第83号までの3件は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでありますので、一括審議いたしたいと思います。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第81号から議案第83号までの3件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件は同意することに決しました。

◎日程第50 西北五環境整備事務組合議会の議員の選挙

○磯辺勇司議長 次に、日程第50、西北五環境整備事務組合議会の議員の選挙を行います。

本件は、欠員となっております議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により決しました。

お諮りいたします。本件は、議長において指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西北五環境整備事務組合議会の議員には、20番、木村清一議員を指名いたします。

ただいまの御指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20番、木村清一議員は、西北五環境整備事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました20番、木村清一議員が議場におられますので、本席から会議

規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎日程第51 発議第1号

○磯辺勇司議長 次に、日程第51、発議第1号 青森県立金木高等学校の存続に関する意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。発議第1号 青森県立金木高等学校の存続に関する意見書の提案理由を御説明いたします。

金木高等学校は、昭和23年の創立以来、地域の中核高校として着実な教育活動を展開してきておりますが、本年4月に県教育委員会が公表した県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画案では、平成33年度募集停止、平成34年度の末に閉校が示されました。当市では、金木高等学校市浦分校が今年度をもって閉校となりますが、今後地域校となっている中里高等学校の募集停止の可能性も十分考えられることを踏まえ、津軽半島北部から高校がなくなることが危惧されます。また、地域住民からも、通学環境の悪化により生徒及び保護者の負担が増すことへの不安や学校の閉校が地域衰退につながりかねないとの声が高まっております。

以上のことから、当面は金木高等学校を1学級規模で存続させ、第1期実施計画期間における各学校の入学状況や通学の利便性等も勘案した上で、改めて学校配置の検討を行うなど、急激な学校統合を行わないよう強く要望するものであります。

以上、提案理由の説明といたしますが、皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

本件については、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

発議第1号 青森県立金木高等学校の存続に関する意見書について、本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明２日から４日までの３日間は議案熟考のため休会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、３日間は休会することに決しました。

次回は５日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前１０時３７分 散会

平成 2 9 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 2 号）

◎議事日程

平成 2 9 年 6 月 5 日（月）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問（5 人）

- 1 9 番 加藤 磐 議員
 - 1 3 番 秋元 洋子 議員
 - 3 番 花田 進 議員
 - 1 2 番 山田 善治 議員
 - 5 番 山田 和宗 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（2 5 名）

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 番 松 本 和 春 議員 | 2 番 井 上 浩 議員 |
| 3 番 花 田 進 議員 | 4 番 磯 辺 勇 司 議員 |
| 5 番 山 田 和 宗 議員 | 6 番 木 村 慶 憲 議員 |
| 7 番 成 田 和 美 議員 | 8 番 吉 岡 良 浩 議員 |
| 9 番 鳴 海 初 男 議員 | 1 0 番 木 村 博 議員 |
| 1 1 番 山 口 孝 夫 議員 | 1 2 番 山 田 善 治 議員 |
| 1 3 番 秋 元 洋 子 議員 | 1 4 番 稲 葉 好 彦 議員 |
| 1 5 番 松 野 武 司 議員 | 1 6 番 寺 田 武 造 議員 |
| 1 7 番 桑 田 茂 議員 | 1 8 番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 1 9 番 加 藤 磐 議員 | 2 0 番 木 村 清 一 議員 |
| 2 1 番 福 士 寛 美 議員 | 2 2 番 川 浪 茂 浩 議員 |
| 2 3 番 三 潟 春 樹 議員 | 2 4 番 工 藤 武 則 議員 |
| 2 5 番 平 山 秀 直 議員 | |
-

◎欠席議員（1 名）

- 2 6 番 葛 西 収 三 議員
-

◎説明のため出席した者（２６名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	北 川 智 章
財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	秋 元 建 一
福 祉 部 長	岩 崎 孝 幸
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	岩 川 和 雄
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	一 戸 正 博
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	三 橋 大 輔
国保年金課長	佐 藤 妙 子
家庭福祉課長	鳴 海 新 一
農林水産課長	今 重 彦
公園管理課長	葛 西 達 也
上下水道部長	須 藤 淳 也
総 務 課 長	川 浪 生 郎
教育総務課長	

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	小林 耕 正
次 長	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、19番、加藤磐議員の質問を許可いたします。19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 一登壇一

市民の会、加藤磐であります。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、県立高校の再編についてでございます。当市の対応についてお尋ねいたします。去る6月1日、本定例会の会議におきまして、秋元議員の発議を満場一致で議会各議員の御賛同を得ながら承認されました。そのことを受けて、同日6月1日午後4時から青森県教委に県の教育長、中村さんをお訪ねし、申し入れいたしました。

意見書の内容でございますけども、いま一度意見書あるいは……失礼。その前に、5月29日、当市から青森県に対して要望書が提出されております。その内容について、今本会議におきまして改めて市長の要望の趣旨をお尋ねするものでございます。

また、29日の県教委に対する要望書の内容をぜひ当五所川原市の広報に掲載していただきたい。そしてまた、もう一つは、当議会の意見書の内容は市議会だよりに掲載していただきたいと思います。

さらに、この意見書あるいは要望書の対応について、県の今後の見通しをお聞かせ願いたい。当市として、さらに市の要望が届かなかった場合の対応についてお尋ねするものでございます。

第2に、金木地域の面的整備についてでございますが、金木総合支所及び旧西沢家住宅改修の現在の進捗状況についてお尋ねいたします。今まで本議会において、今年の3

月定例会、そして今年3月の定例会と、いずれも会派の代表質問が伊藤議員によってなされておりますが、特に進捗がなされていないだけでなく、どうも昨年と比較しますと後ずさりしているやに思われる節が多々ございます。この場で改めて金木総合支所及び旧西沢家住宅の進捗状況についてお尋ねするものであります。

第3に、芦野公園の整備についてでございますが、公園管理課ではいろいろ御苦労されておると思いますが、特にこの演壇では芦野公園の整理、とりわけ公園の中の湖上のステージの舞台、あるいは観客席の整理についてお尋ねするものでございます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画案に対する本市の意見の表明とその内容についてお答えいたします。

青森県教育委員会では、社会の変化や生徒数の減少に対応するため、昨年8月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえ、地区意見交換会における意見などを参考とし、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画案を本年4月26日に公表しております。

当計画案の中では、五所川原工業高校の情報技術科を電子機械科に統合し、4学科を3学科に改編した上で、金木高校、板柳高校、鶴田高校の4つの高校を統合し、工業科3学級、普通科2学級から成る西北地区統合校を新設する案が示されております。

五所川原工業高校については、本校が西北五地域唯一の工業高校として高度な工業技術者を数多く輩出するなど、当地域に大きく貢献してきたところでございます。

このたび示された学科の改編は、学校の特色や活力、工業高校としての専門性が失われるだけではなく、地域産業を支える人材の確保という観点からも、県教育委員会に対して再考を願うものであります。

また、金木高校については、学校創設以来、地域社会と密接にかかわった学校運営がなされ、地域を支える有能な人材を数多く輩出するなど、金木地域の振興のためにもなくてはならない重要な存在であります。

西北地区統合校案は、金木高校の閉校を前提としており、金木地域における高等教育の場が失われる結果、通学環境の悪化により生徒や保護者の負担が増加し、さらには地域の活力低下が懸念されるなど、地域の方々にとりましてもまことに受け入れがたい内容であると考えております。

これらのことから、当職といたしましても、去る5月29日に県教育委員会に対し、計

画案の見直しについて意見を寄せたところであります。

また、議員御承知のとおり、6月1日には金木高校を応援する会の方々により、計画案の見直しを求めた要望書とあわせて、金木高校存続への思いをのせた1万317名分にも及ぶ署名が青森県教育委員会、中村教育長へ直接届けられております。

さらには、市議会の総意として議決された金木高校存続についての意見書が磯辺議長から中村教育長へ手渡されております。

当職もその場に同行いたしました。地域住民、議会、そして私ども行政の3者が一体となって、地域の実情や金木高校存続に向けた切実な願いを県教育委員会に対してしっかりと届けることができたものと考えております。

今後県教育委員会に対しましては、地域住民に対する丁寧な説明と地域の実情へ配慮した慎重な対応をするよう、引き続きお願いしてまいりたいと思っておりますので、加藤議員初め議員各位におかれましても、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今加藤議員のほうから県の今後の動きについてということで、そのことについて私のほうから今現在わかっていることでお話ししたいと思います。

今問題になっているいろんなことに関して、今パブリックコメントが6月5日まで実施されております。そのことをもとに県のほうでまた、県の定例会とかで話し合いする予定だと思っておりますけれども、最終的には今年の7月に第1期の実施計画案を策定して、公表する予定になっております。その後、平成30年4月からは第1期実施計画開始ということが県のほうからは一応案として示されております。

以上です。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 広報の掲載につきましては、前向きに検討してまいりたいと思っております。

引き続きまして、金木総合支所建設の進捗状況についてお答えいたします。金木総合支所の建設につきましては、平成29年第1回定例会においても答弁しておりますが、基本的な設計の考え方として、保健センター金木、伊藤忠吉記念図書館の機能の集約、総合支所の業務に支障を来さない庁舎移転、庁舎や駐車場の配置など、これらを検討したところ、建設場所は金木商工会館及び旧水道事業所跡地として計画したところであります。

現在の金木商工会館を含んだ位置に新庁舎を建設する計画によりまして、金木商工会は既存の位置関係から新庁舎に集約することとして検討しておりますが、敷地内に再築または敷地内のほかの施設に移転することも含めまして、想定されるさまざまな条件を整理した上で金木商工会と協議してまいりたいと考えております。現在はそのことを整理、検討しているところであります。

そこで条件等の整理が整い次第、金木商工会との協議を行いまして、その後は金木地域審議会等を対象とした説明会などを開催しまして、新庁舎に対する御意見や御要望を十分に伺いまして、建築設計に反映させることとしております。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 旧西沢家住宅改修の進捗状況についてお答えします。

平成29年第1回定例会における市民の会の代表質問及び議員からの御質問へお答えしたとおり、旧西沢家住宅は金木中心部の面的整備事業の一環として、その活用及び改修方針を検討すべきであると考えておりますが、その際、投下する財源とその効率性、維持管理に係る後年度負担等を勘案しながら、現在関係部局と検討を重ねている状況であります。

以上です。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 芦野公園内の湖上ステージの改修についてお答えいたします。

芦野公園内の湖上ステージは、藤枝ため池の湖岸に建設され、桜まつり期間のイベント会場を初め、ダンスサークルなどの練習会場として使用されております。

平成5年に木造で建設された湖上ステージは、つり橋を望める絶好のポイントですが、建設から24年が経過しているため、土台部分の丸太を初め、手すりや木製ベンチ等が老朽化しており、この老朽化に対応して、今年度はまず舞台上の手すりの補強を考えております。

湖上ステージ以外にも、園内には管理棟や浮き橋、公衆トイレなどの改修が必要な施設や桜、クロマツ等の老木があることから、長期的な計画をもって整備していく必要があります。

このため、市では今年度、各施設と植栽樹のカルテを作成し、これをもとに芦野公園の総合的な整備を検討してまいります。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 まず、一問一答方式でございますので、県立高校再編に対してお

尋ねいたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、おかげさまで1万317人の署名とともに県の教育長に提出いたしました。磯辺議長を初め当議会の熱意に心から感謝申し上げるとともに、当市の平山市長の御苦勞に対しても心から敬意を表したいと思います。

さて、この意見書、要望書に対する県の回答があった場合でございますが、この回答の内容について、いつごろになるのか、当市の見通しをまずお尋ねするものであります。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの御質問の回答があった場合、いつごろになるのかという御質問でしたけども、まだそのようなお話のほうが確認とれておりません。ちょっと確認とてみますので、御了承願います。

以上です。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 もし回答があった場合でございますけども、当市のごしよがわら広報にぜひ掲載していただきたいと思います。

さて、この再編でございますけども、5月31日、東奥日報の明鏡欄に金木地区の住民が、政治は何のためにあるのかと、郡部の市町村があってこそその県であるということを看破されております。そのことからして、当然県から公表する前に当市に対して回答があると思うわけでありましたが、この回答についてぜひ、再度申し上げますように、当市のごしよがわら広報に掲載していただきたいと思います。

次に、もし当市議会及び当市の意見、要望が残念ながら聞き入れられず、現在公表されております再編計画のとおりになった場合、当市としての対応をまず平山市長にお聞きしたいと思います。

○磯辺勇司議長 市長。

○平山誠敏市長 加藤議員の今ならない場合ということではありますが、まだまだこれから話でございまして、各地域からも同じような要望されております。どういうふうな決着つくか、私どもとしてはまだ検討つかないと。今の要望を、市としての要望をまだまだ誠実に県の教育委員会に発信していきたいと、それが第一番ではないかと思っております。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 もし住民の意見、要望が県に聞き入れられなかった場合、当市として、それではこの問題についてどう対応しようとしているのか、腹案があったらお知らせください。ないものねだりに近い感じではありますが、当然意見、要望を出した場

合、それに対してノーかイエスか二者択一しかないわけでありまして、当然そのノーが県の再編計画どおりなされた場合、当市としてどういう対応をするのかこれから考えていかねばならない問題だと思いますが、市長いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 市長。

○平山誠敏市長 加藤議員も御承知のとおり、これは県の教育委員会の問題でございますが、当市の要望が通らない場合、市としての対策がどれくらいあるのかというのは、かなり限定的な問題ではないかというふうに思っています。

先日、県の教育長にもお願いしたとおり、五所川原工業高校と金木高校、板柳高校、鶴田高校の合併ではなくて、できれば金木高校と中里高校の合併によって、津軽地域北部の高校がまだまだ存続できる可能性があるのではないかという考えもございますので、その辺についても県の教育委員会のほうにお願いしてまいりたいと。これは、私の個人的な考えでございますし、やはり金木高校を応援する会、そしてまた金木地区の市議会議員の皆様方の御意見の総意がなければ、なかなかそういう提案もできないということでございますので、その辺の考え方の統一も一つしていく必要があるのかと思っていますので、その結果によって私ども強力に応援したいと思っております。その辺の意識統一といいますか、そういうものをひとつ御検討いただければと思っております。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 例えば高校に通う学生の募集に当たってであります、聞くとところによると、全国的に見ますと、金木高校が仮に全国に向けて学生を募集することも県の教育委員会の認定を受ければ、金木高校の中に仮に音楽部津軽三味線科とか、そういう新たな講座を設置することが可能だと聞いております。そういう意味からも、単に県の対応を待つのみでなく、当五所川原市としてできる範囲のことをこれから発表までの間にぜひ対応を考えていっていただきたいと、このように思います。

次に、金木総合支所及び旧西沢家住宅改修でございます。この際申し上げますが、特に旧西沢家住宅が単なる地主の豪邸だけにとどまらず、いわゆる漁師の網元でありますニシン御殿の一種として西沢家が建設されたことを御存じだと思いますけれども、あえてこの場で述べさせていただきます。

この西沢家の改修でございますが、あの屋根は今までも再三取り上げられましたように、入母屋づくりの屋根でございます。この屋根の外観がさびが上がり、老朽化が非常に甚だしいと。このことに関して、当市議会では、今まで発表されておりますように、2億6,000万円の予算が必要だということが公表されておりますけれども、いまだかつて旧西沢家の見積もりの内容、あるいは図面が当議会において、あるいは当市民の間に公表

されておりません。この点について、図面がなしに市民の間に論議を求めるというのは非常に難しい面があるかと思えますけども、どうして図面が、あるいは見積書の内容が公表されないのか、担当者にお聞きいたします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 お尋ねの実施計画、それから設計、それらの詳細について公表されないものかという御質問でございます。西沢家住宅については、市が取得してからこれまで、耐震の診断業務とか、それから基本計画の策定、それから実施設計の業務委託と、その都度、平成24年度に取得してから毎年事業費を投下してまいったわけでございます。それによって、平成27年度において工事の実施設計がまとまっているところでございます。これについて内容を精査しつつ、金木庁舎の面的整備と抱き合わせながら、今後の持っていく方ということを昨年度検討したわけでございます。

ただ、議会にも御報告申し上げてあるとおり、現状をまず維持、保存するという考え方で2億6,000万円近くの費用を要するというので、これが将来的にわたって本当に市にとって、文化財の保存、活用という立場、それから保存したはいいけれども、その後の後年度負担、これが市できちんと背負い切れるのかということが実際課題に上っているところでございます。

この実施設計の概要については、どういうふうに復元するのかという図面については、議会はもとより住民の方々にもあらかたの考え方は図面として公表は可能だと思いますけれども、これからそれをどう持っていくのか、これについては今年も検討している面的整備事業、この中で論議されていかなければいけないと考えておりますので、その点御承知いただきたいと思えます。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 今担当者から改修費用並びに耐震について説明がございましたが、お聞きいたします。そもそも2億6,000万円の設計見積書がどこから出ているわけですか、そのことをお尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 専門の、古民家や古い文化財などを修復されている弘前の専門業者、こちらに設計をお願いしてございます。

工事の内訳につきましては、主屋の復元工事、その付随して外構や、それに収納される機械設備工事、電気設備工事などがありまして、それが約2億3,700万円に上っております。

それから、御承知のとおり、主屋に土蔵が別棟でございます。この土蔵についても非

常に価値があるということで認識しておりまして、その土蔵の復元工事1,900万円ほどあるんですけども、それらを合算しますと2億5,200万円と、約2億6,000万円、そのような数字がはじき出されているものであります。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 見積もり業者が弘前の研究所ということでございましたけども、多分弘前文化財建築研究所だと思いますけども、間違いないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、その中で取り扱われております旧西沢家住宅の改修の中に、西沢さんたちが入っていた住宅の解体は入っていますか、お尋ねします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 旧西沢家の東側に新宅と称して新しい住宅がございます。その解体工事が含まれてございます。それらにつきましては370万円ほどの解体撤去費、この2億6,000万円の内容に含まれております。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 先ほど来申し上げておりますように、設計見積書の内容をぜひ公開していただきたいと思います。

次に、耐震でございますけども、これはすべからず耐震事業を行わなければ、旧西沢家住宅も使えないわけでありますか。つまり耐震の概念は非常に新しいものでありまして、実は金木の中にも西沢家以上の建物がございます。例えばお寺とか八幡宮とかいっぱいありますけども、この西沢家より前に建てられた建物に耐震のために補強したという話を聞いたことがございません。この金木地区だけでなく。つまり日本国内で、例えば京都のお寺なんかいっぱいありますけども、格別耐震の概念から外れているにもかかわらず、どうして……西沢家も当然古民家でございますから、その耐震の概念ができる前に建造されているわけであります。にもかかわらず、どうして市では耐震にこだわるわけでございますか、お尋ねします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 文化財にはさまざま、国の重要文化財とか、国宝とかありますけれども、それから市の文化財、西沢家につきましては国の登録有形文化財というふうな位置づけでございます。ただ、登録有形文化財として現在存在するこの旧西沢家でありまして、建物の用途は住宅でございます。住宅ということであれば、そのまま外観保存するというふうな考え方であれば、耐震の補強とかそういう抜本改修工事というのは特段必要はないんですけども、これまで論議された部分については、その建物の保存と活

用に当たって、内部に不特定多数の一般の方でも自由に観覧できるように、内部に人を導き寄せるというふうな考え方をとったらどうか、中で飲食を行えるように中を改造すればどうかとか、これまでもいろんな意見が出てまいりました。

現に住居として用途が規定されているものを、他の観覧施設であるとか、旅館であるとか、いろんな形に用途を改変していくということであれば、当然建物の用途変更とかの手续が必要になってきます。そうなった場合、耐震というものが問題になってきます。そういう意味で、耐震改修を行うに当たってはどの程度の費用等が将来見込まれるのか、そういう部分でこれまで耐震について業務委託を行ってきたという経緯はございます。

したがって、加藤議員が御質問のとおり、あのまま保存するのであれば耐震とかは必要と思われないがという御指摘がありますけれども、それはまさしく外観のみを生かすということで、中に人が立ち入るということを要求しないということであれば、あのなりで屋根板のふきかえとか、傷んだ部材等を入れかえとか、そういうふうな形で改修費を軽減できるというふうには捉えることができると思います。したがって、耐震に関しては、その建物の用途、それから文化財としての見せ方、これらについて検討を加えるならば、そういう耐震の考え方も避けて通れないということでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 耐震が避けて通れないということでもありますけれども、それはしかし少し違うんじゃないでしょうか。先ほど来申し上げておりますように、お寺等は不特定多数が非常に出入りしておりますけれども、いまだかつて耐震のための工事、時間をとれないこともありますけれども、しかし国から強く注意されたという話は不肖私も伺ったことがございません。

ということから、つまりあの西沢家の活用については、当市民の会の山口さんが本議会において明日行いますけれども、私はその前にあの外観を維持するために、今がタイムリミットぎりぎりではないかと。つまり今月の2日の日、西沢家の住宅を教育委員会文化スポーツ課の協力のもと、錠をあけまして視察させていただきましたけれども、屋根は著しく劣化しておりますが、まだ雨漏りはございませんでした。吹きつけによるものは、すき間といいますか、そこからのしみは一部ありましたけれども、今があのさびを、さびた屋根の外観を維持する、つまり言うなれば塗装する時期、最後のチャンスではないかと思うわけです。ということであれば、あの老朽化した、さびのついた屋根にやすり、サンダーみたいなものをかけてペンキを塗るということは、緑色の緑青の最新式のペンキが、潮風にも耐えるようなペンキがあるというふう聞いておりますけれども、今が最

後のチャンス。つまりあの外観を維持するのに必要な経費は、幾らぐらいに文化財研究所で見積もられているわけですか。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 外観保存につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2億6,000万円のうち2億3,000万円というふうな数字になっています。屋根だけで考えてみますと2,600万円です。

いずれにしても、屋根のふきかえだけにとどまるのか、そういう問題があります。これにつきましては、改修の進め方、それから西沢家住宅自体の保存、改修の課題につきましては、これは今の面的整備事業、金木総合支所周辺の面的整備事業とあわせて、これは関係部局、総務、財政当局とも話し合いしながら、これまでも議会の答弁では加藤議員初め市民の代表、それから有識者の意見なども取り入れながら、検討を加えていかなければいけないのかなと。最終的には当然議会で検討されることになろうかと思えます。そういうことで、屋根だけの考え方でいけば2,600万円ほどの見積もりが出されているということでございます。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 今答弁がありましたように、屋根だけの塗装の見積もりは、2,600万円近くに上がるということであります。初めて聞きました。

ところで、重要伝統的建造物群保存地区という概念というか、言葉を御存じかと思うんですけども、テレビに再三出ていますが、女優の吉永小百合さんが最近秋田の地区に、JRが広告元であります、どこかの蔵、扉の前に立って、その宣伝しておることがたびたび出ております。皆さんも御存じかと思えますけども。その蔵のある場所が実は隣の秋田の横手地区の増田地区であります。重要伝統的建造物群保存地区にも、これは大分や、我々県外研修で行っておりますけども、島根県、全国至るところにあります、この金木地区の中にも、先ほど来答弁がありましたように、西沢家、あるいは八幡宮、太宰のかかわりあります雲祥寺や南台寺、あるいは妙乗寺、大体直径200メートルの中に6カ所か7カ所集中しております。ぜひそのかなめとして、旧西沢家の住宅についての活用だけが包括的に論議されるのではなくて、現に空間形成、景色を醸しておる西沢家の入母屋屋根の修復をまず第一段階としてすることは可能ではありませんか。

さらに、先ほど申し上げました金木の地区に集中しております伝統的な建造物の指定を視野に、当教育委員会として、あるいは当市として検討されておるのかどうか、お聞きするものであります。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 伝統的建造物群の検討につきましては、まだ未着手でございます。考え方として、金木中心地、そこに存在する建物群がそれに合致するものなのかどうか、そこら辺については調査、それから上級官庁である県等に確認をしつつ進めていきたいと思ひます。早い時期にその要件に合致するものかどうかということも検討を加えたいと思ひます。

先ほど来西沢家の屋根の損耗について御指摘があり、あの外観ということであれば、そこら辺に着手すべきでないかという御提言、御質問されておりました。先ほど来説明しておる2,600万円ほどかかるという所要額については、あくまでもふきかえという形でございます。恐らく塗装をしてもなかなか大変じゃないか、全面的なふきかえで見積もりをとったところでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 ぜひ重要伝統的な建造物の保存地区としてのかなめとして、旧西沢家の外観形成を考えていただきたいと、このように思ひます。

申し上げますが、どうやら今までの論議の中で、旧西沢家の改修については、改修の費用が多々かかるということを経由に、そしてまた旧西沢家の活用を探るということを経由に、なかなか前に進んでいかない現状にあるかと思ひますので、担当課ではぜひ今論議されたことを心の隅に入れていただいて、そして物事を進めていただきたいと思ひます。

次に、3番目の芦野公園の整備でございますが、ここでは湖上ステージの改修についてお聞きいたしました。平成5年に建設されて、そして利用も著しいということでございますが、どうでしょう、公園管理課の中に、例えば現在公園管理課は6名ぐらいの人員だと思ひます。この人員で当市にある公園全てを管理するというのは大変なわけですが、できないものではないでしょうか。例えば一般町民におらほの公園のどこそこがおかしくなっている、あるいはどこを直してほしい、つまり民生委員や人権擁護委員と同様の権限とは申しませんが、公園管理課に公園についての情報を提供する協力員を備えていく考えはございませんか。今どのように公園の中についての情報を当市では収集されているのかお尋ねします。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 現在市内に59カ所の公園がございます。管理方法といたしまして、公園管理課職員もパトロール等いたしますけれども、各総合支所のほうにお願いいたします情報提供してもらっているところでございます。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 公園の整備については多々論議されてきたわけですが、それではお尋ねしますけども、仮に金木の芦野公園でございます。芦野公園に定期的にパトロールされているのは、そうしますと、春夏秋冬ございますけども、1年に何日、何回ぐらい市の職員がパトロールされているわけですか、お尋ねします。

○磯辺勇司議長 公園管理課長。

○葛西達也公園管理課長 施設がフルシーズンの場合、春から秋にかけては、ほぼ毎日、土日は除きますけども、大きい公園、芦野公園とか菊ヶ丘公園、堺野沢とかありますけども、この大きい公園についてはほぼ毎日職員のほうが1名巡回してございます。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 それでは、公園の整備については、当市の担当課では、問題点についてほぼ把握しているということと受けとめてよろしいですか。

○磯辺勇司議長 公園管理課長。

○葛西達也公園管理課長 当然利用者の方からもいろんな御意見ございまして、あそこが壊れているとか、そういうものは多々寄せられておりますので、それについては速やかに修繕とか対応をしているところでございます。

また、その把握でございますけども、基本的にこちらのほうでそういうものは把握しているというふうに認識してございます。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 この公園の整備については、さきの議会でも来年度業者を委託して、根本的にどう整備したらよいかということを担当課で検討されておるということ为先般の議会でお聞きいたしましたけども、そのことについて最後になりますが、お尋ねします。業者の選定であります、当市以外の、つまりよその公園も見ている業者、あるいはやっている業者も、公園の整備について見積もりをする業者の中に取り込んでいくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 今年度カルテを作成いたしまして、来年度基本計画作成の予定でございまして、業者に依頼するとかはまだ考えてございません。職員でできるものはなるべく職員でやっていこうという考えであります。ただ、もし業者委託になった場合、議員おっしゃられたような、できればいろんなところの公園をやってきた業者さんが望ましいのではないかと考えております。

○磯辺勇司議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 職員を中心に整備しているということでございますけども、ぜひ職員の中に専門の技術者を取り入れた体制にしていきたいと思いますし、また今答弁にありましたように、ほかの地区からの業者も取り込んでいくことを検討されるように望みます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、13番、秋元洋子議員の質問を許可いたします。

○13番 秋元洋子議員 一登壇一

至誠公明会の秋元洋子です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

その前に、6月1日、6月議会開会日、皆様の御理解をいただき、金木高校存続に対する意見書に御賛同いただいたこと、心より感謝申し上げます。また、1日午後3時40分、県教委へ1万317名の署名を提出したときに、応援する会の方とともに市長、議長と一緒に要望書を提出されたことも心から感謝いたします。

6月3日、東奥日報によると、本県の出生率が4年連続で増と大きな見出しが目飛び込んできました。喜んでよいと思いながらも、全国で見ると昨年より2万8,698人減だと書いてあり、結婚しない若者が増えたことを考え、残念としか言いようがなく、何か手だてを講じるべきと友人たちとも話しています。婚活しかないのか、子育て支援はどうか、子供を産んだ後の医療費等はどうか、子供を育てる環境など、数々問題が浮上してきます。近隣の市では子供の医療費が無料だからと、五所川原市の両親とともに住む家がありながらも、旧木造町のアパートに住み、勤務先は五所川原市、生活費は五所川原から持っていき、税金はつがる市へ納める、このような事実はほんの一例にすぎないと見過ごしてしまうのか、また対策をとっていくのかを熟考していただきたい。この件も人口増、出生率増につながらないかと考えております。

前置きが大変長くなりましたが、金木高校存続について一般質問いたします。この一般質問について、先ほど加藤議員がいろいろと詳しく一般質問されましたので、またさらにということもあろうと思いますが、私なりに一般質問してみたいと思います。

金木高校の危機。4月27日朝刊に県内の13校が閉校する案を県教委が発表しました。これまで西北地区において3回の意見交換会が開かれてきましたが、その中になかった計画案が発表されました。それまで話し合われてきた内容の違う計画が発表され、その事実に対して教育長は知っていたのでしょうか。その流れを知っていたかどうか、教育長にお聞きします。

それから、金木高校を応援する会が1万317人の署名を集め、市長初め市議会議長ほか

4名の市議も一緒に県教委へ署名を提出、要望書も提出しましたが、金木高校存続への思いが届かず、先ほど加藤議員が閉校の後にどうするかということを聞かれましたが、私もそれを、閉校と決定したとき、地域への影響をどう考え、どう捉え、本計画案に対して市はどのように考えていくのかをお知らせください。

次に、芦野公園の桜についてですが、今年は天候にも恵まれ、花も期間にちょうどよく、満開時少し早まりましたが、近年になく29万人超の観光客数があり、桜まつり実行委員会、出店等している方々も大変喜んだ桜まつりでございました。この場をかりまして、市の配慮により、実はビッグテントを商工会ではいただいたと思っております。ビッグテントを設置していただきましたこと、お礼申し上げます。子供たち、老人たちが桜まつりに利用して、非常に喜んでおりました。

また、自然休養村と民俗資料館の桜の木は、教育委員会の管轄ということで、桜まつり前に急遽お願いしたところ、てんぐ巣病の枝切りをしていただき、早い対応にお礼を申し上げます。

まず、1番目に桜まつりの件ですが、現状と今後の対応策について、2番目として市の中での位置づけと方向性についてをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 秋元議員にお答えいたします。

先ほど加藤議員の御質問の中でも本計画案の考え方につきましてお答えいたしました。秋元議員からは金木高校存続についての御質問ですので、金木高校存続の観点からお答えいたします。

金木高校については、地域を支える人材を多数輩出するなど、昭和23年の学校創立以来、地域社会と密接にかかわっており、金木地域の振興のためにもなくてはならない重要な存在であると認識しております。

また、太宰治学習会や郷土理解学習を通じて、金木地域の文化、歴史、伝統への理解を深めるほか、ボランティア活動などの地域貢献活動にも積極的に取り組まれるなど、地域に根差した教育活動が実践されていると伺っており、地域との結びつきがさらに深まっているものと思います。

当市におきましても、昨年は太宰治生誕祭に金木高校の全生徒が参加し、大いに盛り上げていただいたほか、先日開催されました走れメロスマラソンにおいても、ボランティアスタッフとしてお手伝いいただき、大変感謝しているところであります。

そのような中で、このたびの学校統合案が示されたことは、金木地域はもとより、津軽半島北部の地域全体にとって大変厳しい内容であると認識しております。本計画案が示すとおり、学校統合が進められた場合、通学環境の悪化や地域の活力に大きな影響が及ぶものと懸念されることから、当職といたしましては第1期実施計画期間における各学校の入学状況などを勘案した上で、改めて学校の規模や配置について検討を行うなど、地域の方々の納得を得るためには、5年後という短い期間ではなく、10年後にどのような形にしていくのかといった、より長い期間が必要であると考えております。

県教育委員会に対しましては、地域の方々が納得を得られるよう、今後も丁寧な説明と地域の実情に配慮した慎重な対応について、引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 秋元議員の計画案のこれまでの経緯についてまずお答えします。

県教育委員会では、生徒数の急激な減少が見込まれる中で、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化に対応できる人材を育成するため、平成30年度以降の県立高等学校のあり方についてこれまで検討を重ねてきております。

平成26年6月には、県内の有識者で構成する青森県立高等学校将来構想検討会議へ諮り、約1年半にわたる審議を経て、平成28年1月に県立高等学校将来構想についての答申が出されました。この答申を踏まえ、平成28年8月3日、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針が作成されてございます。

その後、平成28年9月から29年1月までに、県内6地区においてそれぞれ3回にわたり地区意見交換会を開催し、市町村の教育長、小中学校長等の学校教育関係者、PTA関係者、それから産業界の関係者等から、各地域の実情に即した幅広い意見の聞き取りを行っております。

私もこの地区意見交換会に委員として出席し、具体的な学科の改編や学校規模、特に重点校、拠点校、地域校の配置や考えられる取り組み等について意見を述べております。その中で、五所川原工業高校については西北地区にとって工業系の職業教育の場として必要不可欠であること、金木高校は地域とのつながりが強く、また津軽半島北部にあるという地理的状况や通学環境等を考慮する必要があることなどを述べております。

御指摘の今回発表されました五所川原工業高校に統合するという案は、正直なところ、この委員会の中では出てございません。私もこの発表を見まして驚いたというのが現実でございます。ただ、それに似たような形のシミュレーションは幾つかございましたの

で、その中で県のほうが最終的に判断したということです。

そして、この26日に本計画案が公表された形になっております。この最終的な発表に関しては、県の教育委員会が決定したということになって、私たち委員はその中には入っておりません。ただ、私たちも3回の意見交換会の中で、それぞれの教育長の立場では実情を話ししてございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 芦野公園のてんぐ巣病についてお答えいたします。

てんぐ巣病は、さまざまな桜に発病いたしますが、特にソメイヨシノには強くあらわれ、水辺近くの湿気の多い場所でよく発生いたします。芦野公園においても、ため池近くのクロマツの陰に生育している桜から感染が広がっているものと推測されます。

現在てんぐ巣病に対応した薬剤はありませんが、その対処法といたしまして、ほうき状に発生した枝を切除し、切った枝を感染拡大防止のため焼却するといった方法がございます。枝の切除の時期は、葉が落ちる秋ごろが適当とされており、芦野公園の桜についても毎年10月ごろに、剪定と同時にてんぐ巣病の枝の切除作業を行い、管理しているところでございます。

また、老木や弱った樹体については、土壌改良や追肥による樹勢回復を図り、翌年の花芽確保に努めているところでございます。

次に、芦野公園の改修の見通しについてでございます。芦野公園は、これまで先人たちの郷土愛によって守られてきた公園であり、昭和33年に県立自然公園に指定され、以降つり橋や浮き橋、動物園などさまざまな施設が整備されてまいりました。しかしながら、施設の経年劣化や樹木の老木化に伴い、修繕費等が年々増加しております。

このため、芦野公園の総合的な整備計画が必要と考え、今年度は園内を点検し、施設や樹木等のカルテを作成することとしております。

樹木に関しましては、青森県樹木医会に委託をして樹木診断を行い、適切な処置の指導をしていただくこととしております。

今後は、桜のみならず、もみじやアジサイなどの植栽を視野に入れ、四季折々に楽しめる自然豊かな公園づくりを目指してまいります。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 今教育長の御答弁により、教育長もその3回の会議の中ではわからなかったという事実。それは、急に金木高校閉校という事態になったわけですが、それらしきシミュレーションがあったということは、そのシミュレーションの中に今後金

木高校もそういう状況になりますよということも入っていたんですか。どうでしょう。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 その前に、西北地区の生徒数の現状について私のほうからちょっとお話しします。今の高校再編の前の今現在の平成29年までの現状を見ますと、皆さんも御存じのように、板柳高校、鶴田高校、金木高校、それから中里、鰯ヶ沢、深浦、全ての高校が今まで残ってきたわけです。これは、よその地区と比べて、よその地区は岩木高校とかいろいろなところが廃止になって廃校になっていましたけども、西北地区の現状を見ますと、非常に距離とかいろいろな現状がありまして、県教委のほうでも今まで一校も閉校にできなかったわけです。それはどういう形で取り組んできたかということ、学級減で取り組んできたわけです。全ての、板柳高校も鶴田高校も金木高校も鰯ヶ沢高校も1学年全て2クラスです。2クラスの中で、正直な話、金木高校とか鰯ヶ沢高校は2クラスの中でほとんど1クラスちょっとぐらいの生徒しか入っていない。このことを、現実をまず見ていただきたいなと思います。そのことを私たち委員のほうに県のほうからいろいろな形で示されました。やっぱりその現実を見ていきますと、これは西北地区の子供たちだけでなく、将来的なことを考えていくと、中南とか東青の子供たちとも一緒に学力とかそういうようなもので競争していかなきゃならないわけで、その辺のことは県教委のほうからは私たちのほうにもお話しされて。

ただ、その中でいろいろなシミュレーション、幾つもありました。それぞれ1クラスでも残してほしいとか、それから深浦校舎と中里高校は現実的に1クラス分も子供たちがいないわけで、でも地理的状況があるというようなことで、何とかそこは地域校として残してほしい。それぞれみんなあるわけですけども、その中で現実的な意見を幾つか我々のほうも話し合いましたけども、県のほうからも出されまして、ただ今言ったように今出された案については、そこはたしかなかったと思います。ほかの委員の方々も意外とそのことに関して「あれっ」と思ったのは、私もそうですし、ほかの委員の方々も現実ではないか。ただ、それだけ西北地区の生徒数の減少は他地区と比べて非常に大きいということは現実としてあるということを認識しなければならないのかなと思っていました。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 教育長の言うことはよくわかります。私たちも現実を見れば、しようがないかなという部分がございますが、先日、私の記憶では、深浦高校が地域校として残り、鰯ヶ沢は金木高校と一緒に閉校になる計画でございましたよね、最初。ところが、ついこの間の説明会で、急に鰯ヶ沢高校も、2校残ると、私はそういうふうに聞

いて、びっくりして、なぜ鰯ヶ沢が残って、金木がなくなるのか、非常に腹立たしい思いで、教育長、そこに気がつきませんでしたか。いかがですか。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今言われているのは、五所川原の会場での話ですか。申しわけありません、私そこに出席していませんでしたけども、中身は聞きましたけども、そのことに関して私はちょっと答える立場にございませんので、たしか県のほうの人がそのことについて答えているとは……。私聞いた話では、交通、特に五能線は意外と冬期間とかいろいろな形で通えないというようなことがあるので、鰯ヶ沢高校のほうが現実的に残ったというようなことらしいです。私もちょっとそのところ詳しいことは答えられませんので、申しわけありません。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 それは、確かに私もそういうふうに聞いております。ですが、確かに聞いておりますけども、なぜ我が金木高校がなくなるのか、非常に……

(何事か呼ぶ者あり)

けっばります。中里高校だってあと1年か2年、募集の停止に、半分以下ですよ。でも、地域校として残す。金木は70名に47名、生徒数があるのですから、先ほど市長の話の中にあつたように、1クラス減の体制でもう少し金木高校を存続させていけないのかなと、その思いで金木高校を応援する会の人たちも、最初3,000の署名を目標にしたんですが、意外と中里の地区のほうから金木高校はなくせばだめだよという方々のすごい思いもたくさんございまして、思いがけなく、私たちの予想を上回る1万317の署名をいただいたんです。今川浪先生が頑張れと言われていましたが、私も地域もみんなで頑張りますので、ぜひ県のほうに、楯突くとかなんとかでなくて、1クラス減でもいいので、金木高校を存続させていくような形をとっていきたい。それに対してまた署名が終わったからそれで終わりとは言わずに、我々はまた一歩踏み出して頑張っていきたいと思っております。

先ほど加藤議員がもしなくなった場合にどうしますかという質問をしたら、私の今受けた感覚ではそれは考えられないというようなふうに受け取りましたけども、私もそこに、もし例えば県教委の言うように金木高校の存続がなかった場合に、子供たちはほとんど中里高校には行きませんよね。五所川原のほうに出ると思います。そうすることによりまして、交通費も、それから時間も子供たちには非常に、親にも負担になります。そのときに市のほうでは保護者に対して交通費の負担とか援助とか、そういうものも…

(「もう諦めているのか」と呼ぶ者あり)

諦めてはおりませんが、頑張ります。そういうものを認めるというか、予算組みをしていただけるものかどうか、一言御答弁をお願いします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 特に経済的な問題で生活に支援を要するような世帯に対する配慮だとは思いますが、通学費の援助などの支援策についてどう考えるかということにお答えします。

県では、高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てる就学支援金制度のほか、授業料以外の教育費負担を軽減するための制度があります。市町村民税所得割非課税世帯で公立高校に通う生徒がいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金が支給されています。

生活保護受給世帯では年額3万2,300円が支給され、市町村民税所得割非課税世帯で全日制の場合は、扶養されている子供の人数等の世帯状況に応じて年額5万9,500円から12万9,700円が支給されます。また、私立の高校に通う生徒につきましても、金額に多少の違いはありますが、同様の制度があります。しかしながら、いずれの制度も通学費用について給付に含めていないのが現状であります。

当市におきましても、高校生に対する通学支援は現在のところ実施しておりませんが、学校統合については通学環境について大きな影響を及ぼすものと認識しておりますので、他の自治体の取り扱い事例、そういったものを参考としながら、通学支援のあり方について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 今教育部長から希望のある御答弁をいただきました。通学費にはやはり支援がないということですが、市独自に、近隣と見合わせて、そんなの関係ないですから、市独自でぜひ交通費等に支援をいただければありがたいと思います。ぜひそれをお願いしたいと思います。でも、これはなくなったということ前提でございます。でも、それは考えたくございませぬ。なくしない方向で今質問しておりますので、ぜひ今後とも……

(何事か呼ぶ者あり)

もう少し頑張りますので、皆さんも後方支援で応援してください。

○磯辺勇司議長 早く質問。

○13番 秋元洋子議員 そういうことですので、いろいろ金木高校を応援する会の方たち

が骨身を惜しまず頑張って、本当に頑張ったんです。1万317名の署名を集めたという事実、それが市民の民意でございますので、そこをお酌み取りいただきまして、今後とも市のほうの対応をよろしく願います。

それから、1つ漏れました。ひとり親家庭ですね、この方たちには、この中には生活保護をもらわないで、私が一人で働いて、頑張って、苦しくても子供を学校にやりたいという親がいます。そういう親たちに対しても、教育部長が先ほど言ったように、隣近所と顔を見合わせながら交通費を支援するんじゃなくて、市独自の支援をお願いしたい、そんな思いでございます。そういうことを言えば、後ろのほうでまた諦めたのかと言われますが、諦めてはおりません。今後ともまた頑張りますので、よろしく願います。金木高校存続の部分はこの辺で終わります。

次に、芦野公園の桜の件ですが、非常に桜の花は毎年見るたびにてんぐ巣病が増えていきます。公園管理課の課長が毎日ほとんど見に行っていると言うんですけども、下ばかり見ているんじゃないでしょうかと思うような気がいたします。上のほうの桜の枝を見てください。どの枝にもてんぐ巣病が蔓延しております。せっかくのいい公園が桜の花が葉桜になる前に青い緑の葉っぱをつけておりますので、ぜひその辺を予算を盛りながらてんぐ巣病の、あれは切断というんですか、切るしかないんですよ。

新聞紙上でも、それからテレビでも、タカを飛ばしてウソを追っ払ったというのはテレビで見えておりました。でも、あれは一時的なもので、長くは続かないと思いますので、ウソに関してはこれはどうしようもない、鳥害は。ただ、松の木が非常に鳥に、松があるおかげで、松の陰に隠れて、そしてまたタカがいなくなれば花のつぼみを食べに来る、そんな繰り返しだそうですが、松の木をどうにかしようって、全部切ってしまうとは言わないんですけども、松の木のそういうものの駆除、それも考えていただければ。いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 公園管理課長。

○葛西達也公園管理課長 ただいまクロマツということでお話ありました。確かにクロマツが日陰となっていててんぐ巣病の前の一つの要因となっているのは確かでございます。クロマツによって日当たりが悪くなったり、またさらに感染要因となることから、クロマツの間伐について、今後県、市、本課と協議してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 芦野公園は、確かに桜と松が非常にバランスがよく、いい公園だと言われておりますが、松のおかげで桜の木がどんどんお日さまのほうに向かって伸びていきます。その木の伸びぐあいによって、てんぐ巣病がまたどんどん上のほうについ

ていくわけです。あれ桜の木の、これ私は素人ですので、芯どめとかってできないもの
なんですか。どうでしょう。

○磯辺勇司議長 公園管理課長。

○葛西達也公園管理課長 芯どめはできますけども、やはり桜をどの方向に伸ばして見せ
ていくかということが一番大事でございまして、現在芯どめしているのもございます。
てんぐ巣病に感染すると、その葉の裏面のほうから病原菌の孢子が空気中を飛んで、正
常な枝に付着して感染していくというふうになっていますので、多少格好は悪くなるん
ですけども、このてんぐ巣病によってその枝をだんだん切除していく、これがやっぱり
最低でも3年以上は継続しなければ効果が見えないというふうになってございます。辛
抱強くやっている作業でございまして、ひとつ御理解のほどお願いいたします。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 最後になりますが、3年がかりでやるとすれば、予算がたっぷり
かかりますね。ぜひその予算を多くとりまして、てんぐ巣病を1年ごとにやっているん
であれば、また次が出てくるんです。だから、一気にてんぐ巣病を処理して、その後の
対応をきちっと予算組みして芦野公園をきれいな公園に整備していただければと思いま
す。いろいろありますけども、てんぐ巣病、とにかくてんぐ巣病をきれいにしていただ
きたい。

芦野公園の踏切、エンゼル側の踏切ですね、あそこは全国から、すばらしい桜のトン
ネルの中から列車が来る、あのシャッターチャンスを狙いながら観光客、観光客でなく
てカメラマンの電車マニアでしょうか、たくさんおいでになっています。あの桜の木は、
何となく花が足りなくなりましたよね。あの木は金木の芦野公園の桜なんでしょう。ど
うですか。

○磯辺勇司議長 公園管理課長。

○葛西達也公園管理課長 桜のトンネルを形成している部分の桜というのは、津軽鉄道の
敷地のものでもございまして、うちのほうの管理から一旦離れます。今年、今のB&Gの
プールの横のほう、あの辺をこの後10月から剪定する予定でございまして。ただ、せっか
くの観光スポットになっている桜のトンネルでございまして、そちらのほうについて
も津軽鉄道さんと協議しながら、やれる部分はお互いやっていこうかなというふうに考
えてございまして、よろしくをお願いいたします。

○磯辺勇司議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 津軽鉄道さんのほうと協議しながら、ぜひあのきれいな桜のトン
ネルを残していきたいと思っておりますので、てんぐ巣病のほうもよろしくをお願いいたしまし

て、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、花田進議員の質問を許可いたします。

○3 番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。通告に従い、質問をさせていただきます。

第1の質問は、当市の基幹産業である農業振興についてお伺いします。最初の質問は、青天の霹靂の栽培状況についてであります。青森県の初めての特Aの品種として認められ、大事に育てていく必要があります。そこで、去年の青天の霹靂の栽培結果はどのようなであったのか。そして、今年の栽培面積と栽培者等は何人になったのか。さらに、食味をよくしていくためには、窒素成分の抑制が必要であります。なかなか多肥地帯のこの地域には合わない技術でありますので、指導体制についてどのようなになっているのかお伺いします。

次に、加工も含めた複合経営の部門がどのようなになっているのか質問いたします。家族経営の米農家の農作業を時給換算すると、2014年には295円にとどまっており、一方、露地野菜は591円と、倍以上というのが統計の資料であります。本市の野菜、果樹、畜産、そして環境保全型、加工などの栽培状況の推移などについてお知らせください。

次に、転作についてお伺いします。来年度から国の強制的な転作は廃止されます。しかし、国の要綱等を見ると、実際には国が交付金を払わないというだけで、いろんな体制はこれまでと同じようにしか見えません。地域の転作協議会が転作推進の大きな役割を果たしております。地域の転作組合の中で、転作が強制でなくなるのだからやめるという協議会等あるのでしょうか。その辺の状況と来年度の転作の体制等についてお聞きします。

最後に、農業の高齢化が進んでおります。当市の農地流動化の状況はどのようなになっているのでしょうか。農地の流動化は、農地中間管理機構が自主的に推進しておりますが、その状況も含めお答えください。

2 番目の質問は、国民健康保険制度についてです。国保は、来年から都道府県化となります。ところが、多くの市民はまだ知らないようであります。そのこともあり、質問をさせていただきます。

初めの質問は、国保の状況についてであります。国保は、市民の半数近くが加入しており、私はこれまで乳幼児医療費の無料化などを提案してきました。初めに、現在の当市の国保の状況についてお伺いします。保険税の徴収率、短期保険証や資格証明書の発行状況、そして滞納保険税の徴収方法はどのように行っているか、お伺いします。

2 番目は、国保の都道府県化についてであります。政府は、公的医療、介護制度の根幹に手をつけるような法改革を強行しています。その一つが国保の都道府県化です。国保の都道府県化は、医療費抑制と国保税の負担増につながる可能性があります。市民の関心は、この新しい制度により保険料の負担がどのようになるのか、高くなり、負担が増えるのかどうかであります。新制度では、県が保険者となり、国保会計を担います。市町村に納付金を割り当て、必要な保険給付を支払います。給付金を決める際に標準保険料率が示され、これを参考にしながら市町村は保険料を決定するようですが、当市はこの新制度で保険料がどのようになるのかお伺いします。県が厚生労働省に1月に試算結果を提出し、それが地元の新聞でも報道されました。わかりましたら、保険料の推定の試算がありましたらお知らせください。また、保険料の徴収や保険給付は誰が行うかもお知らせください。

最後の質問は、保険税の賦課の誤りについてであります。地元紙に国保税の賦課誤りが報道され、当市はどのようになっているのだろうと思っていたら、当市でも発生したことが明らかとなりました。国保税の軽減判定所得の計算に当たり、賦課誤りが発生したとのことですが、電算処理システムが不備だったのか、当市の事務手続に誤解があったのか、よく理解できません。この誤りの詳細と対応についてお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会会長。

○斎藤靖裕農業委員会会長 花田議員の農地の流動化についての農地の移動、貸借の状況について、過去3年分の状況についてお答えをいたします。

平成26年の所有権移転による農地の移動面積は147ヘクタール、貸借による農地面積は406ヘクタールとなっており、合計で553ヘクタールとなっております。

平成27年の所有権移転による農地の移動面積が108ヘクタール、貸借による農地面積は523ヘクタールで、合計631ヘクタールとなり、前年比およそ14%の増となっております。

平成28年では、所有権移転による農地の移動面積は132ヘクタール、貸借による農地面積は479ヘクタールで、合計611ヘクタールとなり、前年比およそ3%の減でございます。

また、平成26年と28年との比較では、およそ10%の増となっております。

3年間の合計では、所有権移転による農地移動面積が387ヘクタール、貸借による農地面積は1,408ヘクタール、合わせまして1,795ヘクタールとなっております。

以上です。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 花田議員の青天の霹靂についてお答えしたいと思います。

米の主産県でありながら全国に通じるブランド米を有していなかった青森県が、約10年の歳月を費やして選抜、育成し、初の特A米として認定された米、青天の霹靂は、平成27年度より販売が開始されました。

平成28年度の青天の霹靂作付面積は、青森県全体で1,559ヘクタール、生産者数は848人であり、また五所川原市での作付面積は約144ヘクタール、生産者数は118人でした。

平成28年度の青天の霹靂作付後の生産者からは、収量目標が10アール当たり9俵と多収できず、農薬の使用が制限されているため、栽培管理が大変であり、土壌診断の結果では土壌改良材の投入が多いため大変であるなどの意見がありました。

その一方で、農薬散布回数、たんぱく質含有率6.4%以下とするため施肥量等が少ない、慣行栽培に比べ収量が少ないので取り扱いやすい等の意見もございました。

こうした中で、平成29年度青天の霹靂の青森県全体の作付予定面積は、前年より378ヘクタール増え、約1,937ヘクタール、生産者数は67人増え、915人であり、また五所川原市の作付予定面積は前年より28ヘクタール増え、172ヘクタール、生産者数は3人増え、121人であり、作付予定面積、生産者数ともに増加してございます。

今後この青天の霹靂を早期にブランド化し、本県の主力品種であるつがるロマンやまっしぐらなど、県産米全体の評価向上につなげていくことが重要な課題であります。

市としましては、青天の霹靂の評価を確実なものにするため、県、西北地域県民局及び関係機関と相互に協力し合い、生産者全員が出荷基準をクリアするため、県農業普及振興室をチームリーダーとした生産指導プロジェクトチームによる指導強化、人工衛星などに搭載された観測機器の水田映像を活用するリモートセンシング技術によるタンパクマップや、収穫適期マップを活用した生産指導等により食味、品質管理体制を強化するほか、良食味、高品質生産に対する意識向上を図り、早期に安定したブランド化を図ってまいります。

次に、複合経営の状況についてでございます。五所川原市における農業所得安定対策

事業実施者の中で複合経営の取り組み農家数の状況は、平成26年度の野菜部門が88.7ヘクタール、177戸、花卉部門は10.3ヘクタール、21戸の取り組み実績となっております。

平成27年度の野菜部門の取り組みは94.7ヘクタール、194戸、花卉部門は9.1ヘクタール、17戸の取り組み実績となり、前年比で野菜部門は面積で約7%、戸数で約10%の増、花卉部門は面積で約12%、戸数で約19%の減となっております。

平成28年度の野菜部門の取り組みは100ヘクタール、245戸、花卉部門は9.1ヘクタール、18戸の取り組み実績となり、前年比で野菜部門は面積で約6%、戸数で約26%の増、花卉部門は面積では増減はございませんが、戸数で約6%の増となっております。

また、環境保全型農業直接支払交付金の取り組み者は、平成26年度が個人6戸、団体1団体、平成27年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度として、個人での取り組みは対象から外れたため、取り組み者は2団体、28年度の取り組み者は同じく2団体で、各年度ともに作目は水稻、野菜、大豆となっております。

国による米の直接支払交付金の減額や米の価格の低迷などにより、中小規模の稲作農家の経営は厳しさを増しております。市においては、依然、稲作単一農家の比率が高い状況にあることから、野菜、花卉などの収益性の高い作物の導入により複合経営に取り組むことや、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業に取り組み、農作物の付加価値を高め、農業経営の安定化を図ることを推進するものであります。

このため、市しましては、複合経営・六次産業化支援事業、野菜等産地強化総合対策事業、環境保全型農業直接支払事業等により生産の下支えを行い、農家所得の向上を目指すものであります。

次に、平成30年度からの新たな生産調整の取り組みについてでございます。平成30年以降の経営所得安定対策による交付金につきましては、米の直接支払交付金10アール当たり7,500円は廃止になりますが、転作作物に対する交付金は従来どおり交付される予定でございます。交付金額は未定ではありますが、農家所得安定のため、従来どおりの額を交付するよう、五所川原市農業再生協議会等が国へ要望しているところでございます。

主食用米の生産数量目標については、これまで国から県へ示され、その後県から各市町村へ生産目標数量を示す仕組みでしたが、平成30年産からはこの生産数量目標が国から示されなくなり、農家やJA等集荷業者が経営方針や販売状況に基づいて生産量を決定する仕組みに変わることになります。

しかしながら、過剰な主食用米の生産は米価の下落を招くことから、売り切れる量を見きわめて生産することが求められますが、生産現場では消費状況を見きわめることは

非常に困難であると思われます。

このため、平成30年産以降については、青森県農業再生協議会が国から示される情報をもとに県全体の米の消費動向等を把握し、主食用米の生産目標を示すことになっています。

市と五所川原市農業再生協議会では、青森県農業再生協議会の提示した生産目標を踏まえ、農家やJ A等集荷業者が適切な生産量を判断できるよう、体制づくりに取り組んでまいります。

それから、議員のほうから国の配分がなくなれば転作組合はやめるのではないかという御質問でございますが、先ほど来言っていますとおり、主食用米の過剰生産を防ぐためにはやはり転作に力を入れなければなりません。そのためには、現在の転作組合を存続させ、生産数量を確保してまいりたいと思っております。

それから、先ほど農業委員会の会長のほうから五所川原市全体の農地の移動について御説明しましたが、私のほうからは農地中間管理事業に関する移動について説明したいと思います。

農家の高齢化が進み、離農や相続により農家が減少する一方で、農地は減少せず、次第に遊休農地が増加しております。

農地の方向性につきましては、これらの問題を解消するため、農地中間管理機構を活用して、離農を考えている農家の農地を意欲のある生産者へ集積、集約し、農業経営の規模拡大と効率化を図っております。

農地中間管理機構を活用した農地の貸借の実績につきましては、平成26年度が目標面積100ヘクタールに対し、実績面積が52.7ヘクタール、農地の出し手と受け手の件数を合わせて112件でございます。

平成27年度は、目標面積140ヘクタールに対し、実績面積は対前年比約58%増の83.1ヘクタールで、件数は60件でございます。

平成28年度は、目標面積100ヘクタールに対し、実績面積は対前年比6.3%増の88.3ヘクタールで、件数は111件でした。

過去3カ年の実績面積の合計は224.1ヘクタールとなり、件数の合計は283件でありました。

市では、市内を6地区に区分し、集落で話し合う人・農地プランを年2回開催しており、将来の担い手の確保、農地中間管理事業の説明、新規就農者のさらなる掘り起こしを図っております。

また、広報、FMごしよがわらによる周知、10アール以上の農地所有者に対し、郵送

による農地中間管理事業のお知らせを行い、担い手への農用地の集積と集約化をより一層加速させるよう取り組み、農地の有効活用を進めております。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 国保税の収納率の状況についてお答えいたします。

平成28年度の収納率は、5月末現在の速報値ではございますが、現年分で91.02%となる見込みでございます。

過去の現年分の徴収率と比較しますと、平成27年度が90.31%、平成26年度が90.59%、平成25年度が90.27%、平成24年度が90.28%となっておりまして、平成28年度の収納率はここ数年間と比較しても向上する見込みとなっております。

次に、滞納となっている国保税の徴収状況等についてお答えいたします。滞納者対策といたしましては、夜間における電話催告や訪問、給与等の差し押さえなどを行っております。また、滞納額が数年に及ぶ場合の滞納者や納税相談に応じない滞納者につきましては、青森県市町村税滞納整理機構に徴収を移管しております。

実施の状況といたしまして、平成28年度の差し押さえの内訳でございますが、預貯金が約56万円、所得税還付金が約42万円、給与等が約244万円、出資金が約25万円となっております。また、青森県市町村税滞納整理機構に移管した滞納額は約2億3,640万円でございます。そのうち徴収した額は約3,686万円となっており、着実に滞納事案を処理し、滞納の改善につながっていると考えてございます。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 短期被保険者証、資格証明書の発行状況についてお答えいたします。

短期被保険者証は、過去5カ年度の国民健康保険税に納税がある世帯を対象に、3カ月の有効期間で発行しております。

資格証明書は、過去2カ年度の納付が全くない世帯、納付相談で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯、過去1年間、納付相談に応じない世帯を対象に発行しておりますが、世帯に高校生世代以下の子供がいる場合は、その子供に対して有効期間6カ月の短期被保険者証を発行しております。

平成29年3月末現在の発行状況でございますけれども、国保加入世帯1万295世帯のうち、短期被保険者証は797世帯、資格証明書は116世帯となっております。

次に、国保の都道府県単位化の現状と保険料についてお答えいたします。平成30年度から市町村が保険料を徴収して国保事業費納付金として都道府県に納め、都道府県は市町村が必要な医療費給付費を交付金として交付する仕組みに変更となります。これにより、市町村は割り当てられた国保事業費納付金を納めるために、都道府県から示された

標準保険料率をもとに、実情に合った保険料率を決定し、賦課徴収することになります。

現在当市の国保の財政状況につきましては、国保財政調整基金から繰り入れ補填し、現状の税率を維持している状況でございますので、被保険者数の減少や基金残高の状況を勘案いたしますと、保険料の見直しが必要になるものと考えております。

今後拡充される財政調整交付金や保険者努力支援制度などの交付見込み額を反映し、本年10月から11月ころには平成30年度納付金が仮算定されることから、この情報をもとに試算を行い、国保運営協議会の審議を経て、平成30年3月定例会へ新保険料率に係る条例案を提案したいと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 国民健康保険税の計算ミスの内容と今後の対応についてお答えいたします。

昨年12月27日、厚生労働省が後期高齢者医療保険料の軽減判定におきまして、電算処理システムの設定に誤りがあり、全国的に一部の被保険者について保険料の賦課誤りが発生していることを公表いたしました。その要因は、軽減判定所得の算出の際に、確定申告上のデータをそのまま使用しまして軽減判定を行っていたことによるものとのことでございます。

これを受けまして、国民健康保険税の軽減判定も後期高齢者の判定要件と同じであることから、当市の国民健康保険税のシステムを調査、確認いたしましたところ、同様の設定がされており、軽減判定の誤りが判明したものでございます。

判定誤りの原因ですが、繰越損失の確定申告をした青色申告者につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の算出に当たりまして、確定申告とは異なる基準により繰り越し控除額を算定すべきところを、確定申告の繰り越し控除額をそのまま使用していたために軽減判定に誤りが生じたものでございます。

正規に軽減判定をするためには、繰越損失額を確定申告上のものとは別に管理して、システムに反映させていく必要がありますが、現在は別管理により運用しており、平成29年度以降は適正な賦課となっているものでございます。

賦課誤りの状況ですが、地方税法に基づき正規に再計算したところ、還付が33世帯で184万2,600円、追加徴収が9世帯で29万8,700円となっております。

今後の対応につきましては、7月、早ければ6月中から対象世帯を個別に訪問いたしまして、賦課誤りに対する謝罪と今回の内容を記載いたしました文書により内容説明をしっかりとした上で、還付または追加徴収をしていきたいと考えておりますので、御理解

のほどよろしくお願いいたします。

○秋元洋子副議長 3 番、花田進議員。

○3 番 花田 進議員 答弁どうもありがとうございました。

青天の霹靂については、今年度もっと伸びているのかなというふうに客観的に考えていたんですが、思ったより伸びていなくて、今後どうなるのかなという、ちょっと不安な思いになってきました。

米がなかなか価格上昇しない中で、所得も低いということで、ぜひとも複合経営を進めて、当市の農業振興を守り立ててほしいという願いでありますので、今後ともよろしくお願いしたい。全国の優良事例とか示してみようと思ったんですが、なかなか収集できなくて、またの機会にしたいというふうに思います。

それで、農業の再質問ですが、来年から収入保険という制度が始まるわけです。この条件が今年の3月までに青色申告の届けを出しているということが条件になるわけで、なかなか対象者が限られてくるわけです。この収入保険は、複式簿記をやるか、複式簿記でなくても簡易な簿記をするかという届け出をすることによって、この保険制度に乗ることになるわけですが、この制度が始まると共済組合の制度も抜本的に見直されてくるということになります。農家への周知徹底とかどのようなになっていたのか、お聞きします。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 収入保険制度についてなんですが、現在の農業災害補償制度は自然災害による収量減少が対象ですが、価格低下等は対象外となります。対象品目についても限定的で、農業経営全体をカバーしていない制度であります。これにかわる収入保険制度は、農業経営者のセーフティーネットとして、品目の枠にとらわれずに農業経営者ごとの収入全体を見て、総合的に対応する保険制度であります。

対象者は、議員御指摘のとおり、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者で、対象となる収入はみずから生産した農産物の販売収入全体であります。

補償対象は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象としてございます。

補償内容は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基準収入とし、当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、その9割まで補填金を支払うものでございます。

掛金については、掛け捨て保険方式と掛け捨てとまらない積み立て方式の組み合わせを基本とし、保険料は50%、積立金は75%を国が負担します。

新制度の経緯と今後のスケジュールは、平成28年11月に政府の農林水産業・地域の活

力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組み等を取りまとめました。今国会に農業災害補償法の一部を改正する法律案を提出中であり、新制度の導入は平成31年産からとする予定でございます。

当市の広報の関係なんですが、昨年12月に転作集団組合の総会ございました。その際にも制度の周知を図ってございます。そのほか、2月には各地区の転作組合ですけども、そちらのほうに赴いて収入保険制度についての周知を図ってございます。

実際に私も税務署のほうに青色申告の届け出していますかと聞きに行きました。そうしたら、かなりの方がしているということです。現在はまだ少ないかもわかりませんが、これからも収入保険の普及に向けて、皆さんに周知の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 似たような考え方というのは昔もあったわけですが、今までの共済制度か収入保険制度に、どちらか選んでいくという方向みたいで、今後強化される可能性があるみたいなので、農家への周知徹底。いわゆる自然災害だけじゃなくて、価格低下の補償もするというのが大きな前進ですので、今後取り組みを強化してほしいのと、環境保全型の取り組みが、私も頑張っているんですが、個人の加入はだめだという、なぜなのか農水省の考え方は理解しがたいわけですが、それだったらそんなに大きな助成でもないのやめようということになっちゃったんですが、環境保全型の取り組みも地域的に大規模にやって、五所川原は安全、安心の農産物を出すんだとか、何か特徴ある農業に今後必死になって考えていかなければならないんじゃないかと思っていました。よろしくお願いします。

国保の状況についてお聞きします。今短期の人員だとか、資格証明の世帯、短期が797戸、資格証明が116戸というふうになっているということでもあります。答弁では、徴収率は向上しているという答弁でしたが、今保険証がなくて病院にかかれない、それで手おくれで死ぬという人が全国的には何百人もいるわけ。そういうのが五所川原で発生しないためにも、私は短期の保険証は仕方ないとしても、資格証明の116戸の発行をやめられないのか。実際は発行していない市町村も結構県内ではあるわけで、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 資格証明書の発行の取りやめについてお答えいたします。

資格証明書の交付は、国保加入者の負担の公平を図るために、国民健康保険法に基づき、五所川原市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保

険給付の支払の差止等に関する取扱要綱、これを策定し実施しております。

資格証明書の発行に当たりましては、五所川原市国民健康保険税滞納者措置認定審査委員会で十分な審査を行い、納付できない特別な事情がないか弁明の機会を設け、機械的、一律に発行することのないように努めておりますので、御理解いただきたいと、お願いいたします。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 私は、今ここに去年の6月1日の国保の滞納世帯数の状況の資料を持っているんですが、西目屋村、横浜町、大間町、佐井村などは、短期の保険証の交付はあるんですが、資格証明書を発行していないという自治体が実際あるわけですので、これを発行したことによって、罰則規定なわけですね、いじめというか、おまえ払わないから。発行したからといって、医療費が膨大に膨れるとかそういう状況にはならないんじゃないかというふうに思いますので、安心して暮らすためにはやはり資格証明書、学生、高校生以下の子供がいれば、その子には発行されているわけですが、それ以外の両親だとか扶養者に無保険証状態というのはやっぱりよくないのではないかというふうに思いますので、十分世帯については検討しているということの答弁でしたけども、今後再度考えてほしいというふうに思っていました。

次に、国保の都道府県化について伺います。都道府県化は、後期高齢者も行われていますが、一応県内一律の保険料ですが、国保については各市町村が標準保険料率が示されて、それに基づいて各自治体が決めていくということになっています。それで、今までの状況から見れば、財政調整基金だとかをかなり使っているの、負担が増えるのではないかという答弁のように聞こえました。

2月に地元紙が各自治体の1人当たりの保険料を示していきまして、それによると五所川原は12万4,327円で、伸び率がマイナスの2.81というのがよくわからないのですが、ただこれは法定外の繰り入れだとかを考慮していない保険料だというふうに示されていますが、この資料の前というか、もとになったデータによると、五所川原は1人当たり11万1,977円から12万4,327円の範囲だというふうに示されているわけですが、これをもとに五所川原が今後どうなっていくかということが始まるわけですが、答弁によると今年の10月から11月ごろになると再度仮試算が出るので、そこでは法定の繰り入れ、法定外の繰り入れだとか入っている可能性があるの、かなり五所川原の実態がわかってくるのではないかと。ちょっと質問が早過ぎたかなという感想を持っているわけですが。

この新聞報道の、通告していないんですが、今の1人当たりの国保の保険料ありますね、各市町村。私、今回調べられなかったんですが、それに比べたらこの12万4,327円と

いうのはどっちが多いか。答弁できなければいいんですが、できれば、わかったら教えてほしいんですが。

○秋元洋子副議長 国保年金課長。

○佐藤妙子国保年金課長 青森県が公表いたしました平成29年度の1人当たりの保険料額の試算ですけれども、収納率を100%とした場合は11万1,977円、ただし収納率が100%に満たないということです、その場合は12万4,327円という保険料の額を県では示しております。この12万4,327円というのは、当市の場合、所得水準及び医療水準が県内の市町村に比べて低いために、これは安い保険料率となっております、ほかの市町村に比べますと。所得水準も県内30位ぐらい、医療費水準もそれぐらいという水準にありますので、かなり低いほうの保険料水準となっております。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 新制度になると、保険者努力支援制度というのができて、1,700億円でしたが、それが収納率だとか、政府が目指す医療費抑制の方向に沿っていけば配分が高くなっていくという方向で、新しい制度が入ってくるんですが、その前に現行制度でも保険料の徴収率だとかいろんな要件を考慮して、国が2016年から調整交付金というのを傾斜配分、自治体にしているわけですが、今この五所川原の現状というか、傾斜配分は、傾斜として多く来ているのかということを知りたい。なぜ知りたいかということ、来年度から始まる保険者努力支援制度に反映していくわけですので、そういう状況はどうなっていますか。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 特別調整交付金の状況についてお答えいたします。

平成30年度の国保制度改革に伴い、財政基盤の強化を図るため、保険者努力支援制度が創設されております。これは、保険者における医療費適正化に向けた取り組み等に対する評価に基づき交付されるものであり、平成28年度においては特別調整交付金の保険者努力支援制度の前倒し分として交付されております。

平成28年度の当市への交付額は725万2,000円となっております、当市の評価点の獲得状況につきましては県平均及び全国平均より下回っている状況となっております。今後は、より多くの評価を獲得できるよう、関係各課と連携しながら対応に努めたいと考えております。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 今の交付金は、県の平均よりも下回っているということなので、新しい制度でも多分下回る可能性が高い、国からの支援金が少なくなるという可能性が

わかったわけですが、国のこのような制度が正しいかどうかという見解もあるので、そのために私は頑張ってくださいとは言えませんが。

最後の質問ですが、新制度では自治体が財政が大変だからということでの法定外の繰り入れというのはするなという指導というか、そういう決まりをいっぱい書いているわけで、けども、しちゃんらないというか、したら罰則来るとかそういうものではないかもしれませんので、県内では安い保険料を実施している自治体はかなり法定外の繰り入れをしているわけです。あの弘前でもようやく法定外の繰り入れをして、保険料上がりましたけれども、予定より率を低くしたということもあります。今後もし何らかの関係で保険料が予想以上に負担増になるとか、そういう可能性があるときに、市として法定外の繰り入れの実施の意向があるのかどうか、一応確認しておきます。

秋元洋子副議長 民生部長。

○**秋元建一民生部長** 法定外繰り入れ実施の意向についてお答えいたします。

今回の国保制度改革は、主に公費拡充等による財政基盤の強化と運営のあり方の見直しを行うことにより、一般会計繰り入れの必要性が解消することにつながるなど、将来にわたって持続可能な制度となるような仕組みを構築するということを目指すものでございます。

平成30年以降は、財政調整交付金の実質的増額と保険者努力支援制度の創設により、財政支援が実施され、国保の抜本的な基盤強化が図られることとなっております。

したがって、国民健康保険における新制度の保険料率の見直しに当たりましては、十分な検討を行うだけでなく、医療費の縮減を図り、国保特別会計への一般会計からの法定外繰り入れを行うことのないよう、健全な国保の財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○**秋元洋子副議長** 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、12番、山田善治議員の質問を許可いたします。

○**12番 山田善治議員** 一登壇一

至誠公明会の山田善治です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

朝来るとき、市民体育館のところにいっぱい車があって、何かなと聞いたら、今高校総体が行われている。五所川原市は卓球の競技が行われて、きょう決勝だそうです。八戸では、バレーボールの決勝が行われていますという、男子は五所川原工業対弘前工業、女子は青森西高対三沢商業。五所川原工業の監督は、ここにいます川浪市会議員の息子であります。その息子、川浪先生の孫に当たります三沢商業の監督、何か優勝したようであります。五所川原工業と親子で優勝をしていただければと願っているところでござ

います。

さて、先日栄小学校に行ってきました。今年は開校140周年の準備やらいっぱいありまして、いろいろ学校のほうでも、また市の市長、副市長、各部の部長のお世話になって、140周年に向けていっぱい頑張っているところであります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

さて、質問に入らせていただきます。質問の第1は、福祉行政についてであります。現在の五所川原市の保育園、幼稚園等の保育料のことです。1人目の保育料、2人目の保育料、3人目の保育料は幾らなのか知りたいと思います。

質問の2点目は、高校の再編についてでありましたが、午前中に加藤磐先生、秋元洋子先生の質問でいっぱい討論なったようでもありますので、取り下げたいと思います。

3点目は、選挙区のことです。報道にあるように、五所川原市は北郡と同様、旧4区、今度3区になるようですが、そちらに行く可能性があります。ところで、県会議員の選挙区はどうなっていくのか、もしわかっているのであれば教えてほしいと思います。

4点目は、自主防災のことについてです。私は、3月でありましたか、消防議会の日に、自主防災は消防署の管轄だと思って聞いたら、総務課で担当しているということでした。自主防災活動を進めている状況をお知らせください。

5点目は、道の駅のことについてです。国交省の道の駅のパンフレットガイドから、道の駅の目的に道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域の振興に寄与するとなっています。道の駅機能、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなど、また情報発信機能として緊急医療情報などの提供、地域の文化、教養、観光、レクリエーションなどの振興施設……道の駅は市町村の公的な団体が設置、登録申請するとなっているようです。五所川原市は、道の駅をつくる予定があるのか、市のお考えを教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 当市における保育料と子育て支援につながる軽減策についてお答えします。

保育料は、教育・保育施設に要する費用の一部であり、国が定めた徴収基準額をもとに各自治体がそれぞれ独自に軽減した保育料を設定しております。

国の基準に基づいた軽減としては、教育・保育施設に同時入所した第2子を半額、第

3子を無料としており、入所児童全体の約40％が該当しております。

このほか、市の保育料は、国の徴収基準額よりも利用保護者全体で年間約6,400万円の軽減がなされておるところです。

また、青森県保育料軽減事業により、同時入所していない多子世帯への軽減として、3歳児未満の第3子以降の保育料を軽減しており、入所児童全体の5.8％が該当しております。

さらに、平成28年度からは、国の幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進に基づき、市町村民税非課税世帯については第2子の保育料を無償化するほか、年収360万円未満のひとり親世帯については、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減、第2子以降は無償化しております。

少子化、核家族化が進む中で、若い世代が安心して子育てをしていけるような環境づくりの取り組みは、重要な課題であることから、今後も当市の保育の状況や長期的な財政負担等を精査しつつ、子育て支援策を検討してまいります。

○秋元洋子副議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 山田善治議員の御質問にお答えいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案は、衆議院議員選挙区画定審議会より本年4月19日に勧告され、公職選挙法の改正法案の国会提出が5月16日に閣議決定されました。

この改定案では、青森県の選挙区数が1区減少となり、五所川原市は旧浪岡町を除いた現4区と合併し、新3区に編成される予定ですが、青森県選挙管理委員会によりますと、現在のところ、今回の改定が青森県議会議員一般選挙の選挙区割り等に影響することはないということです。

以上です。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、当市の自主防災の状況についてお答えいたします。

平成29年4月1日現在の当市の自主防災組織の組織数及び活動カバー率についてお答えします。当市の組織数は44団体であり、市全体の世帯数に対する自主防災組織がカバーしている世帯数を割合で示した活動カバー率は34.0％であります。さらに、5月8日付で稲実町内会自主防災会も発足しまして、自主防災組織数は45団体と増加しております。今後も自主防災組織設立の促進及びカバー率の向上を目指しまして、自助、共助を効果的に実施できるよう連携強化に努めてまいります。

続きまして、道の駅のことなんですけども、道の駅の予定についてとお尋ねされまし

たけども、まだ現時点では明確な建設をしていくとか、要望をしていくということはない、道の駅は白紙状態ということでもあります。

以上です。

○秋元洋子副議長 12番、山田善治議員。

○12番 山田善治議員 答弁ありがとうございました。

いろいろ質問を考えてはきたんですが、幼児教育は、この間、6月3日だか、文章を考えているうちに、新聞に国のほうで無償化実行というような文面がありました。市長に、国で決まったんでなくして、五所川原市はほかのよりも安いんだという、前向きに活動してもらえないもんですか、この幼稚園の。それが1点。

それから、道の駅のことなんですが、道の駅はいろいろ雇用が生まれます。どこにくろうと、防災システムの……私ら去年の10月に国交省に勉強会に、津島淳先生のもとに勉強に行ったんですが、そのとき道の駅の課長さん、いろいろ説明してくれまして、私らが何ぼ頑張ってもできないわけです。五所川原市そのものがやるんだと、そういうことになれば前向きに、補助金もある、そういうふうになっているようです。そして、今年の3月、また津島淳先生に同行して、3月に山梨県の都留市、道の駅新しくできたところへ視察に行きました。そこはいろいろ、道の駅ばかりでなくして、自主防災も兼ねた、もし災害あれば仮設トイレとか、発電機とかもあったり、いろんなシステムがあるんですが、そういうこともやはり五所川原市でもやっていかなければ、いつ災害が起きかわからない時代です。それをひとつ考えて、一言答弁があればお願いします。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 保育料の無料化ということでございますけども、平成28年度の決算ベースで試算したところ、約2億2,400万円ほどの負担増になるだろうというような数字が出ておりました。ですので、今の財政状況を考慮した場合、即時無料化というのはちょっと難しいのではないのかなというふうに考えております。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 防災機能を持った道の駅ということの御質問についてお答えいたします。

平成5年に制度が創設されました道の駅は、国土交通省の登録を受けて市町村等が一般国道等の沿線に設置する公共施設であります。その基本的な機能としましては、休憩、情報発信、そして地域連携の3つの機能を持ち合わせているとされています。平成16年10月の新潟県中越地震、平成23年3月の東日本大震災、平成24年2月の豪雪等の災害が発生した際に、緊急避難者の対応に当たったことから、防災機能についても期待される

ようになっております。

当市には道の駅十三湖高原がありまして、それに続いて新たな施設を設けることにつきましては、市外からのお客様が増えるなど交流人口が拡大するとともに、議員御提言のとおり、地元の農産物の販売、物産販売等、観光情報を提供するということでは産業の振興につながることをと思われます。にぎわいにあふれまして、活力ある地域づくりに資するものであると認識はしておりますけれども、まだそちらの道の駅をどうするかというところまでは市の中では話が取りまとまっていない状況であります。

また、道の駅に防災ステーションのような防災機能を備えることにつきましては、防災拠点として災害時の避難場所やトイレの確保、飲料水や物資の提供など可能にするものであり、防災体制の強化につながると思われます。この防災機能を備えた道の駅につきましても、先ほど議員お話しになられたとおり、国土交通省側では国土強靱化アクションプランにおきまして、地方公共団体と役割分担を図りながら整備を推進するということとされております。既に整備が完了した施設もありますので、その整備内容や運用状況等について調べてみたいと思います。

確かに防災に関しまして、あるべき施設と思われますけれども、その配置場所から、避難場所としての指定から、それらを考慮した考え方が必要となっております。道の駅に関しましては、国道等の交通量の多い場所、そういうところの休憩施設という形から始まってきておりますので、それらが市においてどの位置に位置するべきなのかとか、それらもひっくるめて考えていかないといけないとは思っております。ただ、道の駅の建設に関して、すぐここで手を挙げるということはできませんので、検討の課題とさせていただきます。

以上です。

○秋元洋子副議長 以上をもって山田善治議員の質問を終了いたします。

次に、5番、山田和宗議員の質問を許可いたします。

○5番 山田和宗議員 一登壇一

至誠公明会の山田和宗でございます。平成29年第2回定例会に当たり、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、指定管理者制度について一般質問をさせていただきます。

2003年9月施行の地方自治法の一部改正によって、公の施設、スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設などの管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行し、これまで公の施設の管理を外部に委ねる場合は、自治体の出資法人など、いわゆる外部団体に限定して委託することができたが、これを民間にも開放するため、出資法人、

公共団体、公共的団体から法人その他団体に拡大され、民間事業者、NPO法人なども対象とし、詳細は条例で定め、議会の議決を要することとされている管理行為が事実上の業務から使用料金の収受、使用権限の行使なども付与することなどにより、公共サービスの向上と経費節減を図るもので、2006年9月までに管理委託をしている公の施設を直営化するか、または指定管理者制度への移行が求められていたものです。

ただし、道路法、河川法、学校教育法など個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度をとることはできない。具体的には地方自治体が公募し、民間企業などが企画提案方式で施設の運営に名乗りを上げる。地方自治体は、その企画提案を審査し、最適と思われる会社、団体に委託する。指定管理者制度は、いわば地方自治体が抱える施設管理の民営化と言えます。

そこで、1つ目として、自治体として民間企業などが企画提案した審査はどのように審査し、決定に至るまでの過程についてお答えください。

2つ目として、管理行為が事実上の業務から使用料金の収受、使用許可権限の行使なども付与することができるなど、実質総合的な管理、運営に広げられたことですが、当市の指定管理者制度では使用料または利用料はどのようになっているのかお答えください。

3つ目として、指定管理者制度導入に伴う有効性をどのように捉えているのかお答えください。

以上、理事者側の誠意ある御答弁を求め、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 当市の指定管理者の審査及び決定方法についてお答えいたします。

当該施設を指定管理とする場合、まずは施設担当課で管理形態、業務範囲、管理基準、指定期間、募集要項、申請資格等の方針を検討いたします。その後、行政改革推進本部事務局におきまして、施設ごとに担当課から管理内容等のヒアリングを行った上で、行政改革推進本部へ公募、任意指名等を報告し、審議を経まして方針を決定しております。必要に応じまして、当該施設の設置管理条例を改正した後、公募の場合は募集要項及び審査基準を公表しまして、おおむね1カ月程度の期間で公募を実施いたします。

募集締め切り後、施設主幹部局の長が主催する指定管理者選定会議におきまして、審査基準に基づき1次審査を行った後に、副市長、各部の長で構成される指定管理者選定委員会による2次審査において指定管理の候補者を内定しまして、各公募者に通知し、

協定内容に関する協議を行い、指定議案の議決により決定をしております。

続きまして、当市の指定管理の形態についてお答えいたします。当市において指定管理は、行政から指定管理料を受けずに、その施設の利用料金収入のみで指定管理を行う利用料金型、施設の使用料を全額行政の収入とする場合や利用料金が発生しない場合に、あらかじめ協定で定めた指定管理料のみで施設の管理、運営を行う委託型、施設の利用料金収入を基本とし、それだけでは管理、運営が賄われない場合などに行政から指定管理料を受ける併用型の3形態となっております。使用料、料金に関しましてこのような形で行っていることで、形態別としてお答えしました。

続きまして、指定管理者制度の有効性についてお答えいたします。公の施設の管理に民間事業者等の手法を活用することにより、利用者に対する満足度の向上や、施設稼働率の向上といったほか、管理に要する経費を縮減することが可能となり、その結果、市から指定管理者に対する支出金の低減が図られるといったメリットがございます。

また、コミュニティセンターの多くは、地区の住民協議会や自主防災組織が管理者として指定されており、近隣住民の視点で施設の運営ができること、NPO法人や民間事業者が公共的な施設を管理することによる信頼性の向上や、活動の場の確保といった部分においても有効性があるものと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございました。

コミュニティセンターの多くは、地区の住民協議会や自主防災組織が管理者として指定されているとのことですが、現在指定管理者により運営されている施設が避難場所として指定されている施設はどのくらいあるのか。また、その状況をお知らせください。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 指定管理者により運営されております施設が避難場所として指定されている状況についてお答えいたします。

現在当市において、指定管理者による管理施設は57施設で、36団体により運営されております。そのうち、避難所に指定されている施設は、コミュニティセンターが17施設、働く婦人の家、市民体育館の計19施設となっております。それで、管理のほうは18団体により運営されております。コミュニティセンター17施設のうち、指定管理者の職員が常駐している施設は10施設となっております。

○秋元洋子副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 ありがとうございました。

ただいまの御答弁の中で、コミュニティセンター17施設のうち、指定管理者の職員が常駐しているのは10施設とのことでしたが、避難場所の施設における指定管理者はどのような役割になっているのかお答えください。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 避難場所における指定管理者の役割についてお答えいたします。

市の指定管理者との協定に際しまして、いわゆる仕様書となる指定管理業務基準書において、市と指定管理者との責任分担を定めております。施設または施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適正に対応し、施設利用者の避難及び災害の拡大防止に努めるとともに、指定管理者は直ちに市に報告する義務を負っております。

さきの平成29年第1回定例会におきまして、避難所運営マニュアルについて検討すると答弁しておりますが、避難所開設時の初動対応時、指定管理者の職員が常駐している施設において、職員の協力を得ることができるかということを考慮しながら、我がほうでは避難所運営マニュアルの作成を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 ありがとうございます。

指定管理業務基準書において、市と指定管理者との責任分担を定めているとのことでしたが、指定管理者側に講習会なりを実施しているのか、また避難所運営マニュアルの作成を検討していく段階で、災害時の避難所開設に市の職員の対応はどのような体制を担うのかお答えください。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、お答えいたします。

先ほど市と指定管理者の責任分担を定めると御答弁しましたが、長時間にわたる避難所運営におきましては市職員が対応していることから、現在のところ指定管理者に対する防災講習等は実施しておりません。災害発生時、住民の安全を守るためにも迅速に避難場所を開設することは非常に重要であります。

そこで、スムーズな初動対応が求められますが、そのためにも、先ほど申し上げましたが、今後作成予定の避難所運営マニュアルの整備等に際しましては、今年度着手予定の地域防災計画改定作業とあわせまして、関係部署と連携をとりながら指定管理者の協力体制や避難所における鍵や資材の保管場所等に配慮しまして、速やかな初動対応ができるよう体制を構築してまいりたいと思います。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 5 番、山田和宗議員。

○5 番 山田和宗議員 ありがとうございます。

最後になりますが、災害が起きたとき、避難所に市職員が到着するまでの時間どのようにするのか。やはりふだんから市民に対しても防災訓練や避難場所の周知をしなければならないと思います。確かに津軽地方には、平成23年に起きた東日本大震災のような災害はないようですが、これからいつ何があってもいいように、被害を最小限に抑え、市民の安全と命と財産を守ることを避難所運営マニュアル、地域防災計画改定を速やかに行い、体制を構築していただくことをお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○秋元洋子副議長 以上をもって山田和宗議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 2 7 分 散会

平成 29 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 3 号）

◎議事日程

平成 29 年 6 月 6 日（火）午前 10 時開議

第 1 一般質問（4 人）

20 番 木村 清一 議員
11 番 山口 孝夫 議員
25 番 平山 秀直 議員
2 番 井上 浩 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25 名）

1 番 松 本 和 春 議員	2 番 井 上 浩 議員
3 番 花 田 進 議員	4 番 磯 辺 勇 司 議員
5 番 山 田 和 宗 議員	6 番 木 村 慶 憲 議員
7 番 成 田 和 美 議員	8 番 吉 岡 良 浩 議員
9 番 鳴 海 初 男 議員	10 番 木 村 博 議員
11 番 山 口 孝 夫 議員	12 番 山 田 善 治 議員
13 番 秋 元 洋 子 議員	14 番 稲 葉 好 彦 議員
15 番 松 野 武 司 議員	16 番 寺 田 武 造 議員
17 番 桑 田 茂 議員	18 番 伊 藤 永 慈 議員
19 番 加 藤 磐 議員	20 番 木 村 清 一 議員
21 番 福 士 寛 美 議員	22 番 川 浪 茂 浩 議員
23 番 三 潟 春 樹 議員	24 番 工 藤 武 則 議員
25 番 平 山 秀 直 議員	

◎欠席議員（1 名）

26 番 葛 西 収 三 議員

◎説明のため出席した者（26 名）

市長	平	山	誠	敏
副市長	三	上	裕	行
総務部長	北	川	智	章
財政部長	櫛	引	和	雄
民生部長	秋	元	建	一
福祉部長	岩	崎	孝	幸
経済部長	小山	内	秀	峰
建設部長	蒔	苗		司
上下水道部長	岩	川	和	雄
会計管理者	岩	川	静	子
教育長	長	尾	孝	紀
教育部長	寺	田	建	夫
選挙管理委員会 委員長	白	川	昭	磨
選挙管理委員会 事務局長	一	戸	正	博
監査委員	山	本	將	雄
監査委員 局長	宮	崎	昌	子
農業委員会 会長	斎	藤	靖	裕
農業委員会 事務局長	山	田	達	二
管財課長	對	馬		肇
企画課長	鎌	田		寿
市民課長	福	士		豊
介護福祉課長	藤	元	泰	志
農林水産課長	今		重	彦
土木課長	佐々	木	秀	文
上下水道部 総務課長	須	藤	淳	也
教育総務課長	川	浪	生	郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 小林 耕 正
次 長 藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行います。御協力をお願いいたします。

それでは、20番、木村清一議員の質問を許可いたします。20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 一登壇一

まずは、おはようございます。現市長が就任され、今月いっぱい、来月の初めですか、で丸11年になります。一昨年、大病されまして、現在はすっかり元気になられ、5月の連休には好きなゴルフをされていたようであります。スコアのほどはわかりませんが、すっかり元気になって何よりであります。まことに喜ばしい限りでございます。

今回の一般質問は、当市の人口減少に伴うインフラ整備の見直し、それから問題点について、質問をしていきたいと思っております。

また、きのうは高校再編計画の、金木地域から2名の議員が金木高校の存続を願って、1万名の署名を集めて市長ともども県の教育委員会に行かれたようでございます。きょうの東奥日報をごらんになったと思います。別に東奥日報が悪いというわけじゃないんですけど、私は今回の理事者側の答弁にまことに憤慨するものがあるわけです。それというのは、1万の署名を集めながら、通学費の答弁が載った。それじゃ最初からもう存続を諦めたような、あってはならない答弁内容でありました。市長みずから向かって、政治力を発揮して、深浦高校、鰯ヶ沢高校が存続になった、そうしたら市長も政治力を発揮され、中里から金木が存続できるように運動すべきじゃないでしょうか。また、それがもしだめだったら、五所川原市立高校も分別の対象として考えるべきじゃないでしょうか。これは、今の質問に入っておりませんが、答えるのであれば答えていた

だきたいと、答えなければ答えなくても結構でございます。

まずは、質問の中身に入りたいと思います。市長の政治姿勢について。まず1つ目は、11年間の市政運営の成果について。

また、人口減少の対策について。

そして、人口対策、要するに大分世帯数、人口が減っております。上下水道の事業政策についてもこれに関連するわけです。まずは、第1回目として、津軽広域水道企業団への出資金の内容について。

人口並びに世帯数の減少に対して今後の運営について。

各下水道事業、一般の下水、そしてまた集落排水の内容について。

それから、工業用水の政策について。工業用水道の事業計画について。

また、2番目として、津軽ダムへの出資金について御説明願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの市長就任から現在までの具体的成果についてお答えいたします。

当職は、平成18年7月に市長職を拝命して以来、今日まで10年と11カ月、議員各位並びに市民の皆様を支えられながら、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を実現するため、全力を傾けるとともに、市民の安全、安心な生活を確保することを第一に考え、市政運営をしてまいりました。

これまでを振り返りますと、まずは就任直後に直面した市財政の危機的状況からの立て直しがございます。不転の決意のもと、議員各位、市民の皆様、そして市職員と痛みを分かち合いながら、財政健全化に向けた取り組みを推し進め、着実に成果を上げてきたものと自負しております。

また、圏域住民の医療の確保を最重要課題と位置づけ、西北五地域における自治体病院機能再編成を行うとともに、経営を統合し、つがる総合病院を開院させ、高度救急を含む救急医療や、急性期医療の高度・専門医療から一般医療までを圏域内で一貫して提供できる体制を構築しております。

さらには、五所川原圏域2市4町においては、これまでも広域連合や一部事務組合を組織し、さまざまな分野で連携しながら圏域の発展に取り組んでまいりましたが、急速な人口減少、少子高齢化などによって社会構造が大きな転換期を迎え、これまでも増して連携と協力が重要と考え、2市4町による五所川原圏域定住自立圏を形成し、圏域全体の活性化と人口の定住を図る取り組みを実施しております。

このほかにも、消防庁舎や津波避難タワーなどの整備による防災力の向上、基幹産業である農林水産業分野では、複合経営や6次産業化への取り組み、立佞武多を中心とした観光振興など、多くの分野でさまざまな施策を展開してまいりました。

まち・ひと・しごと地方創生においても、当市で暮らす常住人口の確保と当市を訪れる交流人口の拡大を図るため、若者の定住促進政策、交流倍增政策、元気・健康づくり政策、この3つの政策を掲げ、人口減少対策として分野横断的な取り組みを進めているところあります。

当市は、自主財源に乏しく、財政基盤が脆弱な自治体であるため、行財政改革の推進を堅持しながら、これまで推し進めてきた施策により、市民一人一人がこのふるさとに夢と誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思い、また行政と市民がそれぞれの役割を認識した上で、多様な主体がまちづくりを進めることにより、この地域が未来へ向け、持続して発展し続けることができるものと確信いたしております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 人口減少対策の中で当市の人口減少とインフラ的なことを質問されたかと思しますので、私のほうから人口減少の現状とこれまで実施した施策と効果について答弁いたします。

5年ごとに実施されます国勢調査によりますと、当市の人口は昭和35年の7万222人をピークに緩やかな減少傾向にありまして、平成17年は6万2,181人、平成22年は5万8,421人、直近の調査時点となります平成27年の国勢調査では5万5,181人に減少してございます。

また、人口の年齢別構成といたしましては、零歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し続ける一方、65歳以上の老年人口が上昇を続けまして、老年人口の割合は昭和55年の9.9%から平成27年には31.6%まで増加しており、少子高齢化が進行している状況にございます。

本格的な人口減少社会を迎えまして、当市におきましても人口減少対策に取り組むことが喫緊の課題となっていることから、これまでの人口動態や現状の分析、将来の人口推計を行った五所川原市人口ビジョンと人口減少社会を克服し、地域における好循環を目指す指針となります五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、具体的事業を実施しているところでございます。

当市が実施する主な移住施策の平成28年度の実績でございますが、市外からの移住子育て世帯に対し家賃補助を行います子育て世帯移住促進事業が13世帯、41人、市外から

の移住子育て世帯及び40歳以下の夫婦に対して新築住宅取得費用の一部を補助する移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業が10世帯、34人、県内の中小企業等に就職した移住者に対して補助金を交付するU・I・Jターン若者就職奨励事業が5世帯、13人となっております。

これらの施策を重層的に複数展開することによりまして、人口減少のスピードを一定程度緩める効果があったものではないかと考えてございます。

○磯辺勇司議長 上下水道部長。

○岩川和雄上下水道部長 木村議員の質問にお答えいたします。

津軽広域水道企業団への出資金についてでありますけども、これは一般会計での予算計上、支出となっておりますが、質問事項が上下水道の事業政策についてということでございますので、上下水道部より答弁させていただきます。

津軽広域水道企業団は、用水供給事業を行う津軽事業部と、末端給水事業を行い、市浦地区での給水事業者となっている西北事業部の2事業部で構成されておまして、このうち本年度一般会計で予算計上しております出資金は、西北事業部の水道広域化事業に対する出資であります。

この事業は、当初津軽ダム使用権を取得し、岩木川から当市と西北事業部で共同受水することを予定していた事業であります。その後当市が津軽ダムから撤退を表明したこと、また津軽事業部が管理する用水供給事業に余剰水量があり、浅瀬石川ダムを水源とする津軽事業部から受水したほうが大幅な経費削減となるということで、平成18年度、西北事業部では津軽ダムから撤退し、津軽事業部から受水する施設整備を行っていくこととなりました。

西北事業部による水道広域化事業の整備内容といたしましては、浪岡地区に分岐点を設け、つがる市森田、稲垣及び車力の各地区に受水池及び配水池を整備するとともに、森田地区にある月見野浄水場以外の浄水場を廃止し、平成33年4月より津軽事業部から全面受水する予定となっております。

当市の市浦地区につきましても、現在相内浄水場で地下水、それから脇元浄水場で磯松川の表流水を取水し、供給しておりますが、これら2施設も廃止され、平成33年度以降は津軽事業部からの受水分が供給されることとなっております。

本事業は、国庫補助、企業債、構成団体からの出資金が各3分の1となっております。出資金のうち西北事業部発足当時の旧市浦村の要望水量割合である9.8%が当市の負担割合となっております。西北事業部では、平成29年度以降の事業費を約61億円と試算しております。したがって、同費用の3分の1のさらに9.8%、約1億9,900万円が

当市の出資金となると試算されております。

次に、水道事業の今後の運営についてお答えいたします。水道事業において、人口減少はそのまま収益の減少につながる問題であり、給水収益に直結する有収水量で比較いたしますと、平成19年度では年間519万2,553立方メートルあったものが、10年後の平成28年度決算見込みでは476万6,170立方メートルとなり、差し引き42万6,383立方メートル、約8.21%の減少となっております。これは、一般家庭で1カ月当たり25立方メートルを使うと仮定しますと、約1,400世帯分に相当いたします。

先ほどの答弁にもございましたとおり、本地域の人口減少により給水収益の減少を見込まざるを得ない一方、老朽化した施設の更新、近年頻発する自然災害にも対応した施設や管路の強靱化といった費用確保も必要となっております。

高い水道普及率、こちらを確保できたことにより、水道事業はこれまでのように施設や設備を拡大整備していく時代から、需要に即した施設を維持更新していく時代へと変わってまいりました。

人口減少による厳しい経営環境が想定される中、水道事業の本旨である安心、安全な水道水を持続的に供給する体制を確保しつつも、有収水量の減少、施設の余剰能力を見越した施設の統廃合や長寿命化、供給水量に応じた設備投資といった計画的な整備が必要になってくることから、水道事業では本年度と次年度の2カ年で、現在の水道ビジョン及び基本計画を見直すこととしておりまして、この中で元町浄水場、飯詰浄水場、金木地区にあっては5カ所あります取水ポンプ場といった水源施設はもとより、既存管路の更新などについても今後の水需要を踏まえた整備更新手法を検討いたしまして、最適化した投資となるよう、事業の経営、運営を行ってまいります。

また、総務省から策定を強く求められております経営戦略につきましても、本年度中に策定することとしておりまして、中期的な財政収支を検討し、議員の皆様にご説明申し上げる予定としております。

次に、下水道事業についてお答えいたします。当市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の4種類の事業を導入しております。いずれの事業も、し尿、生活雑排水などを処理することにより、公衆衛生に寄与し、公共水域の水質汚濁を防止することなどを目的として整備したものであります。

まず、公共下水道事業により整備された処理区についてですが、こちらの処理区は五所川原処理区1地区となります。全体計画面積は735ヘクタール、事業計画面積は541ヘクタール、整備済みの面積は508.9ヘクタールで、供用開始については昭和59年4月、加入戸数は8,063戸、そして区域内戸数と加入戸数で計算いたしました加入率は85.1%とな

っております。使用料につきましては、水道水20立方メートル使用当たりで計算いたしますと、税抜き3,000円となり、平成28年度使用料収益は3億6,569万円となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業により整備された処理区ですが、こちらは相内地区1地区となります。処理面積は67ヘクタール、供用開始は平成15年3月、加入戸数は176戸、加入率は48.9%となっております。使用料は同じく水道水20立方メートル使用当たりで、税抜き2,848円となっております。平成28年度の使用料収益は577万1,000円となっております。

次に、農業集落排水事業により整備された処理区は、梅田地区、藻川地区、蒔田地区の3地区あります。それぞれに処理施設を有しまして、梅田処理区は処理面積63ヘクタール、供用開始は平成元年3月、加入戸数が147戸、加入率は69.7%です。藻川処理区は、処理面積51ヘクタール、供用開始は平成4年8月、加入戸数は204戸、加入率は76.1%。蒔田処理区は、処理面積53.6ヘクタール、供用開始は平成13年10月、加入戸数が95戸、加入率は37.5%となっております。使用料につきましては、水道水20立方メートル使用当たり、税抜き2,490円で、3地区合計で平成28年度の使用料収益は1,536万円となっております。

最後に、漁業集落排水事業により整備された処理区は、十三地区の1地区でありまして、処理面積54.9ヘクタール、供用開始は平成11年12月、加入戸数が176戸、加入率は74.9%で、使用料につきましては水道水20立方メートル使用当たり、税抜き2,848円、平成28年度の使用料収益は752万8,000円となっております。

昨年度の汚水処理量は、公共下水道事業が276万9,690立方メートル、特定環境保全公共下水道事業が3万5,880立方メートル、農業集落排水事業は全体で16万1,504立方メートル、漁業集落排水事業が4万8,705立方メートルであります。

五所川原処理区以外の処理区につきましては、整備が完了しておりまして、現在はその維持管理を行っているところであります。

続きまして、津軽ダムの使用権取得に係る事業内容についてお答えいたします。当市の工業用水道事業は、昆沙門地区の深井戸を水源として、平成元年度から青森テクノポリスハイテク工業団地漆川に一部供給を開始しております。

その後、平成4年度に、いわゆる第二漆川工業団地へ工業用水を供給するため、旧建設省に対し、使用権設定占用水量を1日最大1万5,000立方メートルとして津軽ダム使用権の設定申請を行っております。しかしながら、計画水量に見合うだけの企業立地が将来的に見込まれないこと、また過大な水利権の申し込みは工業用水道事業経営を圧迫す

る懸念があることから、平成18年度には国土交通省に対し、使用権設定占用水量を1日最大1万立方メートルとする変更申請を行っております。

その後、平成28年度に津軽ダム建設負担金の納付が終了いたしまして、本年4月1日付で占用水量1日最大1万立方メートルのダム使用権を取得しております。

最後になります。津軽ダムへの出資金の内容等についてお答えいたします。津軽ダムへの出資金につきましては、平成6年度から平成28年度まで23年間、岩木川津軽ダム建設負担金として、合計8億2,808万6,000円を出資しております。

また、ダム使用権の取得に伴い、毎年度ダム管理費負担金を負担していくこととなり、本年度は350万円を予算計上しております。

工業用水道事業は、現在御利用いただいております2社に対し、1日当たり6,050立方メートルの契約責任水量を設定して、昆沙門地区に設置しております深井戸からの取水により供給しておりますが、平成元年4月の供用開始から施設等の大規模な更新を行っておらず、今後老朽化した井戸のしゅんせつ、管路の更新需要なども見込まれております。

これに加えて、岩木川から工業用水を取水する場合、新たに浄水施設を建設し、また工業団地までの配水管路の整備が必要となり、多額の資金を要することから、まずは現在の供給体制を維持するため、現状の施設、設備の更新などを進め、計画的かつ効率的な維持管理に努めていくとともに、ダム使用権による岩木川の取水につきましては、誘致企業の進出など確実な需要が見込まれた場合に、費用対効果を踏まえながら検討していくこととして、現状としてはダム使用権をそのまま保全してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○磯辺勇司議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 答弁が余り長過ぎて、質問を省略しねばまねような感じがすけれども。

まずは市長、就任されて11年、ほぼ11年と言ってもいいと思いますけれども、その間、あなたが就任されて七千余りの人口が減になったわけです。ハード事業から始めて、いろいろ事業はやっていますけれども、具体的に人口減少の歯どめはないんですけれども、先ほどいろいろ事業を並べておられましたけれども、11年間の成果ですね、どのぐらい、10%なのか、20%なのか、80%なのか、100%なのか、また道半ばなのか、その辺のお気持ちを願えますか。

○磯辺勇司議長 市長。

○平山誠敏市長 何％なのかという質問ですが、財政健全化につきましてもこれからもずっと続けていく必要があるものと。やっぱりこの地域、自主財源が乏しいということで、その辺を考えると、何するにしても自主財源の財政健全化は続けていく必要があるものと思っております。

自治体病院再編成の問題ですが、これはかなりうまくいったのかなと。ただ、医師確保の面からいきますと、まだまだ道半ば、まだ専門医が足りない箇所がかなりございますので、この専門医を充足することによって、かなりつがる総合病院の機能も強化されるものと思っておりますし、これからの人口のあり方、そしてまた医療の進歩の面も考えますと、この庁舎移転後には、つがる総合病院にこの敷地を提供することによって、放射線治療の可能性もこれから検討していく必要があるのかなと。といいますのも、私もいわゆるがんになりまして、2人に1人ががんにかかる時代になっておりますので、幾らでも助けること、人命の救助といいますか、尊重しながら、医療の進歩を考えますと、これから放射線治療のことについても検討していく必要があるのではないかと思いますので、広域的な医療の再編につきましてもこれからまだまだ努力する必要があるのではないかと思います。

人口減少につきましては、これからますます顕著になってくると思いますし、機能を再編成してつがる総合病院の規模をどうするかという時点で既に、開業時点、5年後、10年後の人口がこの地域でどれくらいになるかと、これを想定しながら現在の病床数を決定した経緯もございまして、当時の見通しが今とどうなっているか、これからまた再検討しながらやっていく必要があるのではないかと思います。

ただ、皆さん御承知のとおり、なかなか人口減少は難しい問題でございまして、五所川原市単独といいますよりも、国全体の大きな課題でございまして、先ほども申し上げましたが、2市4町によります定住自立圏の中で、この地域全体での人口の減少率を幾らかでもストップできればという思いで続けていきたいというふうに思っています。

全体としてどれくらいかという質問でございしますが、ほぼこの程度で。ただ、数字はまだ考えたことありませんので、よろしく。

○磯辺勇司議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 話を聞けば、道半ばという感じで聞き取れましたけれども、それでよろしいかと思います。

まず、人口減少、これはやっぱり若い人たちが就労場所がないと、これが一番原因するわけです。ましてや、子供ができたら、きのう山田善治議員も言いましたけども、保育園の無償化、お金2億円かかるとか言っていました。また、義務教育の医療費無料化、

これやったらもう8,000万円ぐらい予算がかかるというぐあいになっております。そして、私思うのであれば、若い人たちを定住させたいというのであれば、もっと定住しやすい環境づくりしたらどうなんですか。家賃を幾らか補助するとかじゃなくて、具体的に例えば市営住宅10棟できたら、3棟ぐらいまでは若い夫婦に提供するとか、他県から来る人に提供するとか、そういう方法をとるとか、いろいろ方法があると思うんですけども。

市長は、就任当初、財政危機を抱えて、二、三年大変苦しい思いをしたのはわかりますけれども、ただ合併特例債を使うようになってからは大盤振る舞いして、ハード事業を随分やりましたけれども、それこそ病院もそうだけでも、消防、それから給食センター、今回は役所を五十何億円で今建設中でございますけれども、その幾らかでも辛抱していただければ、こういうこともある程度解消できたんじゃないかというぐあいに思いますけれども、それは答弁要りません。次に進まないで消化できませんので。

議長、ちょっとお願いがあります。要するに工業用水と上水と津軽ダムへのあれで関連がありますので、そこ重複してもよろしいですか。

○磯辺勇司議長 はい。

○20番 木村清一議員 一応議長の許可を得ましたんで。それでは、まず津軽ダムの出資金ですけども、8億200万円ぐらい、今まで出資したわけです。これは、平成5年の年に前の前の市長さん、佐々木榮造さんのときに、9月に専決処分したものです。この当時のあれは、西の、要するに西北事業部ですね、の上水を目的として津軽ダムが発出したわけですけども、去年からですか、今度急にがらっと変わって、浅瀬石川から例えば五所川原と同じような水をいただくというぐあいになったわけです。その間に8億円も投資して、得たのは工業用水の1万というぐあいに、これは8億円と、それから維持費また350万円ですか、毎年払わなきゃならないみたいですけども。これ一般市民にとってみれば、工業用水、工場誘致のあれで経済部にもお聞きしますけれども、これ工場が立地しなければ、この工業用水も要らないわけです。果たしてこの工業用水の取得権1万もらうために、それじゃ工業団地に送る計画書はあるのか、それとも、要するに金額の算出したのか、その辺のところもお聞きします。

それから、私びっくりしたのは、市浦地域、西の事業部、西北事業部、五所川原の水道事業所ですね、その中身は把握できないわけですよ、まずほとんど。この会議には市長が行っていると思うんだけど、水道事業部の人たちを誰か伴って行っているのか。市浦の話をして、最初のあたりではちんぷんかんぷんでありました、西のほうに聞かないとわからないというふうな。それじゃ、五所川原の市民でありながら、市浦の地域

は五所川原の水道事業所は管轄しないということですね。まずそういうことになる。その辺のところ。今まで一応磯松の川からやったりして、水が余りよくないというぐあいに聞いていましたけれども、33年から改修されるようですけれども、五所川原が市浦に対してどのぐらい、要するに見ていけるのか、直接見ていけないのか、その辺のところの答弁もお願いします。

それから、現在浅瀬石川から七和のほうに持ってきて、それから元町浄水場に9,000ですか、それから飯詰のダムに5,000ですか、要するに取水して供給しているわけですが、先ほど部長から答弁があったように数量が、要するに契約面積は変わらないんだけれども、かなり金額が減ってきていると、今後考えていかなきゃならないという、これも計画の見直しをこれからしていくということなんですけれども、それはそのとおりだと思います。ただ、今みたいに剰余金がどのぐらい出てくるのかわかりませんが、慎重な経営をしていっていただきたいというぐあいに思います。

次に、時間も大分なくなりましたが、下水について、私、山口議員からこの本をいただきまして、私余り下水もなじまないんですけれども、この公共の下水、今大分古くなりました。松島町で50年、若葉で40年、みどり町で30年ですか。50年すれば施設の更新もしなきゃならないということですので、今後下水道事業、恐らく計画持ってやっているとと思うんですけども、この間まではるにれ、去年ですか、やっていたみたいですけども、これから事業を進めていくのか。

それと、集落排水、藻川、梅田地域、それから蒔田、それから十三というぐあいにありますけども、かなり人口、世帯数も減って、これから一般会計から歳入もかなり見込まれていると思います。これからの使用料はどうしていくのか、また税金で、歳入で賄っていくのか、その辺のところも御答弁願いたいというぐあいに思います。

それから、経済部に、工場誘致で運動しているのか、1万の取水権を持って、まさか何もしていないというわけじゃないな。何かはしていると思うんですけども、そのアクション、早くお願いします。

○磯辺勇司議長 上下水道部長。答弁漏れのないようにお願いします。

○岩川和雄上下水道部長 大分質問事項が多かったもので、答弁漏れないように気をつけたいと思いますけども。

まずですけども、津軽広域水道企業団の関係について、議員の皆さんに説明がないといったことですけども、確かに企業団の業務、事業内容につきましては、これまで議員の皆様にご説明する機会はありませんでした。これについて私が謝罪して済むのかどうかかわかりませんが、今後のことを申し上げさせていただきます。

現在市浦地区の給水を担います西北事業部において、水道料金の見直しを行うために津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会といったものが開催されております。市浦地区の今後の水道料金にかかわる重要な案件でございますので、今後企業団の西北事業部と調整しながら、議員の皆様はこの検討内容について説明する場を設けたいと思っております。その後も市民の皆様にかかわるような重要な案件につきましては、説明の場を設けていただくようにこちらから申し入れしたいと思っております。

続きまして、津軽ダムの使用権の今後の取り扱いということにつきましてですけれども、上下水道部としては水を大量に使うような企業の工業団地への立地、これを期待するものですが、人口減少とか経済規模の縮小という社会情勢を考えると、一朝一夕には難しいものというのもまた事実であると思います。津軽ダムの使用権につきましては、毘沙門の工業用水道の水源井戸の自噴量にも左右される問題でありまして、できるだけ長く現在の水源を使用したほうが経営上有利と考えておりますことから、今年度水源の井戸にカメラを入れるなどして、老朽度や破損箇所の調査をして、施設の更新需要について検討する予定となっております。

また、仮にダムの使用権を放棄するということになれば、これまで支出したダム負担金の原資であります起債の償還にも影響する問題であります。また、他の参加団体にも影響を及ぼす問題であるというふうに思っております。したがって、先ほど申し上げましたように、誘致企業の進出など確実な需要が見込まれた際には、津軽ダムからの取水を検討する必要がありますので、当面はダム使用権をそのまま保持していく方針としておりますが、今後予定している経営戦略等の策定の過程の中で工業用水道の水源の取り扱いについても協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、津軽ダムからの取水施設の整備、事業費の関係です。こちらにつきましては、津軽ダムの水を工業用の水道として活用する場合、新たに岩木川に取水設備を設けて、かつ工業団地内への配水管を整備する必要があります。岩木川への取水設備の整備につきましては、津軽ダム使用権に加えて国土交通省より岩木川の河川利用許可をいただく必要があります。最近の試算ではございませんが、平成18年度津軽ダム使用権の設定申請を行った津軽ダムの建設に関する基本計画、第2回の変更時の建設計画では、高瀬地区を取水地点として、新宮、若葉町、尻無、一野坪を經由して、漆川工業団地に配水する概算工事費として、24億7,600万円を見込んでおります。物価上昇、消費税率の改定などにより、現在ではこれ以上の工事費になると想定されております。

最後に、下水道事業の今後の運営についてお答えいたします。下水道事業区域におけ

る定住人口の人口減少率を見ますと、平成24年度から平成28年度までの5年間で、公共下水道事業区域につきましては2.3%の減、農業集落排水事業区域につきましては8.3%の減となっております。農業集落排水事業区域は、人口減少率が最も大きく、加入率も低いということになっていることから、市では毎戸訪問による接続のお願いを行っておりますが、高齢者世帯で後継ぎが帰ってこないといったことや、既に浄化槽を設置しているなどの理由で接続率が伸び悩んでおります。引き続き接続のお願いを強化してまいります。接続件数の大幅な増加は望めない状況となっております。今後も使用料収益は減少していくものと見込んでおります。

一方、污水处理施設につきましては、老朽化に伴う大規模な施設の更新が必要となっており、公共下水道事業では既に長寿命化計画を策定し、昨年度は汚泥脱水機を更新、今年度からは消化ガスタンクの更新を予定しております。

農業集落排水事業におきましても、今年度は機能診断という調査を行いまして、来年度はそれをもとに最適整備構想を策定し、施設を計画的に更新していく予定となっております。

下水道処理施設は、とめることができない施設であります。費用の削減目標を考慮しながら適切な設備の更新に努めてまいります。

また、公共下水道事業区域では、議員御指摘のありました松島団地が既に供用開始から50年が経過して、管路の更新時期を迎えております。このような施設の更新のためにさらに費用がかさむこととなりますので、これを機に公共下水道事業の計画区域の見直しについて検討を始めたところであります。

市では、包括的民間委託など、業務の効率化による経費削減を行ってまいりましたが、継続して下水道事業を行うためには使用料の改定を視野に入れた取り組みも必要であると考えております。まずは、一番低く設定されております農業集落排水事業の使用料の取り扱いについて検討を始めたところです。今後も衛生的な生活環境、公共水域の水質保全のために下水道事業の効率的経営、運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 木村議員の当市における企業誘致活動とその実績についてお答えしたいと思います。

当市ではこれまで、県東京事務所や産業立地推進課を初めとする関係機関と連携を図りながら、工業団地への新規企業の呼び込みに努めてきたところでありますが、当市に

立地を検討する企業から引き合いはあっても、企業が求める条件に合致しなかったり、立地に積極的であった企業でも、その経営方針が変化したことなどから、新規立地には至っておりません。

市への問い合わせの状況については、青森県東京事務所や産業立地推進課及び直接企業等から、平成27年度には製造業2社、コールセンター1社、運送業1社、卸売業1社の計5社で、それから平成28年には製造業2社、野菜作農業1社の合計3社、それから平成29年度には、今年ですけれども、電気業1社、運送業1社、農業1社の計3社でございまして、今現在1件、ちょっと業種はわからないんですが、問い合わせは来てございます。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 10分ほどしかなくなりましたが、2点。

まずは、今誘致企業の話もされていましたが、8億2,000万円も投資して岩木川から取水する水、今現在漆川に、私の家から200メートルぐらいしか変わらないんですけども、担当者と話ししたら、「岩木川の水、おたくさんの会社で使えますか」と聞いたら、「岩木川のだったら要りません」というぐあいになりました。要はこの水、使いものにならないような水です。8億何ぼも投資して、1万の取水権は持ったものの、これは恐らく事業費も計算したけれども、幻になるんじゃないかというぐあいに思いますけれども、工場誘致の当てはない、また第一工業団地には配管はしているけれども、第二工業団地にはまだ配管もしていないと、それが現状であります。

それから、最後にもう一つ、水道は企業会計、下水道も企業会計ですね。部長と課長、どこから給料もらっているんだかさ。

○磯辺勇司議長 上下水道部長。

○岩川和雄上下水道部長 私の給料と課長の給料ということで、両方水道事業会計からいただいております。

○磯辺勇司議長 20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 行革推進の会長さん、副市長はそこにおりますけれども、私、水道料は払っているんですけども、下水道料金は払っていません。それじゃ、あなたたちの、上下水道部長でしょう、それで須藤さんは上下水道総務課長です。どっちも両方の名前ついてるんですよ。給料は水道からもらっている、私払っている水道料から。下水道からだばもらっていない。そうでしょう。これ同じ企業会計でしょう。それもまるっきり違うんだ。そうすれば、これやっぱりフィフティー・フィフティーにするのが筋な

んじゃないか。それじゃ、私水道だけ払って、浄化槽の場合だば何も下水のあれは要らねんだ。へば、水道料を払っている人がおおむね余計負担しているということにならないか。おめだち何も、おめだち決められない、こっちに決められたことだはんで、こっちさ聞くのが筋だべ。

(何事か呼ぶ者あり)

わかった。

○磯辺勇司議長 上下水道部長。

○岩川和雄上下水道部長 ただいまの給料の支出先の問題で、1つだけ誤解を解いていただきたいのが、私は両方担当しています。それで、水道事業からいただいております。ここに控えている総務課長は、水道の総務課長になりますので、下水道とは全くというか、関係ない課長になりますので、こちらは水道の課長、下水道課長はまた別になります。

(「それじゃ名前もおかしいんでねえの」と呼ぶ者あり)

いや、上下水道部の水道課長。

○磯辺勇司議長 20番、いいですか。

○20番 木村清一議員 答弁もらっていない。

○磯辺勇司議長 答弁いいですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 ないそうです。

20番、木村清一議員。

○20番 木村清一議員 ないそうですって。だから、水道の料金払っている人からでなくて、両方から平均してもらいなさいというんだよ。あなた行革の会長やったでしょう。それで企業会計一緒にしたんでしょう。そうしたら、給料両方からもらうのがあれでしょう。それで、決裁は下水道のほうにも決裁しているんですか。しているでしょう。

○磯辺勇司議長 副市長。

○三上裕行副市長 木村議員にお答えします。

たしか下水道事業を企業会計に移行した経緯につきましては、平成18年度の行政改革推進本部会議で協議をして、創設されております。このときの行革の本部長は、当時の田辺助役、私も財政部長として本部員の一人として参加しております。

ただいま木村議員からの質疑に関しましては、現在は私行革の本部長を務めております。たしか6月か7月に第1回目の行革の本部員会議がございますので、その場で上下水道部長に資料を提供してもらい、検討したいと思います。御理解ください。

○磯辺勇司議長 以上をもって木村清一議員の質問を終了いたします。

次に、11番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 一登壇一

昼近くなりましたけども、おはようございます。市民の会の山口孝夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、地域活性化についてであります。五所川原、金木、そしてまた市浦、合併してから大分なります。その中で、もはやこの地区にこだわるということではなく、全体で見ていかなきゃならないのが我々議員の責務かなと思っております。そんな中で、今回は金木地区にある西沢家の活用と改修方針についてであります。

西沢家の活用の仕方は、五所川原市全体の活性化につながる。つまり斜陽館と西沢家が立佞武多の館と連動してこそ、そこに今までにない未知の可能性が広がると思えるのは私だけでしょうか。

今から30年前のころです。金木地域おこしのグループと一緒に私は斜陽館の2階に泊まりました。恐らくそのころは宿泊ができる最後のころでした。そしてまた、平成23年ころ、西沢家においてもある事業所のオープンの直会がありました。そして、その直会は、西沢家の玄関に入って上がって左側の大広間でお膳を囲み、落ちついた中で、きめ細かい造作、そしてまたその当時の最高の技術を結集した雰囲気感動したことが思い出されます。

その後、24年に西沢家を五所川原市が取得されました。そこで、西沢家の諸問題に対しては、過去に秋元議員が、27年にですか、一般質問され、そしてまた加藤議員におかれましては3月の議会、そしてまた今回の議会、一般質問されました。私は、3月の加藤議員の一般質問を聞いて、非常に感銘を受けました。それはなぜかといいますと、有形登録文化財、そのことでよくこんなに覚えているもんだなと思いました。そのとき私、一般質問が終わった後すぐ、今度わもへば6月やるというふうなことで、今日の一般質問していく状態になりました。いずれにしても、秋元議員、加藤議員の思いを胸に一般質問をさせていただきます。

1 番目として、西沢家に対し今日までの経緯と市としての対応について。

2 番目として、今後市としての対応について。

3 番目は、西沢家住宅の将来に対してのあるべき姿についてであります。

その1として、登録有形文化財としての要件はどのようなであればよいのか。例えば外観はどのような形であれば文化財として維持できるのか。

2 目として、内部の改修、用途変更した場合、文化財として維持できるのか。つま

り旅館業として営業するために内部改修しても、文化財として維持できるのではないかなと思うが、見解を伺います。

3として、地域活性化、つまり斜陽館と西沢家が連動して金木に足を運んでくれる人に宿泊してもらい、金木の人々との交流を深めてもらいたい。昨日加藤磐議員が雲祥寺、妙乗寺、八幡宮、それから近隣の由緒ある建物のお話ししました。一つの群れとしてそこを考えてはいかがかという話も聞きました。また、何年か前の議会では、ゴールデンウィークに文学・文化財施設の中で、全国の中で斜陽館を訪れる来館者が1番であったということも議会で聞きました。このことを踏まえ、経済部長には金木地区に泊まれる場所があれば、金木地域活性化についての効果をどのように考えるか、答弁願いたいと思います。

4として、弘前には国の登録有形文化財として、現在も旅館として営業しているところがあります。西沢家と比較して大きな違いがあるのか、答弁願います。ただし、現在の西沢家は……当初は西沢家というのはニシン御殿であったそうなんです。しかも、当時のお金で7億円かけて、全部使ったそうであります。先日そこをちょっと見させていただきましたが、中はすばらしいものでありました。そのことを踏まえてといいますか、西沢家がニシン御殿であった、そしてその後いろんな事情により旅館業を始められたと、そしてその旅館業をされて、最後には今度24年に市のほうで取得しましたけども、その弘前にある旅館、登録有形文化財としてある旅館と今の西沢家と比較して大きな違いがあるのかと。つまり旅館業をやられていたわけですから、その中に登録有形文化財としての比較を御答弁願いたいと思います。

以上、市長及び関係部長の誠意ある答弁を求め、1回目の質問といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○寺田建夫教育部長 山口孝夫議員の御質問にお答えします。

まず、旧西沢家住宅の活用と改修方針についての今日まで及び今後の旧西沢家住宅に関する市の対応についてお答えいたします。平成27年第4回定例会における秋元議員の御質問並びに平成29年第1回定例会における市民の会の代表質問及び加藤議員の御質問にお答えしたとおり、旧西沢家住宅は平成20年3月7日に国の登録有形文化財に登録され、平成24年度に市が取得いたしました。平成25年度には一般公開を目指した公開活用計画を、平成26年度にはその計画に基づいた保存修理方針と工事費概算を算定した基本計画を策定してまいりました。こうした中、金木総合支所を中心とした金木中心部の面的整備事業の一環として、その基本計画策定後に活用と改修方針を検討すべきであると

の結論に至りました。

昨日、加藤議員の御質問にお答えしたとおり、その活用と改修については、その際投下する財源とその効率性、維持管理に係る後年度負担等を勘案しながら、今後も関係部局と検討してまいります。

次に、旧西沢家の登録有形文化財として、この要件はどのようなであればよいのか、例えば外観はどのような形であれば文化財として維持できるのか、この御質問に対してお答えします。登録有形文化財制度とは、国、県、市町村が重要文化財として指定されているもの以外に消滅のおそれのある文化財を保存する措置としてとられた制度であり、築50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録する制度として、平成8年から始まりました。

この制度では、重要文化財のような現状変更に係る強い制約はなく、外観が大きく変わる場合や移築する場合のみ届け出が必要となりますが、外観を大きく変えない限りは登録有形文化財として維持することは可能でございます。

そして、内部の改修や用途変更した場合、文化財として維持できるのか、つまり旅館として営業するために内部改修しても文化財として維持できるのではないかと思うが見解を伺うと、これにお答えいたします。登録有形文化財は、重要文化財と比べ、先ほど申し上げましたが、緩やかな規制をし、保存、活用することを重点に置いたものでございます。したがって、先ほども触れましたが、外観が大きく変更する場合に、現状変更の届け出が必要となりますので、議員御指摘の内部改修を実施しても文化財として維持することは可能であると考えております。

そして、最後の4つ目の質問になりますが、西沢家と対比して弘前に国の登録有形文化財として現在も旅館として営業しているところがあるが、西沢家と比較して大きな違いがあるのかという御質問です。議員御指摘の旅館であります。弘前市元寺町にございます石場旅館であろうかと推察いたします。この石場旅館は、明治12年創業、入母屋づくりの鉄板ぶきの2階建てで、建築面積456平方メートルであり、平成24年に国の登録有形文化財として登録されており、屋号をあしらうガラスや欄干が老舗旅館の風情を醸し出しております。

石場旅館の場合は、西沢家と異なり、明治時代から続く旅館であり、現行の建築基準法の適用除外の建築物として、旅館として継続して営むことが可能でございますが、旧西沢家住宅の場合は現状が住宅となっておりますので、用途変更に伴う建築確認申請が必要となってきます。また、耐震補強や、当然旅館を営む場合は防災、防火の措置も必要となり、改修経費には多くの費用を要することが予想されるため、教育委員会として

は宿泊施設として活用することは困難であると考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 山口議員の金木地域の活性化についてお答えしたいと思います。

現在、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源として気づかれていなかった文化財などの地域固有の資源を新たに活用し、体験型、交流型の要素を取り入れた旅行形態、いわゆるニューツーリズムが人気となっております。

そんな中、金木地域では斜陽館、津軽三味線会館の指定管理先であるNPO法人かなぎ元気倶楽部が主体となり、まち全体を博物館と見立てた太宰ミュージアムとして、太宰ゆかりの地をめぐる文学散歩、寺院などをめぐる津軽三味線散歩などの街歩きツアーを実施しており、観光客の好評を得ております。

また、ニューツーリズムの一つである農業体験、農家民泊を行うグリーンツーリズムにおいては、市内の関係機関で組織されたあおもり五所川原グリーン・ツーリズム協議会の会員である同NPO法人が農林水産省の平成29年度農山漁村振興交付金事業採択の内示を受け、農家民泊、民泊推進のソフト事業を実施し、金木地域の宿泊施設の新設を促す動きもございます。

宿泊施設の新設は、既存施設の稼働率の問題もあり、一概にプラスになると言えませんが、観光客の選択肢を広げるとともに、通過型から宿泊して楽しめる観光地へ転換することで、金木地域の滞在時間、観光消費額の増加が見込まれます。また、金木地域に宿泊することで、市内全体を周遊する機会も増えることから、五所川原市全体の地域活性化に資するものと考えてございます。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 教育部長に伺います。たしか27年のときですか、弘前の文化施設のその人たちに見積もりをさせたと思うんです。前の議会では2億6,000万円ほどかかるということも聞いております。その中で、あくまでもその場合、宿泊ということでは全くなかったと思うんです。ただ、文化財研究会ですか、そちらのほうに見てもらうと、やっぱりそれなりの見積もりをするわけです。大事なのは、私なぜ地域経済活性化という、これやったかというのは、結局金木にそれだけ人来ても、最近の旅行者の形態見ると、夫婦で来たり、グループで来たり、大型バスで来る人もいますけども、やっぱりその形態が多いと思うんです。

最近というか、ついきのうも、議会で金木高校が閉校になるという、まだ決まったわけじゃないですよ、今これを阻止するための運動もされています。非常に金木の地区の人

にしてみれば、やっぱり何かの活用方法が、経済の活性化、人のつながりも活性化だと思うんです。そんな中で、西沢旅館、旅館をやっていた経緯があるし、あの場所は、この前も2階に上って、いてみたら、斜陽館の庭が見えるし、その中で見える、あの場所へ行って、やっぱり太宰ファンであれば感動すると思うんです。先日も加藤議員が斜陽館と西沢旅館、2つの文化財があるなんていうのは全国にも例がないと。言っていましたね、太宰治が隣の西沢家を見たときに、すごいお金持ちの建物だと。太宰治をしてすごい建物だと言うくらいの建物なんです。その建物を生かすということは、単に我々今この単年度でどうこうの問題じゃなくて、やっぱりこの先、20年、30年、50年、そんなに長きにわたってその場所に西沢家があることが後に我々の、どういう選択するかわかりませんが、やっぱり未来に向かって非常にいいものになるようなことの私の一つの提案でした。提案であり、また提案にとどまらず、このことについては捨てておけない。今は亡き成田守市長が金木地区に宿泊施設を建てたいという、建てるという話まで聞きました。そんな思いもあることはありますし。だから、せっかく金木に来た人たちが西沢家の2階に上がって、寝そべて添い寝すると、恐らく太宰治はそこにいて、下から上見て、こっちから、上から下見たという、そのぐらいの気持ちになるんじゃないかなと。そんなことで、斜陽館、太宰治と添い寝をする旅館、例えばそういうことでもあれですし。

そんなことを踏まえて、今回の議会ではこれぐらいにとどめておきまして、やっぱりまだまだ議論いっぱいしていかなきゃならないことがあると思うんです。なぜかといえば、今金木の支所を建てる直前に、そういうこともあるし。でも、その中で我々がずっと考えていかなきゃならないのは、そういう泊まる宿泊施設が金木地区にあって当然だと思ひ、その一番よい場所が西沢家ではないかなというふうな思いからきょう質問させていただきました。答弁は要りません。

以上で終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時22分 休憩

午後 1時03分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、市内小中学校のトイレの洋式化についてであります。第1点は、現状についてであります。第2点は、洋式化についてであります。

現在今なお、汚い、臭い、怖い、暗い、壊れているの5Kと呼ばれているトイレが多数を占める学校のトイレ、公立学校では限られた予算の中でトイレの洋式化など整備が後回しにされがちでありますけれども、子供たちが使いなれている洋式便器への改修を積極的に進める自治体があります。また、地域防災拠点の学校を優先的に整備する必要があります。

文科省がトイレ整備に対する各自治体の方針を聞きとった結果、約85%が今後和式便器よりも洋式便器を多く設置する考えを示しております。同省によると、昨年4月に発生した熊本地震の被災地では、筋力が弱い高齢者などが地域の防災拠点となった学校に避難した際に、和式トイレが使えないケースが見られ、トイレの洋式化が課題とされました。

防災上の観点からも、学校トイレの洋式化が求められております。この点、本市の現状認識と今後の対応策はどのようになっているかお伺いいたします。

通告の第2点目は、保育や介護の受け皿の確保と保育士や介護人材の処遇改善を促進することについてお伺いいたします。介護、保育サービスを支える福祉人材は、みずからの仕事に誇りを持っているものの、離職をしたり、資格を取っても保育、介護の専門職につかない人が少なくありません。その理由として、他業種に比べて賃金が低いことや休暇が少ないなど、一人にかかる仕事の負担が大きいこと、職場の人間関係に悩むことなどが挙げられております。

政府与党は、2015年度補正予算や16年度予算で在宅施設サービスの整備の拡充、加速化とともに、それを支える福祉人材の養成、確保策が盛り込まれました。また、政府が閣議決定したニッポン一億総活躍プラン案においては、福祉人材の処遇改善として、保育士の賃金水準のアップや介護報酬の職員処遇改善加算などの効果を十分に分析の上、さらに17年度予算案において処遇改善のための特段の対応を求めることなど、数多く反映されております。

政策によりますと、4つの柱の一つに保育、介護に安心できる社会へ福祉人材の確保をと掲げ、福祉サービスを支える人材の養成、確保を国家戦略として推進しております。具体的には、1、賃金の引き上げなど処遇改善、社会的評価の向上、キャリアアップ支援、2、地域における支え手の拡大など裾野を広げる取り組み、専門性の強化、3、業

務負担の軽減と生産性の向上としてＩＣＴの活用や介護ロボットの導入促進、４、再就職支援や資格試験制度などの見直しを掲げております。

そこで、当市ではどのようにこの点をお考えになっているかお伺いいたします。

通告の第３点目は、教員の働き方改革についてお伺いいたします。市内の公立小中学校教員の勤務実態について、月８０時間強の時間外勤務をしている教員が多数に上った４月の政府調査結果を踏まえ、教員の心身の健康が損なわれかねないし、子供に向き合う時間が十分に確保できないと指摘されております。長時間労働是正など、教員の働き方改革の断行へ早急な対応が必要であります。

部活動指導員の配置の抜本的充実など、部活動業務の軽減、ＩＣＴの活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理、教員をサポートする専門スタッフの増員などが考えられますが、この点当市ではどのようにお考えかお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の誠意ある簡潔明瞭な御答弁を求め、１回目の質問を終わります。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○寺田建夫教育部長 学校トイレの洋式化の割合について現状をお答えいたします。平成２８年度に文部科学省が実施した公立小中学校のトイレの状況調査によりますと、洋式トイレの割合は全国平均が４３．３％、青森県平均が３７．３％であります。市内の小中学校１７校の洋式トイレの割合は３６．１％、このうち小学校１１校では２６．８％、中学校６校では５６．６％となっております。平成２４年度より中学校４校において実施した大規模改造事業に併せてトイレの洋式化を進めたことから、中学校の割合が小学校より高くなったものであります。

次に、トイレの洋式化について、市の教育委員会としてどう考えるかについてお答えいたします。生活様式の変化とともに、洋式トイレを取り入れることが多くなり、和式トイレの家庭は少なくなっております。そのため、生まれたときから和式トイレを使用したことがない子供が増え、学校の和式トイレに戸惑い、学校のトイレを使用せず、自宅まで我慢するなど、学業や健康面への影響等が危惧されております。

現在市内全小中学校での洋式トイレが複数設置されてございますが、洋式トイレの数がまだ十分ではないと認識しております。教育委員会としては、児童生徒及び保護者の不安解消に向け、または防災上の見地からも、学校施設の現状把握に努め、洋式トイレの設置も含め、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、飛びますが、教員の働き方改革について、公立小中学校教員の勤務実態の現状

についてお答えいたします。まず、当市の平成29年5月1日における小中学校教職員数については、小学校11校に192名、中学校6校に121名が配置されております。当市の小中学校教職員のみを抽出したデータはございませんが、県教育委員会が平成26年6月から7月にかけて県内全教職員を対象に実施した業務等に係る勤務実態調査及び意識調査結果がございます。教諭、講師の勤務日1日当たりの時間外勤務時間は、小学校で平均2時間57分、中学校で平均3時間27分となっております。また、週休日1日当たりの時間外勤務時間は、小学校で2時間31分、中学校で3時間35分となっております。

次に、公立小中学校における部活動の現状についてお答えいたします。昨年5月1日現在のスポーツ部活動に携わる教員は、小学校が70人、中学校が65人の合計135人となっております。また、教員以外の外部指導者は、小学校が66人、中学校が10人の合計76人となっております。学習指導要領において、部活動が学校教育の一環として位置づけられている中学校とは異なり、小学校では定められておらず、教育課程外での活動となっております。

次に、ICT教育の活用についてお答えいたします。当市では、平成25年度から平成26年度の2カ年で、市内小中学校の全教職員に対して、1人1台ずつ校務用パソコンを配備しております。従来手書きで行っていた通知表や指導要録等の文書作成をパソコンでできるようになり、作業時間が短縮されたことで、仕事の効率化が図られたのではないかと考えております。

また、平成28年度から平成31年度の4カ年でICT教育の環境整備を進めており、平成28年度からの2年間は東峰小学校、五所川原第二中学校の2校をモデル校とし、ICT機器の整備及び関係教室に無線LAN等の環境整備を行い、ICT支援員による授業サポートを実施しており、将来的にモデル校の運用効果を検証した上で、市内全小中学校への配備を目指しております。

教育委員会といたしましては、今後教育現場における校務用パソコンの利用状況等の実態について詳細に把握し、実情に即したよりよい利用環境を構築することで、教職員の業務負担軽減につなげるよう努めるとともに、情報通信技術の利便性を享受した児童生徒にとって、わかる、楽しい授業の実現にも取り組んでまいりたいと考えております。

そして、最後ですが、教員をサポートする専門スタッフについて、教員の負担軽減を目指す上で教員をサポートする専門スタッフについての配置が全国的に求められてきております。学校教育の充実、学力向上等を図るため、多動傾向や介助等、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のほか、授業の内容を十分に理解できないでいる児童生徒に学習支援を行うため、平成29年度は全小中学校に合計22名の学校教育支援員を配置して

おり、担当教員の負担軽減につながるものと考えております。

今後においても、教育現場の確認などを行い、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の一層の充実を図るため、実情に即した学校教育支援員の確保と適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 保育士と介護職員の処遇改善の現状についてお答えします。

まず、保育士の処遇改善の現状についてお答えします。保育所や認定こども園では、それぞれの配置基準に基づいた保育士数を確保する必要があり、保育士の賃金は国が定めた給付費を原資として支払われております。

平成29年4月1日現在の市内各施設の園児数は1,615名であり、この園児数に対し、配置基準の定数が確保された約350名の保育士が勤務している現状でございます。

国においては、平成25年度から待機児童解消加速化プランに基づき、段階的な処遇改善を実施しており、さらに平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における施設型給付費では、運営費の加算として支出していることから、職員への支給方法もそれまでの賞与、一時金としての支給から、基本給による処遇改善に変更する施設も増えてきております。

こうした結果、平成28年度の職員の賃金は、平成24年度の賃金に対し約8%、平均して月額約2万6,000円の増となっております。

次に、介護職員の処遇改善の現状についてお答えします。介護職員の処遇改善については、平成24年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が創設され、それまで実施していた介護職員処遇改善交付金の月額1万5,000円相当分が加算として引き継がれることになりました。

平成27年度介護報酬改定では、平均改定率1.65%の加算拡充が行われ、全ての加算要件を満たす加算Ⅰの事業所に従事する介護職員を対象として、1人当たり月額1万2,000円相当の加算が上乗せされました。

さらに、平成29年度介護報酬改定では、介護人材の職場定着の必要性から、平均改定率1.14%、介護職員1人当たり月額1万円相当のさらなる拡充が行われております。

これにより、平成24年度からの賃金改善累計額は1人当たり月額3万7,000円相当の増となっており、市所管事業所の63%、58事業所が介護職員処遇改善加算Ⅰを取得し、賃金に充当しております。

次に、ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育、介護人材の確保に関して、市が取

り組む改善点についてでございます。平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランを踏まえ、平成29年度からは保育所等に勤務する全ての職員に対して2%、月額6,000円程度の処遇改善を行うとともに、技能、経験を積んだ保育士等に対して、確実に賃金改善に充てるための賃金改善計画の策定等を基本要件とした処遇改善を実施する予定となっております。

具体的な支給方法等は、今後国のガイドラインが示されてからになりますが、平成29年度の職員の賃金は、平成24年度の賃金に対し約10%、全国平均にして月額約3万2,000円の処遇改善と経験年数に応じた処遇改善が実施されることとなります。

経験年数に応じた処遇改善につきましては、園長及び主任保育士を除く職員全体のおおむね3分の1を対象に、経験年数7年以上の中堅職員に対して月額最大4万円の処遇改善を実施し、また園長及び主任保育士を除く職員全体のおおむね5分の1を対象に、経験年数は3年以上7年未満の職員に対して月額5,000円の処遇改善を実施する予定となっております。

次に、介護人材確保に係る対策の一つとして、平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充を実施しております。所管事業所に対しては、昨年度末に集団指導を行い、またリーフレット等の配布を行い、事業者並びに従事する全ての介護職員に周知を図り、加算取得を推進してまいりました。これにより、92事業所中90%の事業者が加算ⅠからⅤ、いずれかの加算の届け出がなされ、本年4月のサービス提供分より算定が開始されております。

市としましても、本年度予算においては国が示した平均改定率1.14%程度の加算を含めた介護給付費の予算計上を行っているところであります。今後は、新設した介護職員処遇改善加算を全ての事業所が取得できるよう、取得促進を継続してまいります。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、通告の第1点目、市内小中学校のトイレの洋式化について御答弁をいただきまして、市内では37.3%の洋式化率だという御答弁がございましたけれども、全国平均は43.3%、50%にまだ満たないような洋式化率でございます。都道府県別にちょっと例を挙げますと、洋式化率が高いところは神奈川県、沖縄、山梨などが続いていまして、その中でも政令都市別では横浜市が72.6%と、このように洋式化率は群を抜いているという状況でございます。とはいえ、予算も伴いますので、当市でもできるだけ時代の変化

とともに育つ子供さんたちの生活様式に合わせて、トイレの洋式化というのは推進して
いていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

これもまた国の予算も含めて計画的にきちんと進めていかないと、市内の新しい中学
校の校舎とかは洋式化になっているようですけれども、古い校舎を利用したり、大分前
に建てかえた小学校とかというのはまだ和式になっているというような状況でござい
ますので、この点、今後きちんと計画的に進められる考えがとおりかどうか、まずここ
をお伺いしたいと思います。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 議員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたとおり、中学校は大規
模改修等が進められて、洋式トイレの設置率がかなり向上したというふうに先ほどお話
しました。それに対比しますと、小学校のほうが率が低いということで、老朽校舎が
依然として残っていると。それから、大規模改修を行ってもトイレ設備まで、校舎のほ
うがメインになりまして、トイレが後者になってしまっているというふうな実態もあり
ます。したがって、ふぐあいを現在来している学校もあります。そちらについては、
配管工とかを優先的に改修工事を進め、なおかつ今後の計画的な洋式化、これに積極的
に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 将来五所川原市を担う子供たちのために、時代に合わせて洋式化
を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、通告の第2点目、保育や介護の受け皿の確保と保育士や介護人材の処遇改善の
促進についてお伺いいたしますけれども、そのうち第1点が、まず保育士の離職状況で
ございますけれども、どうも保育士の場合にはせっかく保育士になったとしても早期離
職して、保育業を離れてしまうさまざまな事情がおりるようでございます。この背景
といたしましては、やはり保育士の場合には平均月収が約26万円、あるいは公立では29万
円、このようにありますけれども、経験年数が10年を超えている主任とか園長などの職
員につくことができれば給与水準というのは上がるわけですが、そこに至らない
勤続年数の段階で離職してしまうというような現状がございます。ですから、やはり若
いうちから給料を少しでも上げて、女性が働けるような、特にこちらでは保育士という
のも働く場としては非常に、雇用の場としても重要でございますので、この点を国の状
況に合わせて、どのようにこれから離職率を引き下げて人材を確保していくのかという
点を、また市内の保育士の場合には市外、県外から五所川原に戻ってきて、保育士を営

むというような方も数多くいらっしゃいますので、こういう方の人材をきちんと定着できるようにしていくために、改めてどのようにお考えなのか伺います。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 保育士等の給与等に関しては、勤続年数や経験年数などをもとに、これから国のほうでガイドラインが正式に発表されることとなっております。それに基づいて、少しでも早くそういった要件をクリアして給与アップにつながるような改善に努めてまいりたいと、そういうふうな指導をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 人材確保のために保育士、できるだけ当市でも後押しできるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、介護職についてですけれども、介護職の離職の理由というのが全国で打ち出されておりまして、1位から3位までが、まず1位が職場の人間関係に問題があると、これが第1位の離職理由です。2位が法人や施設、事業所の理念や運営のあり方に不満があるというのが2位です。3位がほかにいい仕事、職場があったためというような、これが3位でございまして、なぜか収入が少ないためという離職理由、これが4位になっているんです。ですから、各事業所においても介護職というのは収入だけの理由で離職するのではないという点を当市でも認識を深めていただきたいなと思うわけでありまして、この事業所における今言った離職の理由の3点を踏まえて、しっかりとした介護事業所の指導をしていきながら、介護職に人材を確保できるようにお願いしたいなと。その上で、この介護職の処遇改善、給料の手当て、こういうのをきちんと図る必要があるのではないかなと思いますけれども、認識をもう一度御確認したいと思います。

○秋元洋子副議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 介護職に関しても、勤続年数や経験年数等に応じた昇給の仕組みを早急に整備してということが要件となっております。また、それだけではなくて、職場環境等を改善すると、働きやすい職場環境にするという、ちょっとアバウトな要件でもあるんですけども、この中にはいろいろな要件が入ってきていると思います。これらについても全体的に含めまして、最低限年に1回は全事業所を対象としたセミナーなり研修会なりを実施しておるところでございまして、その辺を携わる事業所等に周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 介護職の方々も、ここにいらっしゃる皆様方も、将来お世話にな

るという方々、私も含めてということも考えられますので、十分五所川原の介護職人材というのは、大切な人材でございますので、これから安心して働けるようお願いしたいなと思います。

最後、通告の第3点目ですけど、教員の働き方改革についてお尋ねしたいと思います。学校の先生は、昔からいつも忙しくて、なかなか大変だということで、学校の教員だけが例外扱いみたいな形ではなくて、教員も働き方改革というのを推進していく必要があると。その忙しい理由の中には、書類の作成とか、部活動、給食費の集金、保護者への対応など、それぞれ多忙を極めて、切りがないほど過重労働になっているということでございます。公立の小中学校の教員の勤務実態で過労死の目安とされる週60時間を超えている教員は、小学校では33.5%もあって、中学校では約半数以上、57.7%にも上っていると。その中で、ウエートが非常に大きいのは部活動の指導時間ということですけども、10年前に比べて約2倍になっているということだそうでございます。さまざまな政府でもいろんな形で手を打っております。その中でも大切なのが、今言われている、学校運営に地域や外部の人材がかかわるチーム学校の視点が非常に重要であると。また、今現在当市も手だてしているスクールカウンセラーの配置が非常に大事であると、広められることが大事であるというように言われております。部活動にもこの外部人材の活用を進めていく必要があるというふうにして思いますけれども、当市ではこの勤務実態についてどのように認識して、外部人材の確保と外部人材の活用、この点について今後どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○秋元洋子副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今平山議員のほうから外部人材とかのこともありましたけども、教員の働き方改革に関する教育委員会の方向性という形で、全体的にお話ししたいと思います。

教員の多忙化が社会問題化する中、国においては教員の業務負担の軽減を図ることを喫緊の課題と捉え、部活動の適正化を推進するため、今年度においては運動部活動に関する総合的な実態調査等を実施するほか、適切な練習時間や休養日等を含めた総合的なガイドラインを策定することとしております。

また、本年4月には学校教育法施行規則の一部が改正されており、地域のスポーツ指導者が部活動の指導や単独での引率が行える部活動指導員について、法的な措置が明確化されております。

市教育委員会では、教職員の負担軽減に向け、昨年度五所川原市教職員多忙化解消検討委員会を立ち上げまして、教職員の年次休暇の取得促進、部活動休養日の設定、指導

要録等の電子データ化の促進、外部人材の活用など、教職員の多忙化解消の具体的な方策について検討してまいりました。

今年度は、教職員の負担軽減の取り組みの一つとして、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的に、夏季休業中の土曜閉庁を試行的に実施する予定としており、この実施結果を検証しながら、来年度以降の実施についても検討してまいります。

また、本定例会において補正予算案として審議していただく児童スポーツ活動モデル地域事業でございますが、県教育委員会からの委託事業として、部活動やスポーツ少年団等、地域全体で児童のスポーツ活動を支える体制づくりについて調査研究し、その成果と課題を県教育委員会へ報告するものでございます。本事業では、児童にとって望ましいスポーツ活動のあり方について検討していくこととなりますが、教職員の負担軽減にもつながるものと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会では教職員の勤務実態を踏まえ、教職員一人一人が仕事と生活のバランスをとり、心身ともにゆとりを持って子供と向き合える環境をつくる必要があると考えております。今後も引き続き国の動向を注視しながら、他自治体の取り組みも参考としながら、教職員の負担軽減に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 最後になりますけれども、市長に一言御答弁いただきたいなと思います。

当市のいろんな介護、あるいは保育、そしてまた子供たちの教育の環境とか、これからの五所川原市のさまざまな人材、これを考えるときに、五所川原市で生まれ育って、五所川原に帰ってきて、五所川原のために働いて、子供たちを育てていくというのが一番理想なわけですし、それを永続して人口減少対策にしっかりと手だてしていける環境づくりをしていくというのが一番大事でないかなと思うわけですし、これからも五所川原の教育環境と、それから働く教員の人たち、そしてまた保育、介護で働く人たち、こういう人たちが安心して生まれ育ち、育てていく環境づくりをこれからも市長にぜひ目指していただきたいなと思いますので、今回のこの一般質問に対して、今後の市長の抱負を一言いただいて、質問を終わりたいと思います。

○秋元洋子副議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり教育に携わる方々がこれからの五所川原市の人材として一番のかなめではないかと思っています。

す。昔、米百俵とかさまざまありましたが、これからも当市としては学校教員、そしてその前の幼児教育からひっくるめて、そういう方々を大事にしながら、五所川原市の発展に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○秋元洋子副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、2番、井上浩議員の質問を許可いたします。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩であります。昨年6月の定例会、この場で市長は「地球温暖化対策は全世界の共通課題であります。当市においても、今後とも新エネルギー導入等に取り組んでまいります」と答弁をされました。あれから1年間経過をいたしまして、米国では当市と真逆の方針を掲げましたトランプ新政権が誕生し、後ろ向きとも言える施策を展開しようとするなど、新たな困難が発生しております。

一方、当市では、3月27日に五所川原市における農林漁業の健全な発展と調和のとれたエネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画が策定をされました。

そこで、新エネルギー導入に関するこの1年間の内外情勢の変化を踏まえまして、改めて質問をいたします。今回の質問は、以下の3点でございます。

第1に、エネルギーの地域循環について、エネルギー自治による地域再生に取り組むべきと私は考えますので、市長の御認識を問うものであります。

第2に、電力自由化に伴う公共施設における電力契約見直し等、現在までの市の対応と認識について明らかにしてください。

第3に、十三湖風力発電所建設について、市のかかわりに関する基本計画が策定されました。その内容をどう評価するかについてです。

それでは私の意見を述べて、質問の目的と理由を示します。質問の第1のエネルギーの地域循環について、エネルギー自治による地域再生に取り組むべきと考えるので、市長の御認識を問うものでございますが、なれない単語が続きまして申しわけありません。エネルギーの地域循環とは、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことで、そのことによる富を地域外に流出をさせず、地域の中で富を循環させることで経済効果を相乗的に増大をさせようということであります。また、エネルギー自治とは、地域みずからがエネルギー需給をマネジメントし、エネルギーの自給自足や消費量削減を行っていくことです。

市長が昨年述べられました地球温暖化対策は、全世界の共通課題、この課題の解消を実現していく、すなわち温室効果ガス排出量の大幅な削減のためには、現在の日本のエ

エネルギー需給構造を大きく変えていくことが必須となります。市長が述べられていますように、当市においても今後とも新エネルギー導入等に取り組んでいくことが必要であり、そのためには私はエネルギー自治の実現を目指し、五所川原市での特徴や個性を生かしながら、コストや労力になるべくかからない方法で再生可能エネルギーの大量導入、省エネを進めることが必要と考えております。

その実現のため、私はエネルギーの地域循環につきまして、エネルギー自治による地域再生に取り組む先進例をいろいろ探しましたが、最も公的なものとして長野県飯田市がございます。御紹介をしますと、飯田市では地域環境権条例を制定いたしまして、突き詰めますと再エネ資源を活用して地域づくりを行っております。では、具体的に何をやっているかといいますと、事業化できる段階まで市民が計画する再エネ事業を具体的に支援をされているわけでございます。こうした取り組みは、全国で今広がりつつあります。

さらに、それを追いかけますように、国におきましても総務省が旗頭となりまして、林野庁、環境省、資源エネルギー庁等との連携で、エネルギーの地産地消で経済の好循環を目指そうという、そういう旗を掲げた取り組みが活発になってきております。エネルギーの地産地消ということを国が大きく声を大にして言い始めているわけです。これは、ひとえに昨年４月に始まりました電力小売自由化による新たな雇用創出や新たな税收など、地域経済の好循環をつくり出そうということを国も言い始めているわけでございします。しかしながら、具体的にどうするかということになりますと、やはり飯田市と同様に、国におきましても各省庁が連携をして、初期投資の部分を支援することで事業化を早めたい、こういう施策なわけでございします。

ただ、総務省ではこうしたことを進めるために、各自治体に対しまして地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画、マスタープランを作成するように指導を強めております。ここで特徴的なのは、熱需要の集約化が前面に出始めていることでもあります。エネルギーの地域循環を考えた場合、電気に目が奪われがちでございしますが、実は熱が大きなウエートを占めている。従来農林水産省が進めていた事業があるわけですが、バイオマスと熱に着目して、総務省が旗を振って全省庁と取り組みを始めているということは大きな特徴だと思っています。

こうした国、総務省の提案を受けまして、具体的に青森県弘前市では、木質バイオマスと天然ガスを主要エネルギー源とした雪国型コンパクトシティ創造事業のマスタープランについて、本年２月までに事業化検討を行い、本年度より事業化着手ということで、本年の３月には弘前市地域エネルギービジョン弘前型スマートシティ構想における再生

可能エネルギー導入編兼弘前市地域温暖化対策実行計画が出されております。

このように、市でも10年前に地域新エネルギービジョンの作成を立派にしておりますが、力点を熱に移動させながら、大きく今全国で議論が広がって、議論ばかりじゃなく、実際の導入に向けたさまざまな取り組みが進んでおります。

これらを踏まえまして、当市ではどのように取り組みについて考えられるのか、市長の御認識を伺います。

質問の第2は、電力自由化に伴う契約の見直しについてです。2つ質問をいたします。

1つは、電力自由化に伴う現在までの市の対応はいかがなものであったのでしょうか。

2点目は、市はさまざまな公共施設を擁しておりますが、公共施設における電力契約見直しに対する市の認識はどうであったかでございます。

電力自由化とは、東北では現在東北電力1社というように、地域の一般電気事業者に独占されてきた電気事業において、市場参入規制を緩和し、市場競争を導入することで電気料金の引き下げや電気需要における資源配分の効率化を進めるということを目的に、1995年から電気事業法の改正という形で国により進められてきている施策のことであります。先ほども述べましたように、昨年4月より自由化の対象が一般家庭や小規模店舗まで拡大され、全ての需要家に対し電気を供給することができる電力の完全自由化が始まりました。

これを受けまして、青森県全域を対象に小売電気事業を行う青森県民エナジーが新電力として発足をしております。コープのでんき＝あおもり県民でんき供給事業は、一般低圧は今月6月より、高圧が来月7月より、青森県民生協などによって始まるとのことです。

また、けさの地元紙の一面トップ記事によりますと、弘前ガスが2018年7月を目標に地域の新電力事業者化に取り組むという報道もなされております。

電力自由化に関連をいたしました五所川原市での取り組みはどのようになっているのでしょうか。

質問の最後、3点目は、十三湖風力発電所建設について、市のかかわりに関する基本計画が策定をされました。その内容をどう評価するかであります。4月27日着工されましたが、そのちょうど1カ月前には五所川原市における農林漁業の健全な発展と調和のとれたエネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画が策定をされ、公表されております。

また、その1カ月、2カ月近く前の本年2月1日には、五所川原市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会が開かれまして、事業者であります株式会社日立パ

ワーソリューションズの関係者も参加をし、基本計画案が協議、決定をされています。報道によりますと、「建設用地は主に農地で、農山漁村再生可能エネルギー法を活用して転用を行った。同法に基づき、事業収益の一部は水利施設の整備など地元の第1次産業振興に充てられる」となっておりますが、当市では基本計画の内容をどう評価しているのでしょうか。

以上、質問をいたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 井上議員にお答えいたします。

地球温暖化は、異常気象などにより災害を引き起こすだけではなく、生態系への影響、農作物への影響など、さまざまなリスクを高めることから、エネルギー政策を含めた地球温暖化対策は行政としての責務であると認識しております。

これまで当市においては、地域内の自然条件やエネルギー需要等の地域特性を調査し、この地域特性を生かした新エネルギー導入の方向性を示す地域新エネルギービジョンを策定し、それに基づいた取り組みをしてまいりました。具体的には、建設中の新庁舎を初め、新たに建設する公共施設への積極的な新エネルギー設備導入や、既存施設であっても防災拠点となる全中学校への太陽光発電設備の整備、一般家庭における再生可能エネルギーの普及を支援する取り組みなど推進してまいりました。省エネルギー施策としても、市役所環境保全率先行動計画に基づき、全庁的な取り組みを進めるほか、今年度からは市内防犯灯のLED化事業に着手するなど、環境負荷低減に努めているところです。

一方、東日本大震災以降、エネルギーの地域循環については積極的に取り上げられるようになり、とりわけエネルギー自治については地域におけるエネルギー需要をマネジメントし、平時における向上と有事における確保の両方に対応できる体制づくりであると認識しています。

議員御紹介の長野県飯田市の事例では、地域住民がみずから発電事業を計画し、市の支援を受けながらエネルギー自治による地域循環を実現している例であります。当市においても、それら先進事例を参考にしながら、当市の地域特性を生かしたエネルギー自治のあり方を検討してまいります。

以上です。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、電力自由化に伴う現在までの市の対応についてお答えい

たします。国では、独占状態であった電力の小売業への参入を全面自由化し、電気料金を下げるため、政策を推進しております。従来50キロワット以下の低圧区分は自由化の対象外でしたが、平成28年4月から全面自由化となりました。これまで特別高圧及び高圧区分のみ認められておりました小売の自由化が低圧区分においても電力会社を自由に選べるようになりました。

経済産業省の公表データによりますと、平成18年の部分自由化以降、10年以上にわたり、特別高圧及び高圧分野における新電力のシェアは2%から3%程度にとどまっておりましたが、平成26年度から大きく上昇し、昨年8月以降は10%を超えております。また、昨年4月に自由化されました低圧分野の新電力のシェアは約3%となっており、既自由化分野と合わせた全体に占める割合は8%となっております。

また、地方自治体における新電力への移行も進んできておりまして、今後ますます広がっていくものと予想されます。

市では、このような状況を受けまして、各種セミナーや説明会を通じて情報収集等を行っております。今後は、導入済み自治体への調査を行い、メリット、デメリットや施設の種別ごとの導入の可否等を見きわめながら、コスト面だけではなく、公共施設という特性から安定した電力供給がなされるということを大前提に慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設における電力契約見直しに対する市の認識についてお答えいたします。電気料金につきましては、東日本大震災以降、家庭用、産業用ともに大きく上昇しておりまして、その後燃料価格の下落等に伴い、緩やかに低下してきております。震災前と比較しますと、引き続き約2割から3割と高い水準で推移している状況であります。

また、近年は日本各地でさまざまな自然災害等が頻発しており、防災機能の強化がより一層求められる中で、公共施設の電力の安定供給は住民の安心、安全な生活を確保する上で、非常に重要な要素でありますので、電力契約の見直しについては、単に金銭面のみではなく、総合的なメリット、デメリットを比較検討した上で判断していく必要があると考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 五所川原市における農林漁業の健全な発展と調和のとれたエネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画の内容の評価についてお答えいたします。

本基本計画は、事業者からの風力発電設備の整備とあわせ、地元農林漁業の健全な発展に資する取り組みの提案を受けて、当市と中泊町がそれぞれ地域の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者等から成ります協議会及び当市と中泊町の関係者等で構成される検討分科会における協議を経まして、当市におきましては本年3月27日に策定したものでございます。

十三湖風力発電所は、本基本計画策定後、事業者から設備整備計画に係る認定申請を受けまして、青森県知事との協議及び同意を経た後、設備整備計画を認定したところでありまして、現在は2019年2月の運転開始を目指し、工事が進められております。

基本計画を策定いたしまして、発電設備の整備を促進する区域、地元の農林漁業の健全な発展に資する取り組み、さらには自然環境の保全等への配慮などを定めることによりまして、農山漁村再生可能エネルギー法が目指す農林地等の土地利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電を促進いたしまして、農山漁村の活性化を図る趣旨に沿うものと認識してございます。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 エネルギーの地域循環とエネルギー自治ということを行いましたけども、当市においても同様の趣旨で進めていただけるという答弁がございましたので、その線に沿って質問を行います。

まず、私は地域循環と自治を考える場合に、やっぱり一番の前提になるのは、五所川原市と区切りにくいんですけども、当地域に必要なエネルギー量の把握から始めねばならないというふうに考えております。ちなみに、このデータが大変、国も今始めかけているところとか、部分的に進んでいるところでございますので、データがなかなかそろわないんですけども、一般的に青森県の家計での消費支出は全国最低クラスだが、冬の暖房費が大きいために水道光熱費は全国トップクラスと言われております。

そんな中で、先ほども紹介しました弘前市の新たにつくられました地域エネルギービジョンによりますと、一定の地域の需要に対する分析が示されております。それらを見たときに、当市を鑑みますと大変すばらしい地域新エネルギービジョンが策定をされていきますが、いかんせん計画実施がもう終了ということで、新たな新新ビジョンが策定をされねばならない時期に来ていると思うので、お伺いしますけども、五所川原市で推計するとエネルギー消費はどういう傾向なんでしょうか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 当市のエネルギー消費量を地域新エネルギービジョンで比較した場合、年間使用熱量で換算した場合は、1年当たり6,160テラジュールとなっております。

して、これを青森県のデータと比較いたしますと、青森県全体の４％を占めることになります。

部門別に見ますと、産業部門が市全体の27.26％、民生家庭部門が50.63％、民生業務民間部門が2.35％、民生業務公共部門が3.48％、運輸部門が16.29％となっておりまして、傾向といたしましては民生家庭部門、つまり各家庭でのエネルギー消費の割合が高くなってございます。また、各家庭の化石燃料の占める割合も59.1％と高い割合になってございます。このことから、各家庭での新エネルギー設備導入が地域の省エネルギー対策としての効果があるのではないかと考えてございます。

○秋元洋子副議長 ２番、井上浩議員。

○２番 井上 浩議員 今2005年度前後の調査によります傾向が示されました。2015年度において弘前市のエネルギー供給量は、五所川原市は10年以上前で6,160テラジュールということでありましたけども、弘前市、2015年度で約２万5,000テラジュールということで、人口と比べましてそうそう変わってはいないと思うんですけども、やはり10年経過しておりますので、2015年度のデータを早くそろえていただけるように要望をいたします。

次ですけども、１年前も答弁をいただきましたけども、本庁舎整備に地中熱利用されて、工事が今回の議会にもかかっておりますけども、実は環境省の2016年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に採択された意義は、私は大変大きいと認識しております。採択時の国の事業概要を見ますと、地中熱に関するデータの不足等により、地域住民の認知度が低い地中熱設備について、多くの住民が利用する大規模施設に導入し、地中熱利用による節電効果、地球温暖化防止効果、ヒートアイランド抑制効果の見える化を行うとともに、コストや地質の情報等を積極的に公表することで、地域への地中熱利用の普及を図るものという事業だから環境省は採択をしたということになっておりますので、そこでお伺いしますけども、ここで言われました効果の見える化を具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの地中熱、効果の見える化についてでございますけども、新庁舎内に設けられる市民の土間に、二酸化炭素の排出量や省エネ効果などがリアルタイムで表示される見える化のモニターを設置する予定です。来庁される多くの地域住民の方々へ地中熱利用の効果等が見える形で公開することにより、関心を持っていただけるものと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 それでは、採択時の、3つあるんですけども、2つ目ですけども、大変難しいのは、やっておられる方は私の住んでいる近くにもいらっしゃるんですけども、非常にボーリング調査のコスト面が問題になりますので、コストや地質の情報等を積極的に公表する方法ということで、何かお知恵があるんでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 コストに関する情報ですけども、地中熱利用を地域に普及させる課題として、やっぱり設備の導入コストが高額であるということや、地質に関するデータの不足などが考えられております。

導入コストが高額であるという課題に対しましては、長期的に見ると安価なランニングコストになり、初期導入コストを回収できる見込みが出ております。

また、地質に関するデータ不足という課題に関しましては、今回導入する地中熱利用設備に地下水、地盤環境がモニタリングできるよう、地中温度計測設備等が備えられております。これらの設備からデータ等を得ることができますので、得られたデータ等に関しまして、市のホームページを通じまして公表する予定としております。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 進めていただけると大変効果が出ると思いますので、まだ始める前に果実を問うのも申しわけないんですけども、地域への地中熱利用の波及の見通しについて現段階で考えておられることがもしございましたら。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 現段階で考えているところでございますけども、再生可能エネルギーの中でも発電に用いる太陽光などのエネルギーにつきましては、電力の固定価格買取制度により普及が大きく進んでいるところでありますが、同じ再生可能エネルギーであっても、地中熱につきましては民間企業や地域住民の間で十分に認知された状況に至っていないものと思われます。このようなことから、地中熱利用を地域に波及させるためには、まず自治体が率先して公共施設に地中熱利用設備を導入していくことが重要だと考えております。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 わかりました。

それでは、自治とともにエネルギーの地域循環ということでございます。地域循環を考える場合に、もちろん原子力発電を自治体やることは不可能でございます。ただ、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーは自治体が音頭をとってやるのが十分

可能でございます。

私は、我が国が目指すべきエネルギー社会像におきましては、エネルギーの地産地消が進み、供給エネルギー源は全てが再生可能エネルギーとなっていて、地域単位でのエネルギーの自給自足型社会が構築されている姿だと考えています。

実際にこれは考えだけではなく、東日本大震災を経験いたしました福島県では、2040年代に原子力発電からの離脱の実現の計画で事業を進めております。さらに、福島県内で唯一市独自に脱原発都市宣言を行っております、原発から20キロ圏から40キロ圏にあります南相馬市では、県の2040年代の実現より10年早い2030年代の実現へ向けて具体的なプロジェクトを進めております。さらに、本年5月21日の国民投票で、スイスでは2050年までに脱原発を達成するという国民投票が決定をされております。

そうやって考えますと、青森県は風力発電、太陽光発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーに大変恵まれているんですけども、地域循環ということを考えた場合には、多くは中央資本により設置をされている悲しい現状があります。現在の試算では、青森県でつくられた再生可能エネルギーを初めとする電気は、県内で消費されるべきところですが、2013年度でおよそ728億円に上る電気が東京などの大都市圏に流出をし、その利益は中央の資本に還元をされております。

こうしたエネルギーの地域循環へ向けて五所川原市としていかなる取り組み、もしくは基本的な御認識を持たされるのか、所感で結構ですので、お伺いをいたします。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 先ほど答弁いたしましたとおり、市のエネルギー消費の特徴を見ますと、各家庭での省エネルギー対策、新エネルギー設備導入が効果的であると考えてございます。今後も一般家庭における電力自給率を高めることを目的とした新エネルギー設備導入促進事業によりまして、太陽光発電システム、蓄電池、木質ペレットストーブ及び地中熱利用設備への助成を続けてまいりたいと考えてございます。

市のエネルギー消費状況の特徴を踏まえまして事業展開をしていくとともに、議員御指摘のとおり、青森県の恵まれた再生可能エネルギーの多くが中央資本により設備が整備され、そのほとんどが大都市に消費されて、利益も中央資本に還元されているという件につきましては、当地域の豊かな再生可能エネルギー資源によりもたらされる利益をできるだけ地域に還元できるよう目指してまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 それでは、大きく電力の自由化に関することの質問に移ります。先ほど答弁をいただきましたが、地域の全体像をやはり私は詳細に今後把握していくこ

とが肝要と考えていますので、まず五所川原市で管理をされております各公共施設、建物、指定管理者を含めてですけれども、先ほどLEDへの変換も答弁ありましたけれども、街路灯、防犯灯、非常に大きく電気を消費します。その他設備など電力利用に関する、概略で結構ですので、契約数及び大まかな年間電力料金支出は当市はいかがになっているのでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、平成28年度決算見込みベースの概算数値でありますけれども、学校等教育施設関係が契約数26件で、年間電力料金の支出額が5,200万円、集会施設・消防屯所等が契約数168件で、支出額が1,400万円、庁舎・総合支所・分庁舎等施設が契約数23件で、支出額が1,900万円、その他の公共施設、指定管理を含む福祉、観光、文化、スポーツ施設ですけれども、契約数が42件で、支出額が9,300万円、市内一円の街路灯・防犯灯は五所川原地区が契約数6,690件で、支出額が2,900万円、金木地区が2,073件で1,100万円、市浦地区が508件で300万円となっております。

以上です。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 答弁いただきましたように、非常に額がやはり大きくなります。それで、今後の対応策ですけれども、電力自由化を活用して、行政コスト削減に大枠として取り組むべきだと思うんですけれども、そのためには答弁にもありましたけれども、詳細に電気の利用状況を把握せねば対応が難しいものでございます。電気料金に係る詳細データを現在の東北電力より市として収集、把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 コスト削減の検討につきましては、施設ごとに詳細な情報を東北電力より必要に応じて収集し、総合的な判断をしてまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 これからやられるということですので。そうしますと、私が考えますに、現在考えましても、新電力と従来の電力会社の契約を比較しますと、稼働率が低くて年間の契約電力が大きい施設では、負荷率の関係で新電力が優位になるはずなんですけれども、ここら辺の御見解はいかがでしょう。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 新電力会社へ切りかえた場合の最大のメリットは、やはり電気料金が安くなることであります。その仕組みとしましては、新電力会社は送電線を持っておらず、電気を供給する際には必ず既存電力会社の送電線を利用することになるため、そ

の利用料金を支払うこととなりますが、送電、配電のコストは少なくて済みます。

また、新電力会社は、自前の発電所で発電した電気を必要な分だけ送電するだけでよいので、既存電力会社に比べまして非常に少人数で事業を行えるなど、コストを大きく節約でき、低い単価で電気を販売できるということでもあります。

さらに、新電力会社はさまざまな料金プランを設定しており、例えば季節や時間帯によって電気使用量に大きな差が出る負荷率が低い施設などにつきましては、新電力会社に切りかえたほうが安くなる場合もあり、議員御指摘のとおり、コスト面では優位となるケースが想定されます。

○秋元洋子副議長 2 番、井上浩議員。

○2 番 井上 浩議員 基本的な立ち位置なんですけども、私は電力自由化は国の施策として、大きな柱として今進んでいっていると認識をしております。市もそういう認識であると思いますので、現在の電力会社は発送電分離をまだいたしておりませんので、ただいまの答弁のようなことが気になるのはよく理解しますけども、いずれ時間とともに発送電分離も行われ、そのような懸念は一切なくなるわけですので、質問ではなくて要望にとどめておきますけども、私は市が管理する施設等のうち、電気料金の節減可能な施設を、市の独自の試算によりまして判断をするための年間見積もりを節減可能額として新電力会社からとることの取り組みをしていただきたい、これが1つ目の要望です。

2 目、市は現在、2010年2月18日に災害等発生時における電力復旧活動の施設利用に関する協定を東北電力株式会社五所川原営業所と締結をしておりますけども、このことと新電力会社活用による経費削減とは全く次元が違う問題でございますので、一切気にすることなく新電力との経費節減に踏み込んでいただきたい、これが要望の2点目です。

それから、3 点目、これはこの議場でも議論を進めてきておるところでございますけども、つくられる電力が原子力発電所によってできた電力なのか、風力発電なのか、小水力なのか、そのようなことも今後地域循環を考えていく場合、自給、電力の自治を考えていく場合に、導入先の検討比較の要素になるんじゃないかということを指摘して、要望しておきます。

それでは、大きく2 番目の質問の2 点目ですけども、今こうして議場で質疑、答弁をいただいているだけでも、新しい今事業が始まっておりますので、市民にはまだ伝わっていない情報があると思います。こうした市での取り組みですとか、得た知識や手順などを各企業、一般家庭へ情報発信するということが非常に今後大切になっていくと私は考えておりますが、市ではどのように考え、既に取り組まれているんでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 電力小売全面自由化に関する情報や制度の概要等については、所管する環境省資源エネルギー庁のホームページにおいて紹介されております。各種資料や問い合わせ窓口等の案内もされておりますので、企業や一般家庭などから問い合わせがあった際には、そちらを案内するなどして対応してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 それでは、市の10年前の評価では、一番ベースにあるのは、理事者側の皆さんも私も、平成20年2月に報告書として取りまとめられました五所川原市地域新エネルギービジョンによっておりますので、お伺いをしますけども、評価ではさらに今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社の再生可能エネルギーの導入量等の情報収集に努め、関係機関と意見交換を図るとあるんですけども、新エネルギービジョンでは、新エネルギー導入可能性総合評価結果第1位となった地熱について新たな展開を、ビジョンはちょっと古くなっておりますので、現時点で考えている施策がありましたら教えてください。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 新エネルギービジョンで新エネルギー導入可能性総合評価第1位となった地熱についてお答えいたします。

地中熱につきましては、天候に左右されることなく、安定して利用できるほか、省エネルギーで二酸化炭素の排出量を削減できるなどのメリットを有し、本市における導入可能性の高いエネルギー源と認識してございます。

しかしながら、地中熱利用の普及促進に当たって、コスト面、地中環境への影響などの課題があり、とりわけ地中熱利用設備を導入する際のコストとして、一般的なヒートポンプ方式では熱交換に用いるパイプを地中に埋設するため掘削工事等が必要になることなど、多額の初期費用を要することが地中熱利用の進まない大きな要因になると考えてございます。

このことから、本市では消防庁舎への導入に続きまして、現在整備しております本庁舎におきましても、地中熱利用設備を導入して、地域での認知度向上を図るほか、今年度から市民向けの地中熱利用設備の導入支援策といたしまして、新エネルギー設備導入促進事業の補助メニューに住宅用の地中熱ヒートポンプ設備を新たに追加し、地域における地中熱利用の普及促進に努めております。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 今答弁にありましたように、議員の皆さんも市のホームページ見てもらえばわかるんですけども、新エネルギー設備導入促進事業の新メニューに地中熱ヒートポンプが新たに今年度から加わっております。私は、これは大変にすてきなことだと思っておりますけども、現在までに申し込みありますでしょうか、始まったばかりですけども。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 現在までございません。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 これはすばらしいと思っていますんで、私も宣伝します。PRに努めていただきたいと思います。

ちょっと質問が前後して申しわけなかったんですけども、大きい3番目の農林漁業との関係の評価の関係であります。これもホームページに公開されているんですけども、この十三湖の風車に関連してのことなんですけども、あれが事業、着工始める前にいろいろ協議をされて、その協議の内容というのが評価の対象になるわけなんですけども、その協議会そのもの、質疑、討論及び策定段階で当然担当課を中心に議論されていると思うんですけども、その議論の中身の概略を簡単に報告してほしいと思います。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価についての協議会での議論についてでございますが、基本計画で掲げる農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標については、2基、総出力4,600キロワットの風力発電設備の導入と、それによる設備整備事業者の売電収益の中から資金協力を得まして、地域の農林漁業へ寄与する事業への活用を目指すこととしております。

協議会等の議論につきましては、本事業が当市と中泊町にまたがる事業であったことから、両市町で歩調を合わせながら基本計画案を作成いたしまして、合同の検討分科会を経て、市、町それぞれの協議会で協議をしたところでございますが、売電収益の中から得られる資金額の見込みや協力期間などの質疑がありまして、その時点では具体的な金額等は今後協議することとしたものの、地方公共団体に対する寄附であれば、税制上の優遇措置があることから、それらを活用して地元への還元効果を最大限発揮するよう要望しております。

また、事業開始後は、毎年度認定された設備整備計画につきまして、その進捗状況を

把握して、設備整備計画に変更があった場合も速やかに報告を受けることとしてございます。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 公開もされていることですから、平たく言えば工事が始まって、売電事業が始まるまでの間、可及的速やかに、早い段階でどれだけ当圏域の農林漁業に資することにできるか。平たく言えば、関係するところにどういうものが来るのかの詰めをやっていると思うんですけども、3月、2月段階での公開されています議論以降に、部長が答弁をされました、さらなる法人税の税制上の優遇措置を活用した取り組みも宿題として参加をしていた事業者には付与しているようでもありますので、この間の推移がもしありましたら、なければいいで結構です。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 具体的な内容はまだ決まっておりません。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 そうしましたら、先ほど評価に基づいた地熱のヒートポンプのやつについては、4月に募集を始めたばかりですから、ないということで答弁ありました。昨年私この場で同様の質問をいたしておりまして、平成23年から平成27年までの太陽光と蓄電池等の促進事業の導入実績件数をお伺いしております。1年間経過というか、2016年のそれぞれの導入実績件数はいかがとなったんでしょうか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 新エネルギー設備導入促進事業の実績についてお答えいたします。

平成28年度、太陽光発電システム7件、家庭用蓄電池2件、木質ペレットストーブ1件。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 そうしますと、私も含めて市民の皆様こういういい制度があるんだから大いに活用してもらいたいとPRしていくことによって、とりわけ東京都が今年度だと思いますけど、始めましたけども、蓄電池の技術開発がすさまじい勢いで今始まっておりますので、蓄電池と太陽光エネルギーのリンクですとか、さまざまなバリエーションが市民にとってメリットになる方策として今後展開が予想されますので、ぜひ今進められています方向で、一層の内容の充実を図っていただければいいと思いますと同時に、一日も早く新地域エネルギービジョンを、隣の弘前はもうやって、2015年のデータで新たな展開を始めていますので、当市でも10年前は弘前大学の南條先生を中心

にすばらしいビジョンで、従来、普通ではできない事業部門、会社のエネルギー消費というのは公開データがない段階で独自調査、さらにエネルギー消費の運輸部門は帰属をどこにするか判断が必要な中でも、既に10年前に当市ではやっておりますので、それらの蓄積を生かして、新新エネルギービジョンを作成されまして、この間進めてきた新庁舎を初めといたしました当市における地熱、さらに重要なのはバイオの活用も大変重要になるんですけども、一層の推進を図っていただくことをお願いいたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時31分 散会

平成 29 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 4 号）

◎議事日程

平成 29 年 6 月 7 日（水）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）から議案第 55 号 財産の取得についてまで
第 2 請願第 3 号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26 名）

1 番 松 本 和 春 議員	2 番 井 上 浩 議員
3 番 花 田 進 議員	4 番 磯 辺 勇 司 議員
5 番 山 田 和 宗 議員	6 番 木 村 慶 憲 議員
7 番 成 田 和 美 議員	8 番 吉 岡 良 浩 議員
9 番 鳴 海 初 男 議員	10 番 木 村 博 議員
11 番 山 口 孝 夫 議員	12 番 山 田 善 治 議員
13 番 秋 元 洋 子 議員	14 番 稲 葉 好 彦 議員
15 番 松 野 武 司 議員	16 番 寺 田 武 造 議員
17 番 桑 田 茂 議員	18 番 伊 藤 永 慈 議員
19 番 加 藤 磐 議員	20 番 木 村 清 一 議員
21 番 福 士 寛 美 議員	22 番 川 浪 茂 浩 議員
23 番 三 潟 春 樹 議員	24 番 工 藤 武 則 議員
25 番 平 山 秀 直 議員	26 番 葛 西 収 三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26 名）

市	長	平 山 誠 敏
副 市	長	三 上 裕 行

総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	一戸正博
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	山田達二
総務課長	長谷川哲
財政課長	三橋大輔
市民課長	福士豊
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今重彦
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	須藤淳也
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林耕正
次長	藤田幸大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第37号から議案第55号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてから議案第55号 財産の取得についてまでの19件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第44号 平成29年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

2番 井上 浩 議員	3番 花田 進 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
10番 木村 博 議員	12番 山田 善治 議員
14番 稲葉 好彦 議員	18番 伊藤 永慈 議員
20番 木村 清一 議員	21番 福士 寛美 議員
25番 平山 秀直 議員	

の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました１件を除く１８件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第２ 請願第３号

○磯辺勇司議長 次に、日程第２、請願第３号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願であります。お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明８日から１４日までの７日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、７日間は休会とすることに決しました。

次回は１５日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前１０時０７分 散会

平成 29 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 29 年 6 月 15 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 請願第 3 号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第 45 号 五所川原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 46 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 47 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 12 議案第 48 号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第13 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第14 議案第49号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第51号 市道路線の認定について
- 第16 議案第52号 市道路線の認定について
- 第17 議案第53号 市道路線の廃止について
- 第18 議案第54号 財産の取得について
- 第19 議案第55号 財産の取得について

(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第20 議案第44号 平成29年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第21 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第22 議案第84号 監査委員の選任について
- 第23 議案第85号 五所川原市名誉市民の決定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田 善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤 永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村 清一 議員
21番 福士寛美 議員	22番 川浪 茂浩 議員

23番 三 潟 春 樹 議員
25番 平 山 秀 直 議員

24番 工 藤 武 則 議員
26番 葛 西 収 三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	北 川 智 章
財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	秋 元 建 一
福 祉 部 長	岩 崎 孝 幸
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	岩 川 和 雄
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	一 戸 正 博
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦

土 木 課 長	佐々木 秀 文
水 道 課 長	高 橋 昭 一
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 耕 正
次 長	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第38号から

日程第8 請願第3号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案7件及び請願1件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は個人市民税については配偶者控除、配偶者特別控除の見直し及び肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長、固定資産税については保育の受け皿整備の促進のための特例措置の創設等、軽自動車税についてはグリーン化特例要件の重点化を図った上で適用期限を2年間延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所

川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、改正内容は半島振興地域に係る固定資産税の特別措置の適用期限を平成29年3月31日から2年間延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、改正内容は過疎地域における固定資産税の特別措置の適用期限を平成29年3月31日から2年間延長するとともに、対象業種とされていた情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、改正内容は国民健康保険税の世帯の軽減判定所得の算定に関し、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減判定にあつては26万5,000円から27万円に、2割軽減判定にあつては48万円から49万円にそれぞれ引き上げるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、改正内容は地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例の削除、追加等により、都市計画税条例の引用条文に項ずれ等が生ずることから改正をするものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、改正内容は固定資産税の課税免除の適用基準となる基本計画の知事による同意期限を平成29年3月31日から1年間延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第50号 工事請負契約の締結についてであります。本件は新庁舎車庫駐車場に関連する工事請負契約を締結するものであり、工事概要としては地中熱利用によ

る新庁舎車庫駐車場の融雪設備工事一式で、直径16センチメートル、深さ120メートルのボアホールを50カ所掘削し、ボアホールにポリエチレン管を挿入し、その中に不凍液を循環させることにより、新庁舎車庫駐車場の融雪を行うものであるとの説明に対し、新庁舎建設工事の進捗状況について、新庁舎より1年早く車庫を建設した理由について、新庁舎車庫に係る今年度の維持管理費についてなどの質疑があり、新庁舎の工事は予定どおり進んでいる、新庁舎車庫を新庁舎より早く建設したのは、新庁舎関連の多数の工事を施工しなければならない状況であるためである、新庁舎車庫については、現在電気、水道等は使用しておらず、定期的に換気を行うなどの管理を行っているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願についてであります。本件は国に対し治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表することを求める意見書を国に提出することを求める請願であり、審査の過程において、これまで本市議会で不採択とされてきた議会の意思決定を考慮すると、同趣旨の請願には賛同しかねるとの意見や継続審査との意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに、議案第42号に対する反対討論の通告がありましたので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。皆さん、本朝、日本国の刑法の基本原則であります中身を変えて、行為がなくても処罰することを可能にする共謀罪法案が可決成立をしました。本議案は、本市の3月定例会での意見書審査におきましても、この場で国会での議論を注視することにしていた事案であります。ところが、国会では、付託された参議院法務委員会での採択、採決すらなされず、憲政の常道が大きく踏みこたれました。私は、五所川原市民とともに、国政与党の諸君の猛省を求めるものです。

それでは、提案されています議案について、承認できませんので、以下その理由について述べます。都市計画税につきましては、2010年第4回定例会の一般質問で、納税者

に対し目的税としての趣旨に沿った使途の明示化について、理事者側と討論をしてきた経緯があります。依然として続いている意見としては、用途地域のみ課税されるため不公平感がある、また不公平感においては、課税の対象地域内にあってもいまだ下水道が整備されない、都市計画道路は一体いつになったら実現するのかなどです。一方で、理事者側からの廃止するとしたら失う収入はどうやって補うのかなどの意見が続いています。しかし、その後も細部の調整が専決で繰り返されるのみで、使途の明示化についての改善が図られてはいません。よって、2015年6月開催の定例会においても、私は条例の整備に異議はないものの、都市計画税の課税のあり方そのものに疑問があるため反対をしたところです。

一方、2017年、本年3月開催の予算議会では、予算の説明書で目的税である都市計画税が充てられる経費について、次の説明がありました。歳入として都市計画税の現年課税分及び滞納繰り越し分8,270万3,000円を、歳出として都市計画事業関連の地方債償還元金3億4,053万5,000円の内訳として都市計画税分全額8,270万3,000円と一般財源2億5,783万2,000円を充てるというものです。また、これまで都市計画事業関連とは下水道事業だと説明をされてきました。しかし、これでは以前にも指摘しました目的税として都市計画税を徴収すること自体に無理があります。その理由として、私が指摘しています次の3点がこれでは説明をされないわけです。第1に、受益と負担の関係が明確でないこと。第2に、過去の事業の償還財源とするため、充当状況がよくわからないこと。第3に、固定資産税とは別に都市計画税という税目を別途維持するだけの妥当性がないことです。以上、3つの観点から、私は課税決定権を持つ市の判断で徴収を取りやめるための準備に入るべきと考えています。この点につきましては、一昨年3月の当初予算の予算委員会から討論をしています。市においては、2年を経過した今でも検討となっているようであります。しかし、五所川原市に住むと税金が高いと印象づけられてしまっている市民の皆さんの意識を変えようとの努力がどうも足りないように感じています。本来でありますならば、地方分権時代の自治体による自主財源として、都市計画税は市民の理解と協力により充実させることもできるはずです。そのためには、例えば2013年の都市計画基礎調査から5年たったの次の調査報告書策定とあわせて、基礎調査での地区別状況調書における地区整備の問題、課題、こうした欄での記入されている内容と都市計画税を関連づけて市民広報するなど考えられるのではないのでしょうか。引き続きの問題提起としての意味合いで、本定例会での同意を求められています課税に関する細部調整提案についても承認できません。

議員各位の御賛同をお願いして、反対討論を終わります。

○磯辺勇司議長 次に、請願第3号に対する賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願に賛成の討論を行います。

この請願の趣旨は、治安維持法によって拷問、殺りくなど、人道上許されない行為が行われたことに対して国に謝罪、補償を求めるもので、昨年が続いて6回目の請願であります。ドイツを初め、海外ではさきの戦争の過ちを認め、戦争被害者に謝罪や賠償が行われています。日本では、さきの戦争に対するけじめがいまだにつけられず、立憲主義に反する安保法が制定されるなど、国民の間には平和を守れという声が大きくなっています。今回も、総務常任委員会では採択されませんでした。とても残念であります。治安維持法は、反人道的な、世界でもまれに見る悪法だということは事実です。この法律による弾圧は、共産主義者だけでなく、創価学会など宗教者などの思想、政治信条、宗教を犯罪にし、戦争反対の声を封じ、アジア諸国民200万人、日本国民310万人が犠牲となりました。戦後、有罪判決を受けた人々は全員無罪となって釈放されましたが、政府はいまだに犠牲者に対し謝罪も賠償も行っていないのです。憲法17条は、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより国、または地方公共団体にその賠償を求めることができると定めています。このように、しっかりした反省が行われていないために、現代の治安維持法と呼ぶことができる共謀罪法案が国会できょう未明強行採決されました。

政府は、テロ等準備罪と名前を変えてこの法案の本質を国民の目から覆い隠そうとしています。現在の法体系の中でテロには十分対処できるものであり、基本的人権を踏みにじる憲法違反の法律で政府に異議を唱える国民を無視し、監視し、取り締まることが目標であることは明確であります。共謀罪法は、限りなく人の良心に踏み込んで処罰するものであり、内心の操作には歯どめがかけられなく、拡大していきます。議員の皆さん、治安維持法によって政府が行った拷問を許すのですか。アジア諸国民を含めた多くの犠牲を出したあの戦争に命がけで反対した人たちがいたことは今生きる私たちに勇気を与えるものであり、全国では400を超える自治体がこの請願を採択しています。当市議会でも採択することを希望します。犠牲者は、高齢で時間が残されていません。今生きている間に、政府が謝罪をして、名誉を回復させ、賠償を行うべきです。

議員の皆さんの御理解により、賛同していただくことを壇上よりではありますが、お

願いをして、討論を終わります。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は議案第38号から議案第43号までの6件は承認、議案第50号は原案可決、請願第3号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第42号及び請願第3号に対する討論がありましたので、起立によって採決いたします。

初めに、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○磯辺勇司議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は承認されました。

次に、請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○磯辺勇司議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

次に、ただいまの2件を除く6件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第45号から

日程第11 議案第47号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第9、議案第45号 五所川原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてから日程第11、議案第47号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○鳴海初男経済文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。本定例会で経済文教常任委員会に付託されました

議案3件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第45号 五所川原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてであります。本件は農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数を19人に、農地利用最適化推進委員の定数を20人とするほか、農林水産省令で定める日までの間の農業委員会の委員の特例定数を20人と定めるものであるとの説明に対し、法改正による農業委員の役割変更等について、議案上程までの過程について、農業委員等選任のスケジュールについて等の質疑があり、これまで任意業務とされていた担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消に関する業務が必須業務となったほか、新たに農地利用最適化推進委員が設置され、担い手への農地集積、集約化等の地域における現場活動を行うこととなる、議案上程に当たっては、本年1月の農業委員会総会において、法改正の内容等について説明し、意見集約した後、市長等への説明及び条例規則等審議会での審査を経て提案したものである、今後の予定としては、本年8月をめどに農業委員と推進委員の推薦及び募集を行い、候補者選考委員会での選考を経て、12月議会に選任議案を提案したいと考えている等との答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市長の附属機関として農業委員会の委員の候補者の選考を行う五所川原市農業委員会委員候補者選考委員会を農業委員会の附属機関として、農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行う五所川原市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を新たに設置するほか、両委員会の委員の報酬額を定めるものであるとの説明に対し、関連して新制度における農業委員の報酬額について質疑があり、他市の状況等を調査し、適正な報酬額となるよう改正を検討しているところであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市の体育施設に五所川原市漆川体育館を追加し、同体育館の使用料を定めるものであるとの説明に対し、維持管理費の見込みについて、施設の一般利用について等の質疑があり、維持管理は今年度は光熱水費、保守点検の委託等で280万円程度を見込んでいる、これまでも社員の方だけでなく、一般市民や五所川原第一中学校の部活動にも利用されているところであり、市所有となった後も引き続き五所川原第一中学校の部活動に開放するほか、ホームページ等に掲載するなどして周知を図り、施設の有効活用に努めたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第48号

○磯辺勇司議長 次に、日程第12、議案第48号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○木村慶憲民生常任委員長 一登壇一

民生常任委員会です。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案1件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第48号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき職員のうち主任介護支援専門員の定義について改正するほか、条文を整理するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第37号から

日程第19 議案第55号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第13、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてから日程第19、議案第55号 財産の取得についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○福士寛美建設常任委員長 一登壇一

建設常任委員長からの報告をいたします。

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案7件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件はロータリ除雪車が信号機を破損させたことについて損害賠償額を定め、和解することを専決処分したので報告し、承認を求めるものであるとの説明に対し、事故防止に向けた注意喚起についての意見があり、安全管理をもう一度見直して徹底させるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第49号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市営住宅ごとの戸数及び共同施設を規則で定めるほか、所要の事項を改めるものであるとの説明に対し、共同施設の種類について質疑があり、駐車場や緑地などであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 市道路線の認定についてであります。本件は現在七ツ館虫流地区にある住宅地において、主要道路へアクセスする道路が1路線しかないことから、災害時等を考慮し、七ツ館31号線として整備するため認定するものであるとの説明に対し、

完成予定時期についての質疑があり、今年度中に整備したいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 市道路線の認定についてであります。本件は栄小学校への通学路として自転車、歩行者道を整備するため、はるにれ歩道7号線を認定するものであるとの説明に対し、冬場の除雪について質疑があり、現在栄小学校及びPTAに依頼している状況であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 市道路線の廃止についてであります。本件は新宮団地市営住宅の建てかえに伴う市道路線の廃止について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 財産の取得についてであります。本件は老朽化した2.6メートル級ロータリ除雪車の買いかえに当たり、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、入札参加業者数についての質疑があり、2社であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 財産の取得についてであります。本件は老朽化した1.5メートル級ロータリ除雪車の買いかえに当たり、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、除雪機の更新計画についてなどの質疑があり、基本的には5カ年計画で買いかえを実施しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第37号は承認、議案第49号から議案第55号までの6件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第20 議案第44号

○磯辺勇司議長 次に、日程第20、議案第44号 平成29年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○木村清一予算特別委員長 一登壇一

去る7日、本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、木村が、副委員長に平山秀直委員が選任され、8日に理事者側の出席を求め、付託された議案1件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第44号 平成29年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)について、歳入第13款、過疎地域等自立活性化推進交付金及び地域経済循環創造事業交付金に関連して、交付金を活用した事業の実施に当たって、教育研究機関等との連携の考え方についての質疑に対し、事業実施に当たり必要に応じて教育研究機関等との連携を図っていくとの答弁があり、歳入第18款、自治総合センター助成金の自治体当たりの助成限度額及び今回の補正予算に計上した理由についての質疑に対し、助成限度額は自治体当たりでなく助成事業区分ごとに限度額が定められている。補正予算となった理由について、助成団体及び金額の決定が平成28年度末に通知されたためであるとの答弁があり、歳出第2款、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金の事業実施内容、他の部署との連携及び事業の認知度についての質疑に対し、事業内容はコミュニティカフェ機能の追加整備、強化、高齢者の送迎サービスや買い物難民対策の検討、試行、七和米とまきの商品開発、販売促進の検討、地域活性化フォーラム等の開催となっている。ほかの部署との連携については、総務省の交付金を財源としている事業であるが、農業、林業等、他の部署とも関連する事業があれば支援していきたい。事業の認知度については、地域全体で事業が認知されるよう、実績をもとに広報等で紹介していきたいとの答弁があり、歳出第6款第1項、地域経済循環創造事業交付金の事業内容及び事業実施主体の経営見通しについての質疑に対し、株式会社アグリコミュニケーションズ津軽が実施している赤〜いりんご、マカ、キクイモ等の地域資源を原料とした化粧品や健康食品などの商品化を行うための真空乾燥ユニットの導入に要する経費について助成を行うものである。事業実施主体の今後の経営については、赤〜いりんご、栄紅の取り扱いや真空乾燥ユニットを活用した地域資源の商品化により期待できるものと思っているとの答弁があり、歳出第6款第2項林道維持管理費の事業内容及び契約方法並びに契約に関連した競争入札参加資

格申請時の社会保険加入の書類添付についての質疑に対し、国道339号線が不通になった場合の代替え路線である林道脇元割長根線の路肩が崩落し車両が通行できない状態にあることから、原状回復するものであり、契約方法は地元業者2社の見積もり合わせによる随意契約である。社会保険加入の書類添付については、建設業者等の社会保険等未加入対策として、当市でも今年度から競争入札参加申請の受け付けに当たり、社会保険等へ適正に加入していることを新たな条件としており、6月1日以降に入札、契約手続を行う工事については、1次下請業者についても社会保険等に参加していることが条件となっているとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第21 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙

○磯辺勇司議長 次に、日程第21、五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に金木町朝日山、白川昭麿氏、漆川、高谷博昭氏、高瀬、田中節雄氏、

下岩崎、松本善夫氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました白川昭麿氏、高谷博昭氏、田中節雄氏、松本善夫氏の4名が五所川原市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に下平井町、竹内義博氏、金木町喜良市、新岡幸浩氏、敷島町、秋田英樹氏、相内、三和金春氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充の順序については指名の順位によることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹内義博氏、新岡幸浩氏、秋田英樹氏、三和金春氏の4名が五所川原市選挙管理委員補充員に当選されました。

また、補充の順序については、指名の順位によることに決しました。

◎日程第22 議案第84号及び

日程第23 議案第85号

○磯辺勇司議長 次に、日程第22、議案第84号 監査委員の選任について及び日程第23、議案第85号 五所川原市名誉市民の決定についての2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第84号は、監査委員の選任についてであります。識見を有する者のうちから選任される監査委員として、小田桐宏之氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第85号は、五所川原市名誉市民の決定についてであります。山田春雄氏を名誉市民とするため、五所川原市名誉市民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略し直ちに審議することに決しました。

○磯辺勇司議長 初めに、議案第84号 監査委員の選任について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第85号 五所川原市名誉市民の決定について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

(「記名投票」「無記名投票」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 2人以上から記名投票、無記名投票の声があります。

ただいまの起立採決の宣告に対し、2名以上の議員から御異議があり、記名投票とする要求と無記名投票とする要求が同時にありますので、会議規則第71条第2項の規定により、まず記名投票とする要求について無記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙の配付をさせます。

(投票用紙配付)

○磯辺勇司議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○磯辺勇司議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

記名投票とすることを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(職員議席番号点呼、投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○磯辺勇司議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、成田和美議員、9番、鳴海初男議員、17番、桑田茂議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

○磯辺勇司議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成17票

反対6票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は記名投票とすることに決しました。

それでは、議案第85号について記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員は23名であります。

投票札を配付させます。

(投票札配付)

○磯辺勇司議長 投票札の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○磯辺勇司議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に同意することを可とする議員は白札を、否とする議員は青札を点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否を明らかにしない投票は、否とみなします。

点呼を命じます。

(職員議席番号点呼、投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○磯辺勇司議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、成田和美議員、9番、鳴海初男議員、17番、桑田茂議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

○磯辺勇司議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成20票

反対3票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は同意されました。

議案第85号を可とする議員の氏名

1 番 松 本 和 春 議員	5 番 山 田 和 宗 議員
6 番 木 村 慶 憲 議員	7 番 成 田 和 美 議員
8 番 吉 岡 良 浩 議員	9 番 鳴 海 初 男 議員
1 1 番 山 口 孝 夫 議員	1 2 番 山 田 善 治 議員
1 3 番 秋 元 洋 子 議員	1 4 番 稲 葉 好 彦 議員
1 5 番 松 野 武 司 議員	1 6 番 寺 田 武 造 議員
1 7 番 桑 田 茂 議員	1 8 番 伊 藤 永 慈 議員
2 1 番 福 士 寛 美 議員	2 2 番 川 浪 茂 浩 議員
2 3 番 三 潟 春 樹 議員	2 4 番 工 藤 武 則 議員
2 5 番 平 山 秀 直 議員	2 6 番 葛 西 収 三 議員

否とする議員の氏名

1 0 番 木 村 博 議員	1 9 番 加 藤 磐 議員
2 0 番 木 村 清 一 議員	

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○磯辺勇司議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成29年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、磯辺議長を初め木村予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

また、本日追加提案いたしました小田桐宏之氏の監査委員の選任及び山田春雄氏を名誉市民に決定する議案につきましても御賛同を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、今年は平成10年の「親子の旅立ち」以来、立佞武多運行20周年を迎える年であります。この節目の年を記念いたしまして、8月2日に五所川原市立佞武多前夜祭を開催するほか、4日の開会式における大型立佞武多3台のそろい踏みに加え、今年の立佞武多の題材である「纏」にちなんだ消防団員によるまとい振りの披露、立佞武多運行20周年記念物産フェアを開催し、当市の夏の風物詩である立佞武多祭りを一層盛り上げてまいります。今後もこの記念すべき節目の年を契機といたしまして、立佞武多を初めとした当市の魅力をより強く発信してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、暑さが感じられる季節となつてまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会宣告

○磯辺勇司議長 これにて平成29年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午後 零時01分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月15日

五所川原市議会議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会副議長 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 山 田 善 治

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦

五所川原市議会議員 松 野 武 司